

こ支虐第487号

令和7年12月24日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部（局）御中

子ども家庭庁支援局虐待防止対策課長
(公印省略)

「子ども虐待対応の手引き」の全部改正について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「子ども虐待対応の手引き」については、平成11年3月に作成し、その後、制度改正等に伴い、逐次改正を行ってきたところです（最終改正：令和6年4月）。

児童虐待防止等に関する施策の進展及び本手引きと関連する各種指針・ガイドラインの改定・策定動向を踏まえ、今般の改正においては、本手引きを、子ども虐待対応に際して各関係機関が共通して把握しておくべき対応の原則や基本的な考え方及び特別に留意が必要な事例への対応の留意点を整理した資料として位置づけ、従来本手引きに記載されていた虐待対応の方法や関係機関との連携については、関連指針・ガイドラインに一部移設することで、本手引きと関連指針・ガイドラインの役割を整理しました。

この手引きを参考としつつ、児童虐待防止対策の一層の推進を図っていただくとともに、管内市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対する周知を図るようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

こども虐待対応の手引き

(令和7年12月改正版)

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

目次

はじめに	1
第1章 こども虐待の対応に関する基本事項	8
1. こども虐待とは何か	8
(1) こども虐待のとらえ方	8
(2) こども虐待の定義	8
(3) 「保護者」及び「監護する」の解釈	10
(4) 虐待の判断に当たっての留意点	10
(5) 児童に対する虐待の禁止	11
(6) 虐待のこどもへの影響	11
2. こども虐待対応の基本的考え方	14
(1) こどもの権利	14
(2) 虐待が起こっている家庭の理解	16
(3) 支援の視点	16
3. こども虐待対応の原則	19
(1) 迅速な対応	19
(2) こどもの安全確保の優先	19
(3) 家族の構造的問題としての把握	20
(4) 十分な情報収集と正確なアセスメント	20
(5) 組織的な対応	20
(6) 十分な説明と見通しを示す	20
(7) 法的対応等的確な手法の選択	21
(8) 多機関の連携による支援	21
4. こども虐待対応の枠組み	23
(1) 虐待の重症度と市町村・児童相談所の対応	23
(2) 特定妊婦・要支援児童・要保護児童への対応	25
(3) 市町村と児童相談所の役割と連携・協働の留意点	26
(4) 要保護児童対策地域協議会の運営	31
5. 守秘義務と情報提供について	35
(1) 児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務について	35
(2) 児童虐待防止法第7条について	35
(3) 関係機関及び関係者の守秘義務と情報提供について	35
第2章 虐待の発生を予防するために	37
1. こども虐待問題を発生予防の観点から考えることの重要性（こども虐待はなぜ起るのか）	37
2. 虐待に至るおそれのあるリスク要因とアセスメント	37
(1) リスク要因とは	37
(2) リスク要因を持つ家庭を把握するためのアセスメント	39
第3章 特別に留意が必要な事例への対応	41
1. きょうだいの一人に虐待が発見された事例への対応	41
(1) 対応事例	41
(2) きょうだいの一人に虐待が発見された事例への対応の留意点	42

2. 保護者に依存症が疑われる事例への対応	45
(1) 対応事例	45
(2) 依存症と子どもの虐待	47
(3) 保護者に依存症が疑われる事例への対応の留意点	47
3. 保護者に精神障害が疑われる事例への対応	49
(1) 対応事例	49
(2) 保護者の精神障害と子どもの虐待	50
(3) 保護者に精神障害が疑われる事例への対応の留意点	50
4. こどもに障害が疑われる事例への対応	53
(1) 対応事例	53
(2) 障害のあるこどもと子どもの虐待	54
(3) こどもに障害が疑われる事例への対応の留意点	54
5. 特定妊婦や飛び込み出産事例への対応	56
(1) 対応事例	56
(2) 特定妊婦とは	57
(3) 対応の際の役割と関係機関との連携	58
(4) 特定妊婦・飛び込み出産事例への対応の留意点	59
6. 転居を繰り返す事例への対応	62
(1) 対応事例	62
(2) 転居を繰り返す事例への対応の留意点	63
7. 配偶者からの暴力のある家庭への対応	69
(1) 対応事例	69
(2) 配偶者からの暴力とは	70
(3) DVと子ども虐待	71
(4) DVがこどもに与える心理的影響	71
(5) DVが起きている家庭への対応の留意点	72
8. 家族関係や家族構造に変化があった事例への対応	74
(1) 対応事例	74
(2) 家族関係や家庭構造に変化があった場合に抱えやすい葛藤	75
(3) 家族関係や家族構造に変化があった事例への対応の留意点	76
9. 社会的養護経験者等への対応	79
(1) 対応事例	79
(2) 社会的養護経験者等への対応の留意点	80
10. 性的虐待を受けたこどもとその保護者への対応	84
(1) 対応事例	84
(2) 性的虐待の特殊性	86
(3) 性的虐待を受けたこどもへの初期調査	86
(4) 性的虐待を受けたこどもとその保護者への対応の留意点	89
11. ネグレクト事例への対応	93
(1) 対応事例	93
(2) ネグレクトの特殊性	94
(3) ネグレクト事例への対応の際の留意点	96

1 2. 夜間徘徊等犯罪に巻き込まれる可能性の高い環境にあるこどもへの対応	98
(1) 対応事例	98
(2) 犯罪に巻き込まれる可能性が高い環境にあるこどもの現状	99
(3) 犯罪に巻き込まれる可能性の高い環境にあるこどもへの対応の留意点	99
(4) 警察から身柄を伴う通告があったこどもの他自治体への移送について	100
1 3. 被虐待児がヤングケアラーであることが疑われる場合の対応	101
(1) 対応事例	101
(2) ヤングケアラーとは	102
(3) ヤングケアラーの特徴	103
(4) 被虐待児がヤングケアラーであることが疑われる場合の対応の留意点	103
1 4. 虐待による乳幼児頭部外傷 (Abusive Head Trauma in Infants and Children=A H T) が疑われる場合の対応	105
(1) 虐待による乳幼児頭部外傷 (Abusive Head Trauma in Infants and Children=A H T) とは	105
(2) 通告受理時の対応	105
(3) 援助方針の検討	108
(4) こどもと保護者への支援と家族の再統合	109
1 5. 保護者がこどもに不必要的診察・検査・治療等を受けさせていることが疑われる事例への対応	111
1 6. 心中事例に対する考え方	113
(1) 重篤な虐待死としての「親子心中」	113
(2) 心中による虐待死の特徴	113
(3) 心中による虐待死の発生を防止するために	113
第4章 虐待重大事例に学ぶ	115
1. 検証の必要性と枠組み	115
2. 国による児童虐待による死亡事例等の検証について	116
(1) 検証について	116
(2) 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（専門委員会報告書）を踏まえた再発防止のための検証の視点	116
3. 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について	121
(1) 検証の目的	121
(2) 実施主体	121
(3) 検証組織	122
(4) 検証委員の構成	122
(5) 検証対象の範囲	122
(6) 検証に関する会議の開催	122
(7) 報告等	122
第5章 関連資料	124
1. こども虐待への取組の沿革	124
(1) 児童虐待の防止等に関する法律の制定前	124
(2) 児童福祉法制定以降の児童虐待防止対策に関する法改正の経緯	126
2. 関連通知等	127
(1) 児童虐待防止対策に関する通知等	127

(2) 児童虐待防止対応に関する通知等	127
(3) その他関連通知等	132
3. その他関連資料	133
(1) 児童相談所における虐待ケースへの対応の流れ	133
(2) こども家庭センターの役割	134
(3) こども家庭センターガイドラインにおける関連記述	135
(4) 一時保護ガイドラインにおける関連記述	138
(5) 通告・相談者別の相談対応	140
4. 参考文献等	141

本手引きの位置づけ

本手引きは、子どもの虐待に関する基本的な対応のあり方を示す手引きとして平成 11 年 3 月に作成され、平成 12 年の「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号、以下「児童虐待防止法」という。）の制定、その後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童虐待防止法及び民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正を受け、逐次改正が行われてきた。平成 25 年の全部改正以降は、令和 6 年に「特別な視点が必要な事例への対応」の「虐待による乳幼児頭部外傷が疑われる場合の対応」部分について改正を行ったところである（「「子ども虐待対応の手引き」の一部改正について」令和 6 年 3 月 29 日付け こ支虐第 155 号 こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）。

従来、児童福祉法においては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、児童虐待相談等の急増により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。こうした状況を踏まえ、平成 16 年には、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 30 号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号。以下「平成 16 年児童福祉法等改正法」という。）が成立し、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされた。さらに、平成 28 年には児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年児童福祉法等改正法」という。）が成立し、市町村、都道府県、国の役割と責務が明確に規定された。

以降、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定（以下「関係閣僚会議決定」という。）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日 関係閣僚会議決定）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日 関係閣僚会議決定）等を踏まえ、児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化を含めた児童虐待防止対策を進めてきた。

令和 4 年には、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「令和 4 年児童福祉法等改正法」という。）が策定され、これを受けて策定された、令和 5 年 4 月からのこども家庭庁創設も踏まえた新たな総合的な対策である「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和 4 年 9 月 2 日 関係閣僚会議決定）等に基づき、改正児童福祉法の円滑な施行に取り組んでいるところである。

令和 4 年児童福祉法等改正法では、市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされ、また、要支援児童等その他の者に対する計画作成等による包括的かつ計画的な支援や、新たに創設された複数の事業を含む家庭支援事業の利用の支援及び勧奨を行うこととされた。そのほか、同改正法では、入所措置や一時保護の決定時等における意見聴取等措置等子どもの権利擁護の強化、社会的養護経験者等の実情把握、親子再統合支援事業の創設、新たな基準策定による一時保護施設の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカー（認定資格）の創設、児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化、一時保護時の司法審査の導入等の所要の措置を講ずることとされた。

令和 4 年児童福祉法等改正法を受けて、こども家庭センターが期待される機能を十分に発揮できるよう、その基本的な考え方や運用上の留意点等を示した「こども家庭センターガイドライン」（令和

6年3月30日付け「成母第142号・支虐第147号 こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知」を策定し、併せて「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け「雇児発第133号 厚生省児童家庭局長通知」）及び「一時保護ガイドライン」（令和6年3月30日付け「支虐第165号 こども家庭庁支援局長通知」）を全部改正したところである。

【こども虐待防止対策の経緯】

平成12年 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立（平成12年11月施行）

- ・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
- ・住民の通告義務 等

平成16年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成16年10月以降順次施行）

- ・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待の放置等も対象）
- ・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成19年 児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成20年4月施行）

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
- ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成20年 児童福祉法の改正（一部を除き平成21年4月施行）

- ・家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成23年 児童福祉法の改正（一部を除き平成24年4月施行）

- ・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与
- ・施設長等が、児童の監護等に関して必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定
- ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がいない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

平成28年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き平成29年4月施行）

- ・児童福祉法の理念の明確化
- ・母子健康包括支援センターの全国展開
- ・市町村及び児童相談所の体制の強化
- ・里親委託の推進 等

平成29年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（平成30年4月施行）

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

令和元年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（一部を除き令和2年4月施行）

- ・体罰禁止の法定化
- ・児童相談所の体制強化・設置促進
- ・関係機関間の連携強化 等

令和4年 児童福祉法等の改正（一部を除き令和6年4月施行）

- ・こども家庭センターの設置努力義務化
- ・一時保護所の設備運営基準策定
- ・意見表明等支援事業等の創設
- ・こども家庭ソーシャルワーカーの新設（児童福祉司の任用要件への追加）
- ・一時保護時の司法審査導入 等

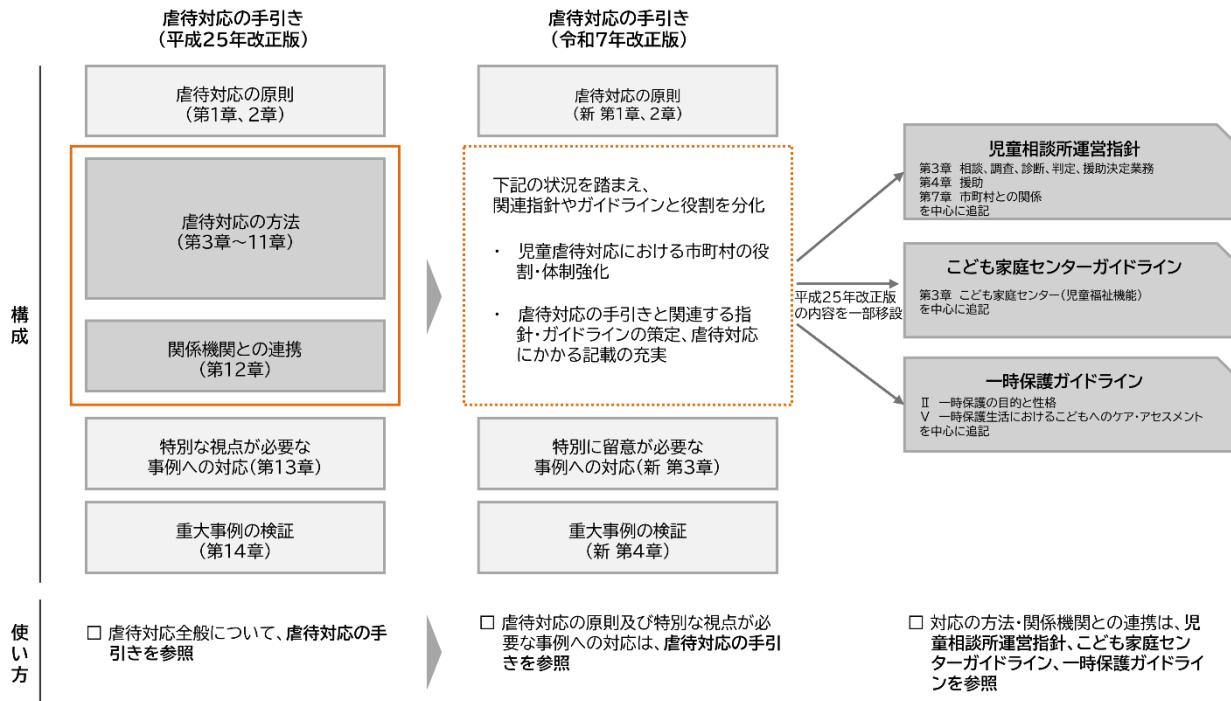
令和7年 児童福祉法・児童虐待防止法等の改正（公布から6月以内施行・公布から1年6月以内施行）

- ・一時保護中の児童に虐待を行った疑いのある保護者に対する面会通信制限の規定の整備
- ・一時保護委託の登録制度の創設 等

前述した、児童虐待防止等に関する施策の進展及び本手引きと関連する指針・ガイドラインの改定・策定動向を踏まえ、今般の改正においては、本手引きを、①こども虐待対応に際して各関係機関が共通して把握しておくべき対応の原則や基本的な考え方、②通知やガイドライン等で示してきた特別に留意が必要な事例への対応の留意点を整理した資料として位置づけ、従来手引きに記載されていた虐待対応の方法については、関連指針・ガイドラインに一部移設することで、本手引きと関連指針・ガイドラインとの役割を分化することとする。

児童相談所における虐待対応については「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け「雇児発第133号 厚生省児童家庭局長通知」）及び「一時保護ガイドライン」（令和6年3月30日付け「支虐第165号 こども家庭庁支援局長通知」）等を、市町村については「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付け「成母第142号・支虐第147号 こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知」）等を参照いただきたい。

【本手引きの構成及び使い方の変更について】



第1章 こども虐待の対応に関する基本事項

1. こども虐待とは何か

(1) こども虐待のとらえ方

こども虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、こどもに対する最も重大な権利侵害である。児童虐待防止法は、同法の目的として、こども虐待がこどもの「人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ」、こども虐待の防止等に関する施策を促進する旨を明記している。こども虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、子どもの権利擁護を図るよう努めることが求められる。

(2) こども虐待の定義

こども虐待については、児童虐待防止法においては、「児童虐待」を殴る、蹴るなどの身体的虐待や、性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。児童虐待防止法で定められているのは、18歳未満の者への虐待であり、児童相談所が対象とするこどもとは18歳未満の者をいうが、いくつかの例外規定が設けられており、18歳までにかかるわってきた者の自立に資するためには、18歳以上でも直接支援を行っている他機関の要請があった場合、その者の最善の利益を優先して検討し対応する必要がある。また、市町村（こども家庭センターを含む。以下同じ。）による支援は、包括的かつ継続的な性格であるため、柔軟に対応する必要がある。本手引きでは、法律上の表記は「児童」や「子ども」と記し、18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と記す（こども基本法第2条第1項参照）。

具体的には、児童虐待防止法第2条において、「この法律において、『児童虐待』とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定され、

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

以上の四つの行為類型が規定された。

上記の一から四を具体的に例示すると以下のものが該当する。

一 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血等の頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこ等による火傷等の外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄等により一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。など

二 性的虐待

- ・ こどもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ こどもの性器を触る又はこどもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ こどもに性器や性交を見せる。
- ・ こどもをポルノグラフィーの被写体等にする。など

三 ネグレクト

- ・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

例えば、

重大な病気になっても病院に連れて行かない

乳幼児を家に残したまま外出する

なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢のこどもを自動車の中に放置し、熱中症でこどもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢のこどもだけを家に残したために火災でこどもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意する。

- ・ こどもの意思に反して学校等に登校させない。こどもが学校等に登校するように促すなどのこどもに教育を保障する努力をしない。
- ・ こどもにとて必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など

例えば、

適切な食事を与えない、

下着等を長期間ひどく不潔なままにする、

極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。

- ・ こどもを遺棄したり、置き去りにしたりする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の交際相手等の同居人や自宅に出入りする第三者が一、二又は四に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

四 心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりすることなど。
- ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動など。

- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・配偶者やその他の家族等に対する暴力や暴言。
- ・こどものきょうだいに、一～四の行為を行う。など

(3) 「保護者」及び「監護する」の解釈

児童虐待防止法第2条において、「保護者」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの」と定義されている。そのため、親権者や未成年後見人であっても、こどもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や未成年後見人でなくとも、例えば、こどもの母親と内縁関係にある者も、こどもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当する。

「現に監護する」とは、必ずしも、児童と同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその児童の所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められる必要がある。交際相手等が保護者に該当する場合の対応については、「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和4年4月18日付け 子家発 0418 第1号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を参照のこと。

また、児童が入所している児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、障害児入所施設等）の長又は児童の委託を受けたファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業やその事業者、同事業を行う住居を指す。以下同じ。）の事業者（事業者と養育者が異なる場合は、養育者。）及び里親（以下「児童福祉施設の長等」という。）は、児童を現に監護している者であり、「保護者」に該当する。このため、児童福祉施設の長等による虐待は児童虐待防止法第2条に規定する「児童虐待」に該当し、施設職員が行う虐待を放置した場合は児童福祉施設の長によるネグレクトとして児童虐待防止法第2条に規定する「児童虐待」に該当する。

なお、施設職員その他の従業者による虐待は、児童福祉法第33条の10に規定する「被措置児童等虐待」として許されるものではなく、同法においても「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが明確に規定されている（児童福祉法第33条の11）。被措置児童等虐待への対応については、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（令和7年9月25日付け こ支虐第360号・こ支家第398号・こ支障第357号 こども家庭庁支援局虐待防止課長・家庭福祉課長・障害児支援課長通知）を参照のこと。

(4) 虐待の判断に当たっての留意点

個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づき行われるのは当然であるが、こどもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断する必要がある。その際留意すべきは、こどもの側に立って判断することである。

虐待を判断するに当たっては、以下のよう考え方が参考になる。

「虐待の定義はあくまでこども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うのではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っていても、こども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。

我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、こどもにとって有害かどうかで判断するよう
に視点を変えなければなりません。」（小林美智子、1994）

保護者の意図の如何によらず、こどもの立場から、こどもの安全と健全な育成が図られている
かどうかに着目して判断すべきである。保護者のなかには、自らの暴行や体罰等の行為をしつけ
であると主張する場合があるが、これらの行為はこどもにとって効果がないばかりか悪影響をも
たらすものであり、不適切な行為であることを認識すべきである。

たとえ「しつけ」のためだと思っても、身体的に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意
図的にもたらす行為である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、児童虐待防止対
策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「令和元
年児童福祉法等改正法」という。）により、児童虐待防止法第14条等に親権者等（児童福祉施設
の長等を含む。）は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが規定されている。

なお、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）により、懲戒権の規定が削除さ
れるとともに、親権者はこどもの人格を尊重するとともに、こどもの年齢及び発達の程度に配慮
しなければならず、かつ、体罰等の、こどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をし
てはならないものとされた。（民法第821条）

（5）児童に対する虐待の禁止

児童虐待防止法第3条は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としているが、こ
れは、保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護されるべき児童に対して何人も「虐待」
をすることは許されないことを規定したものである。本条でいう「虐待」とは、児童虐待防止法
第2条で規定されている保護者による虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為
を含むものである。何人も児童に対する様々な虐待行為（児童福祉法第34条や児童買春、児童ボ
ルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に
掲げる禁止事項や、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、不同意わいせつ罪等は当然に含まれ
る。）をしてはならないことが規定されているものである。

なお、保護者以外の同居人から虐待を受けているこどもについても、保護者によるネグレクト
として児童虐待防止法にいう「児童虐待」に該当し、同法に基づく通告および保護の対象になる
ものである。

（6）虐待のこどもへの影響

虐待は、こどもに対するもっとも重大な権利侵害である。

前述のように、こどもへの虐待は主に四つの分類に分けられ、分類によって心身への影響には
異なる面があるが、いずれの分類の虐待もこどもの心身に深刻な影響をもたらすものである。また、いくつかの分類の虐待が複合している可能性があることにも注意が必要である。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、こどもの年齢や受け止め等により様々で
あるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴があ
る。

① 身体的影響

打撲、切創、熱傷等外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血等の外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長等が見られる。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。こうしたこどもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長の伸びや体重増加を示すことがある。

身体的虐待が重篤な場合には、死に至ったり重い障害が残ったりする可能性がある。

② 知的発達面への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなかつたり、またネグレクトの状態で養育されることで、学校への登校もままならなかつたりする場合がある。そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがある。

また、虐待する養育者はこどもの知的発達に必要な養育環境を整えなかつたり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をしたりする場合があり、その結果としてこどもの知的発達を阻害してしまうことがある。

③ 心理的影響

(ア) 対人関係の障害

こどもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、こどもは欲求を適切に満たされることのない状態となる。そのためにこどもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人との関係形成が困難となり、対人関係における問題が生じることがある。例えば、対人関係が不安定となり両極的で矛盾した態度を示したり、無差別的に薄い愛着行動を示したりする場合がある。また、保護者以外の大人との間に、虐待的な人間関係を反復する傾向を示すこともある。

(イ) 低い自己評価

こどもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持てない状態となることがある。

(ウ) 行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがある。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動したりする場合がある。

(エ) 多動

虐待的な環境で養育されることは、こどもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになることがある。注意欠如・多動症（ADHD）に似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合がある。

(オ) 心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害（P T S D）等として残り、思春期等に問題が表出することもある。

(カ) 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合がある。さらには精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果たさなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとることがある。一見問題ないように見える一方で、思春期等に問題が表出することもある。

(キ) 精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがある。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発現し、解離性障害に発展する場合もある。

以上のように、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要となる。

(参考) 【マルトリートメント】

諸外国では、「マルトリートメント」（不適切な養育）という概念が一般化している。諸外国における「マルトリートメント」とは、身体的・性的・心理的虐待及びネグレクトであり、日本の児童虐待に相当する。

2. こども虐待対応の基本的考え方

(1) こどもの権利

① 児童の権利に関する条約

我が国では、平成6年に「児童の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）を批准し、こどもは保護・養育の客体ではなく、権利行使の主体としてその人格と主体性を尊重され、調和のとれた成長発達が保障されるべきであるとの認識により、こどもの権利擁護のための取組が展開してきた。

権利条約は、前文と全54条から構成されており、国際人権規約（昭和41年に国連総会で採択された国際条約で、日本は昭和54年に批准）において定められている権利をこどもについて敷衍し、こどもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項が規定され、「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第4条）」とされている。こども家庭支援のあり方と関連して、以下の理解が重要である。

第一に、こどもの権利は、普遍的な人権の一環として位置づくこと（条約前文）である。したがって、こどもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体と考えられている。例えば、権利条約では、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する（第12条）」という意見表明権の規定があるが、このように通常の市民が持つ権利をこどもに敷衍している点が重要である。

第二に、権利条約に定めるこどもの権利は、大きく「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」にわたっていることである。こどもが有する権利は、それぞれ、生きる、守られる、育つ、参加するという観点から理解され、具体的な支援のあり方が構想されるべきである。

第三に、こどもの「最善の利益」が優先されるべきことである。権利条約には、「児童に関するすべての措置を採るに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする（原文では優先して考慮されるものとする）（第3条）」と規定されている。この点は、こども家庭福祉の関係者が制度設計・運用、個別的支援に係わる判断や合意形成を行う際の原則として、理解される必要がある。

第四に、こどもの養育・発達に関する父母・法定保護者の一次的責任と、その責任を遂行するための公的支援の必要性についてである。権利条約第18条には、「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する（第1項）」とした上で、「締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務（原文ではサービス）の提供の発展を確保する（第2項）」と規定し、こどもの権利を保障するために父母・法定保護者に公的支援が必要であることを明示している。

第五に、家庭養育の原則である。権利条約には、前文において「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め」、家庭養育を原則としている。その上で、「一時的若しくは恒

久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第 20 条）」と、こどもの最善の利益に即して代替的養育を受ける権利を規定している。前文の趣旨からは、代替的養育は家庭環境に近いものとして設定されるべきである。この具体像は「児童の代替的養護に関する指針（平成 21 年国連総会採択）」に示されているが、この指針は「児童の権利条約」の「実施を強化する」ためのものであることが、指針の前文に示されている。

② こどもの権利に関する主な法律

平成 28 年児童福祉法等改正法では、その第 1 条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、児童の権利に関する条約にのっとり、全てのこどもが等しく権利を有すること、つまりこどもが権利の主体であることが明記された。第 2 条では、全ての国民はこどもの意見を尊重することや、こどもの最善の利益が優先して考慮されるべきことであることが規定されている。加えて、こどもを養育する上で保護者に第一義的責任があると同時に、国及び地方公共団体はその保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされた。

また、令和 4 年 6 月には、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）が成立した（令和 5 年 4 月 1 日施行）。こども基本法は、全てのこどもが適切に養育されることや、家庭での養育に十分な支援を行うこと、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどを基本理念として定めている。

③ こどもの権利擁護の推進

保護者から受ける虐待や不適切な養育は、こどもの心身の成長発達過程や成人に達した後の生活にまで多大な影響を及ぼすことから、最も深刻なこどもの権利侵害と言える。しかしながら、こどもが保護者からの虐待や不適切な養育を不当な権利侵害と認知したり、それをこども自身の力で避けたりすることはきわめて困難である。また、こどもは成長発達の途上にあり、周囲の大人の意向や態度に影響を受けやすく、自らの意見や意向を言葉により表出することが困難な場合もある。

したがって、こどもの成長過程を周囲の大人が見守っていくこと、虐待について理解しておくこと、できるだけ早く虐待に気づき早期対応につなげることなどについて、より多くの人に理解を求めることがこどもの権利擁護の重要な基盤づくりとなる。また、虐待を受けたこどもの保護やケアを行うプロセスにおいても、一人ひとりの「こどもの最善の利益」とは何かを意識しながら必要な支援を行うことが重要である。

こどもの権利擁護を推進するには、より多くの関係者がこどもの権利擁護の視点を持ちながらこどもや家庭に関わるとともに、こどもの権利侵害を見逃さず適切な対応を行う体制を構築していくことが必要である。

このうち子どもの意見表明権については、令和4年児童福祉法等改正法において、都道府県知事等（都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長。以下同じ。）又は児童相談所長は、児童に施設入所等の措置等を採る場合又は施設入所等の措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、原則としてあらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置（意見聴取等措置）をとらなければならないこととされた（児童福祉法第33条の3の3）。意見聴取等措置を行う際に必要な対応の詳細については、「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付け こ支虐第224号 こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

（2）虐待が起こっている家庭の理解

① 家庭の特質

子ども虐待は、家族の構造的な問題を背景として生起してくる。そのため、家族の歴史や家族間の関係、また経済的背景等を含めて総合的な見立てをすることが必要である。

保護者がこれまでどのような家庭で育ってきたか、就労や家計の状態はどうか、どのような居住状況か、友人や近隣とどのような人間関係にあるのか、なにがストレスであるのか、また心身の問題はないかなど、保護者側の背景要因と、子どもの障害や疾病等の育児負担の問題、また予期せぬ妊娠ではなかったかなど、多様な要因により起こるという認識が重要である。虐待が起こるまでには保護者の幼少期からの家族歴が関係することがあるため、十分な聞き取りのもとにリスクをアセスメントし、関係機関と連携して支援を行う必要がある。また、家族関係や経済状況は支援者の予想を超えて変化することがしばしばであり、家族を固定的に捉えるのではなく、適時のアセスメントや支援計画の見直しを行う必要がある。

さらに、保護者自身も心身の問題を抱えていて治療が必要であったり、生育歴の問題に苦しんだりしていることもある。一見援助を拒否しているような場合でも、虐待をしている保護者には支援が必要であるという認識を持ち、保護者が相談しやすいように関係を構築し、支援につなげることが重要である。

② 子どもの特質

保護者から関心を寄せられ要求に応えてもらうことで、子どもの心は成長する。すなわち、安全・安心な場で、子どもに十分な関心と配慮がなされるような支援を行うことが重要である。また、たとえ虐待されていても自分に関心を寄せてもらえるかけがえのない大人として、保護者の言動をかばう子どもがいる。子どもが保護者に対して抱く感情を受け止めつつ、同時に子どもに起こっていることを見誤らずに対応する必要がある。

（3）支援の視点

① 発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援

子ども虐待防止対策の目標は、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、ひいては社会的自立に至るまでを支援することにある。早期発見・

早期対応のみならず、発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの各段階において、子どもの権利擁護という理念に立脚した多様な関係機関による切れ目のない支援が必要である。

② 親子の再統合に向けた支援等子どものみならず保護者を含めた家庭への支援

子どもが虐待を受けた場合、必要に応じて保護者から一時的に引き離すことがあるが、一時保護中に、保護者の疾病の回復や親子関係の修復・改善等家庭環境調整がなされ、他に養育・支援上の問題がなければ、子どもの家庭復帰の準備をすることになる。しかしながら、深刻な虐待事例のなかには、子どもが再び保護者と生活を共にすることが子どもの福祉にとって、必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。したがって、家庭復帰できるかどうかの慎重なアセスメントが重要である。

また、たとえ家庭復帰できなくても、子どもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に築いていくことを通して、子ども自身が愛され大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるよう、親子関係を再構築するための支援も必要である。在宅で支援する場合を含め、子どもの健全な育成のためには良好な家庭的環境で生活できることが必要であるため、幅広い関係機関が連携を図りつつ、子どもに対する支援はもとより保護者を含めた家族への支援が求められている。

親子関係再構築支援は、親子分離された場合のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子も対象とした、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指すものである。親子関係再構築支援に当たっては、子どもの権利に根差して、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、子どもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。親子関係再構築支援については、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」（令和5年12月26日付け こ支虐第233号 こども家庭庁支援局長通知））を参照のこと。

③ 子どもの発達支援、自立支援の視点をもった支援

子どもを支援する上での基本的な視点として、子どもの発達と自立があげられる。

子どもの発達は、生命のはじまりから成人期に達するまで多くの段階がある。一般的には胎生期、新生児期、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期に区分され、どの子どももこの段階を経て大人に向かう。即ち、子どもの発達過程には一定の方向性と連續性がある。また、それぞれの段階には発達課題や特徴があり、子どもの側のニーズに応え、子どもの自主性を尊重しながら成長発達が豊かに保障される必要がある。特に、愛着形成において重要な時期である乳幼児期に大人との関係をしっかりと確立できるような支援を行うことや信頼関係の確立を妨げる環境を改善することは、子どもの発達支援の観点から重要である。

また、子どもの自立を実現するためには、学力や生活力を涵養するとともに、子どもが困ったときに適切な援助を求めるができるような、子どもが受け入れられると感じられる養育環境を整え、必要な助言を求めてかなえられるという体験を通じた支援をする必要がある。

④ パーマネンシーを保障するための支援

子どものパーマネンシー保障とは、子どもが慣れ親しんだ社会的繋がりや生活環境を可能な限り保つことで、先々の見通しや連續性のある人間関係や生活の場を保障することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点である。愛着形成の対象となる、あるいは信頼の置ける大人との情緒的・心理的関係や同世代との友人関係、所属感やアイデンティティを感じられるような生活環境の安定性と永続性は、子どもの健全な発達に不可欠である。パーマネンシーの確保はどのような養育形態であっても重要だが、とりわけ家庭から離れて暮らす子どもについては、施設においても、里親家庭・ファミリーホームにおいても、パーマネンシーに配慮した対応を行う必要があり、入所措置や委託が解除された後の自立を見通した上でのパーマネンシープランニングが必要となる。

また、在宅における場合でも、保護者や家庭が子どものパーマネンシーを保障できるよう、子育てや親子関係形成・再構築等に関する様々なサービスを活用した個別的な支援を、一貫した方針及びケースマネジメントのもとで提供することが必要である。加えて、子ども自身に対するケアを行う場合も、パーマネンシー保障が情緒的な繋がりなど子どもの主観的認識に基盤があることに鑑み、子どもの意見を中心に据えた連續性のある支援が行えるような配慮を行い、相談機関の体制及び連携等の充実を図ることが求められる。

⑤ 子どもへの心理面からの支援

児童虐待防止法では、児童虐待が子どもの心理面でも成長及び人格の形成に重大な影響を与えることが明示されており、支援者にはその対応が求められる。近年の逆境的小児期体験(Adverse Childhood Experience : ACE)に関する研究からも指摘されているように、前節で挙げた様々な心理的影響以外の2次的影響も含めて、虐待された経験は当該子どものその後の人生に長期にわたって影響しうるため、虐待の種別を問わず、子どもの心のケアを実践することが重要である。

虐待を受けた子どもの心理面からの支援方策を検討するにあたっては、子どもの発達や親子の関係性についての心理職によるアセスメントはもとより、トラウマの影響を受けているかもしれないとの視点で子どもと接する必要がある。特に、子どもが再トラウマを受けないよう、また支援者も代理受傷をしないように、子どもと関わるすべての支援者がトラウマイントフォームドケアを学び、実践できることが求められる。

これら心理面での支援を円滑に行うには、児童相談所や子ども家庭センター等の行政の虐待対応機関のみならず、ケアの提供を中心的に担う社会福祉法人や医療機関、子どもが日常的な生活を過ごす保育所等や教育機関、地域での暮らしを支える市町村行政やNPO法人等、多機関・多職種の連携が不可欠となる。発達、親子関係、トラウマといった心理面の悩みや課題に対して連続的なケアを提供するため、これら関係機関との日常的な体制構築が望まれる。

(参考)【トラウマイントフォームドケア】

トラウマとは何か、その広範な影響、対応・応答の工夫、次なるトラウマ体験が起こりにくくする配慮について、誰もが知り、日常生活の中で関わっていくこと。（令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「虐待を受けた子どものトラウマケアについての実態把握等に関する調査研究報告書」（株式会社リベルタス・コンサルティング））

3. こども虐待対応の原則

(1) 迅速な対応

こども虐待への対応においては、猶予を許さない緊急な対応が必要であることが少なくない。児童虐待防止法第8条第3項では、「児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする」と規定されていることに十分に留意し、初期の対応が遅れたことで重大な事態に至ることは避けなければならない。

また、夜間や休日に虐待が発生することもあり得るので、市町村や児童相談所は夜間や休日における通告の受理や緊急対応の体制を整備し、関係機関や住民に周知するように努めなければならない。

(2) こどもの安全確保の優先

こども虐待対応においては、安全確保こそが最優先事項である。根拠のない楽観論や保護者との関係性に配慮しすぎることで介入や保護の判断が遅れ、重大な事態に至ってしまう事例が生じかねないことに十分留意する。関係機関との連携や要保護児童対策地域協議会における協議では、こどもの安全について危機意識を持っている機関の意見に真摯に耳を傾けて判断する必要がある。

市町村や児童相談所は虐待を行った保護者を責めるのではなく、支援関係につなげるよう努めすることが基本であるが、一方で、こどもの安全を確保するためには、毅然として保護者に対することが求められる。養育において不適切な点があれば、保護者に対してきちんと伝えて改善を求めることが必要である。なかには、保護者が本当に原因となる行為について思い当たらなかったり、保護者が見ていない場面での一過性での事故であったりする場合もあるが、そのような場合も、家庭の中で、重大な受傷があったということ自体に安全の問題があるという見方を保護者に認識してもらうことが求められる。

保護者への対応においては、保護者が、訪問や来所、連絡への応答を拒否して話し合いに応じなかったり、攻撃的・感情的になり一方的な主張を繰り返すなどして建設的な話し合いができないことがある。また、長電話や居座り、職員の長時間にわたっての拘束など実力行使で意向を通そうとする保護者もいる。さらに、様々なアプローチをしても、保護者が、自身が行った行為の正当性を訴えたり、虐待行為そのものを認めなかつたりすることもある。いずれの場合においても、こどもの安全確保を最優先に考え、こどもの安全が守られていない状況が問題であり、こどもの安全確保と健全な育成のために何が必要かを一緒に考えるという姿勢と、保護者を理解しようとする心構えで粘り強く保護者と向き合いながらも、こどもの命と安全を守るために必要な場面では毅然と対応をすることが必要である。

保護者対応については、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保護者と協働して児童の最善の利益を確保するために～困難場面における保護者対応ガイド～」（PwCコンサルティング合同会社）を参照されたい。

(3) 家族の構造的問題としての把握

こども虐待が生じる家族には、保護者の性格、経済状態、就労、夫婦関係、住居環境、近隣関係、親族との関係、医療的問題、こどもの特性等、実に多様な問題が存在し、それらが複合、連鎖的に作用して、構造的背景を伴って虐待にいたっている。したがって、一時的な助言や注意、あるいは経過観察のみではなかなか改善が望みにくいということを認識する必要がある。放置すれば循環的に事態が悪化・膠着化する可能性を踏まえ、積極的介入型の援助を展開していくことが重要である。

そのため、支援の際は、家族を総合的・構造的に把握するように努める必要がある。また一方では、家族が抱えている生活上の困難やつらさを理解し、保護者の心情をくみとて、これまで努力してきたことを認めることなども大切である。市町村や児童相談所は、家族の構造的問題を理解した上で、養育状況を改善するために必要なことを提示して、支援につなげることが重要である。

(4) 十分な情報収集と正確なアセスメント

虐待の状況や背景を理解するためには、情報の十分な収集が肝要である。伝聞情報かそれとも直接聞いた情報か、誰から聞いた情報か、目撃した事実かどうか等に注意して、正確に聴き取る必要がある。また、家族にとって適切な支援を検討するためには、家族の生活歴についての十分な聴き取りが必要となる。これまでの家族の歩みや心情を受け止めながら、丁寧に聴き取りを行うことが大切である。

こうして収集した情報を元に、組織として正確なアセスメントを実施することが、的確な判断につながる。アセスメントにおいては、ケースワーク進行上の各ポイントで使えるアセスメントシート等を活用することが望ましい。また、アセスメントを市町村と児童相談所とで共有したり、地域の関係機関と共同でアセスメントを実施したりすることも重要である。

(5) 組織的な対応

こども虐待対応を適切に行うためには、担当者ひとりの判断でケースワークを行うことを避け、通告があれば速やかに緊急受理会議を開催して、組織として対応方針の判断を行うとともに、その後の情報収集や機関連携、援助方針決定等も組織的な協議に則って進めていくことが肝要である。また、困難な保護者への対応や関係機関との協議等は、複数の職員で対応することを心がけねばならない。複数の職員で対応することで、個人的な判断の偏りを正し、また正確な記録を残すこともできる。また、組織的に対応することは、担当者ひとりに負担を負わせず、組織としてサポートすることにもつながることとなる。

(6) 十分な説明と見通しを示す

市町村や児童相談所はこどもと保護者に対して、なぜ関わる必要があるのか、どういう支援ができるのかを丁寧に説明し、改善に向けての見通しを示すことが大切である。

特にこどもが一時保護された場合には、保護者は保護されたことに反発し、その後の見通しを持てないことなどから不安を募らせ、かえって自らの虐待行為や養育態度について振り返ること

ができなくなることがある。また、保護されたこどもも虐待環境から逃れられるという安心感がある一方で、保護の期間やその後の見通しが持てず不安を強めることがある。したがって、こどもや家族の意見を聴き取りながら、こどもと保護者の双方に対して、保護の必要性や見通し等を丁寧に説明することが必要である。

(7) 法的対応等的確な手法の選択

児童相談所は児童福祉法において様々な法的権限を与えられており、一時保護の実施等他の機関では代替できない権限を有する機関であることを認識し、権限を行使する社会的使命を担っているという自覚を持つ必要がある。

こども虐待対応においては、与えられている法的権限を適切に行使できるように、児童相談所は状況を的確に分析し、その上で、行政権限や司法的な介入手法の選択を可能な限り早期に決定することが必要である。

法的権限を行使する際には、保護者に仕組みを丁寧に伝えることが必要である。また、裁判所へ審判を申し立てることが事態の打開につながり、こどもにとって望ましい支援につながる場合があることや、後の相談関係回復にも良い結果をもたらす場合があることの認識も必要である。

一時保護については、暫定的・一時的とはいって、行政の判断によって親子を分離し、児童の行動の自由等を制限するものであることから、当該一時保護が法令の趣旨等に照らし適正なものとなっているかについて、中立的な第三者による審査の必要性が指摘されてきたところであり、令和4年児童福祉法等改正法において、一時保護の開始に際し、一定の場合には裁判官の審査を経なければならないこととする「一時保護時の司法審査」の仕組みが導入されている（令和7年6月施行）。司法審査に関する対応については、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について（令和6年12月26日付け こ支虐第466号 こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

また、令和7年4月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号。以下「令和7年児童福祉法等改正法」という。）により、児童虐待防止法第12条第3項が新設され、一時保護が行われている児童に対して、当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときは、児童相談所長は、保護者の同意を得られない場合にも、面会又は通信を制限することができることとされている。また、令和7年児童福祉法等改正法により新設された児童虐待防止法第12条第5項の規定により、児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。一時保護中の面会又は通信の制限や住所又は居所の秘匿については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行について（児童虐待の防止等に関する法律等関係）」（令和7年8月29日付け こ支虐316号 こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

(8) 多機関の連携による支援

こども虐待の予防や虐待の問題を解消するための支援は、一つの機関や職種のみではなしえない。したがって、地域の関係者が協働して、予防や支援に取り組むことが大切である。要保護児

童対策地域協議会を活用して関係機関が情報や援助方針を共有し、支援につなげることが基本となる。（要保護児童対策地域協議会については、第1章4(4)参照。）

連携を効果的に行うためには、それぞれの機関が互いに持っている機能や限界を理解し合い、役割分担をし、補い合いながらネットワークを構築していくことが必要である。支援のためには地域の資源を十分に活用することが必要であり、また各機関の支援をコーディネートする役割を明確にすることも大切である。

虐待により家族から分離したこどもが里親等に委託されたり、施設に入所したりした場合には、里親等や施設と連携して親子関係の再構築支援を行う。その際にも、家族の居住する地域との関係をつなぐことを意識する必要がある。

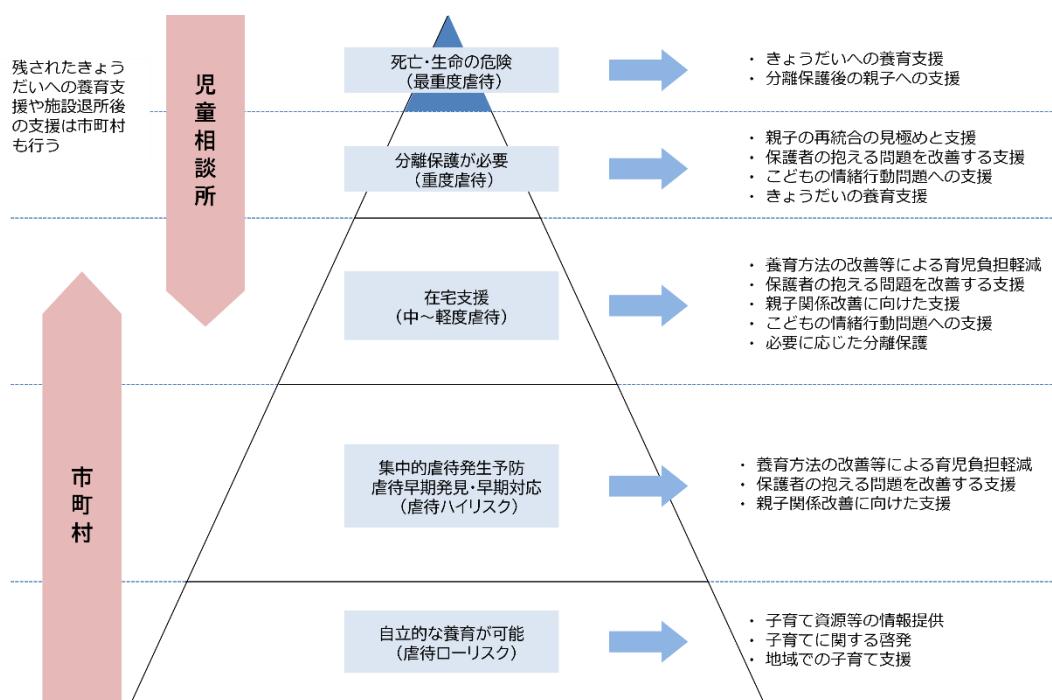
4. こども虐待対応の枠組み

(1) 虐待の重症度と市町村・児童相談所の対応

児童福祉法により児童相談所は、専門的な知識及び技術が必要な相談に応じ、立入調査や一時保護、里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置を行い、また市町村に対し必要な援助を行うこととされている。一方、市町村は、平成28年児童福祉法等改正法において、基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととされ、令和4年児童福祉法等改正法において、児童及び妊娠産婦の福祉に関する包括的かつ計画的な支援を行うこととされた。また、市町村は専門的知識や技術を必要とする相談は、児童相談所の援助・助言を求めることが求められている（児童福祉法第10条、第11条及び第12条）。

子ども虐待の対応は、自立した育児が可能な虐待ローリスクから生命の危険等の最重度虐待までのレベルの異なる事例への対応が含まれ、これらに対する児童相談所と市町村の役割は、下図（佐藤、2008より一部改変）のように整理できる。

【虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市町村の役割】



① 生命の危険がある場合

生命の危険がある等の最重度虐待では、子どもの安全確保が最優先である。また、虐待者が逮捕されている場合は、残された非虐待者である保護者やきょうだいの養育支援を児童相談所と市町村が連携して行う必要がある。

② 分離保護が必要な場合

保護者からの分離による保護が必要な場合は、法的権限のある児童相談所が主に対応し、保護者と子どもが再び一緒に生活できるかどうかの見極めを行う。家庭復帰が可能と判断された場合は、保護者に対して養育環境を改善するための支援を児童相談所と市町村が連携して実施する。また、分離後の家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだいへの虐待を防ぐため、残されたきょうだいに対する支援を行う。

子どもが施設から退所する際には、市町村も連携して対応する必要があり、退所する前に要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有し、再発防止の支援体制を構築しておくことが重要である。なお、虐待事案では、子どもが情緒面や行動面の課題を抱えている可能性もあるので、安全・安心な環境を確保した上で心理ケアが行えるよう体制を整えることが望ましい。

③ 在宅支援を行う場合

児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を探るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少くない実態があり、市町村が、身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するとともに、安全が脅かされた場合には遅滞なく児童相談所が対応することが重要である。在宅支援を行う場合は、社会資源を活用して地域のネットワークによる支援をすることが重要であり、市町村の役割が大きくなる。家庭訪問を行い家庭での親子の様子を具体的にアセスメントしつつ、保護者ができることから養育方法を改善する支援を行う。保護者は、経済的問題や心身の問題、孤立や支援者不在、そして虐待されて育ったあるいは親から関心を向けてもらえたかった等の生育歴の問題を抱えていることも多く、長期に支援が必要となることが多い。

④ 虐待に至る可能性のある要因を抱えている場合

子ども虐待は、その後の子どもの発育障害や発達遅滞、情緒面や行動面の問題や、さらには自分が受けた虐待を自身の子どもにしてしまう場合もあると言われており、相当手厚い支援が必要となる。そのため、早期発見・早期対応のみならず、子ども虐待の発生予防に向けた取組を行うことが重要である。特に、虐待に至る可能性のある要因を抱えているときは、家庭訪問による支援や社会資源の活用等、市町村を中心とした支援を行う。具体的には、市町村は、妊娠婦指導、妊娠婦健康検査、乳幼児健康診査、新生児訪問等の母子保健事業や、乳児家庭全戸訪問事業、妊娠等包括相談支援事業のほか、養育支援訪問事業その他の家庭支援事業等の地域子ども・子育て支援事業において、子ども虐待防止の視点を強化し、虐待のハイリスク家庭等養育支援を必要とする家庭を早期に発見して、適切な家庭支援事業等の利用促進を行うとともに、支援の必要がない又はなくなったと判断された後も、特に保

育所等に所属していないこどもを養育している家庭については、定期的な家庭訪問等により家庭状況等を継続的に把握し、変化に即応できる体制の整備に努めることが必要である。

⑤ 保護者による自立的な養育が可能な場合

虐待のリスクが低く自立して子育てを行っている保護者でも、育児負担等、様々な要因が重なることで虐待に至らないとは限らない。平成28年児童福祉法等改正法において、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する妊婦、こども及びその保護者を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされたところであり（児童福祉法第21条の10の5第1項及び第2項）、市町村において受理した相談から、育児負担の軽減や養育者の孤立化を防ぐ目的で、地域の一般子育て支援サービスを紹介するなど、地域の子育て支援機関につなげることが必要である。また、地域の実情に応じて広く関係機関等とネットワーク体制を構築した上で、保健、医療及び福祉等がそれぞれの役割を明確化し、連携を図りながらこども虐待の発生を未然に防止することが重要である。併せて、地域住民に対して、こどもの人権尊重やこども虐待防止のための取組の必要性等について啓発していくことも必要である。

（2）特定妊婦・要支援児童・要保護児童への対応

児童福祉法第25条の2に、地方公共団体は要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めるとされている。

要保護児童は保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童であり（児童福祉法第6条の3第8項）、要支援児童は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、特定妊婦は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦である（児童福祉法第6条の3第5項）。すなわち、要保護児童、要支援児童及び、特定妊婦の三者が要保護児童対策地域協議会で支援する対象者である。

親子や妊婦と関わる機関が要支援児童と特定妊婦に関する留意点について共通の認識を持ち、要保護児童対策地域協議会のケースとしてとりあげ、情報を共有して支援することが重要である。特に特定妊婦では、医療機関との連携強化を行う必要がある。

この三者をP23の図にあてはめれば、要支援児童及び特定妊婦が虐待ハイリスクにあたり、虐待の重症度が軽度以上の場合が要保護児童となる。特定妊婦に関しては、未だこどもに虐待が起こっていない状況でも保護者の養育に困難がある場合には保護が必要になることがあり、その場合は虐待ハイリスクから一挙に重度虐待に準じた対応が必要となる。何らかの事情により、医療機関において妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者ののみに明らかにしての出産を望み、医療機関等の説得にも応じないため、そのような出産を医療機関が受け入れる場合（いわゆる「内密出産」）についても、当該妊婦が出産したことでは、その母が事実上親権を行使することが不可能であり、現に監護する者がいないことから、要保護児童に該当すると考えられる。この場合、医療機関等と連携しながらの対応が必要となる。対応の詳細は「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者ののみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（令和4年9月30日付け 法務省民一第2000号・医政発0930第1号・子発0930第1号法務省民事局長、厚生労働省医政局長、子ども家庭局長通知）を参照されたい。

児童相談所と市町村が連携して効果的な支援を行うためには、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の把握と重症度判定及び子育て状況のアセスメントを、多機関連携のもとで正確に行うことが重要である。

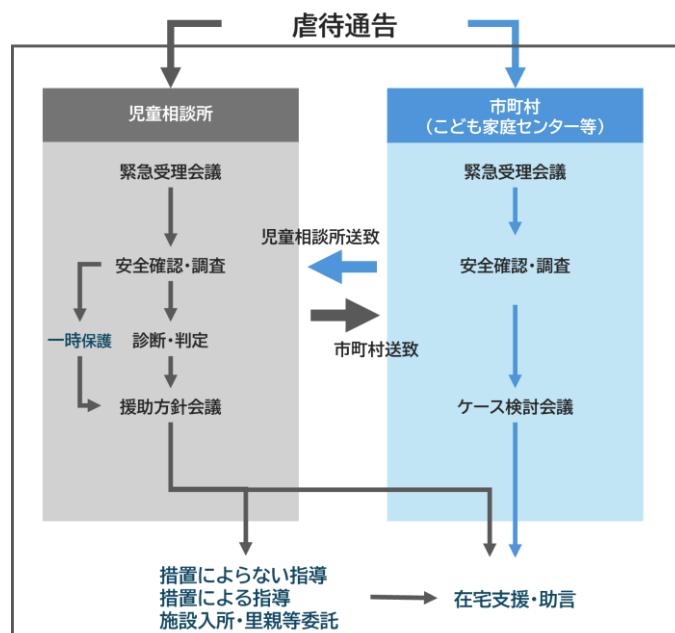
(3) 市町村と児童相談所の役割と連携・協働の留意点

平成16年児童福祉法等改正法により、児童福祉法において、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として規定され、市町村は、虐待の通告を行うそれまでの立場から、通告を受けて対応する機関へと、その役割を大きく変えることとなった。さらに、平成28年児童福祉法等改正法において、市町村は「基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこと」とされた。

市町村長は、①児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならず（児童福祉法第10条第2項）、②①に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児童福祉法第10条第3項）、とされている。

他方、都道府県（児童相談所）は、市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこととされており、市町村の業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児童福祉法第11条第2項）。こうした法改正を受け、それぞれの市町村では、地域の実情に応じた形で実践が積み重ねられてきたが、他方、虐待の通告は、市町村だけでなく児童相談所へも行われることから、市町村と児童相談所の役割の明確化、連携が従来にも増して重要かつ不可欠となっている。ただし、二つの機関が共に通告を受け、協力しながら子どもの虐待に対応することは、予想以上に難しさもあるため、具体的な事例に即して常に連携の状況を把握・点検し、改善もして、効果的な対応が可能となるよう不断の努力をすることが求められている。以下では、この間の取組の実情もふまえ、児童相談所と市町村との連携・協働における留意点を記す。

【虐待対応の流れ】



① 通告への対応・事案送致

子どもの虐待通告を受けた場合、市町村も児童相談所も、児童虐待防止法の規定により、「必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずる」（児童虐待防止法第8条第1項）点では変わりないが、その後の措置は、市町村と児童相談所とで違いがある。

市町村はケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行った上で、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは里親等への委託や児童福祉施設等への入所措置等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されるケースについては児童相談所に送致することとされている。市町村から児童相談所への事案送致が行われる具体的な事例としては、通告受理後に安全確認を行った結果、緊急に子どもの一時保護を必要とする場合や、保護者の拒否等により、時間や手段を変えても子どもの所在が確認できない場合、市町村の支援の効果が見られず、行政処分としての指導や一時保護を行った上での援助指針（援助方針）策定が必要となる場合、児童福祉法第21条の18の市町村による家庭支援事業の利用勧奨・措置を行ってもなお必要な支援に結びつかない場合、支援において当該市町村では対応できない専門的な対応が必要な場合等がある。

一方で、児童相談所は、必要に応じて一時保護を行う。なお、児童相談所も、面接や調査等によるアセスメントによって、子どもの安全に関する緊急性がないという判断がなされた場合に、子ども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行う事を要すると認める者について、市町村に送致することができることとなっている。具体的に市町村への事案送致が想定される事例としては、児童相談所による指導よりも、家庭支援事業等、市町村による在宅支援サービスの提供等の支援及び指導等を活用した支援が適切であると考えられる事例、例えば、保護者間のパートナーに対する暴言による通告等において、明確な子どもの被害が把握できず、再発の可能性も低いと判断された事案のうち、児童相談所による指導よりも、市町村において、関係機関での状況把握や働きかけ等を含めた支援を行うことが適切であると考えられる事例や、市町村への相談歴がない特定妊娠に対し、出産までの間、妊婦等包括相談支援事業等による生活状況の確認や保健指導等について、市町村が積極的に行うことが必要となる事例等が考えられる。なお、こうした送致や一時保護は、速やかに行うこととされているので、その点についても留意が必要である（児童虐待防止法第8条第3項）。

事案送致に係る協議に当たっては、市町村及び児童相談所の双方が常に子どもの最善の利益を優先して考慮しなければならないことを認識する必要があり、調整の長期化から消極的な対応につながり、結果として子どもの命が失われるようなことはあってはならない。また、円滑な調整が速やかに図られるよう、平素から児童相談所と市町村との間で、当該送致に係る基本的な考え方を共有するとともに、具体的な手続について、事前に定めておくことが必要である。

送致に当たっては、児童相談所と市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、あらかじめ役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れの防止を図る必要があるため、児童相談所は、市町村で開催される要保護児童対策地域協議会の実務者会議に可能

な限り参加し、市町村の現状を適切に把握する必要がある。また、児童相談所と市町村のどちらが中心となって支援に取り組むことが適切かを判断する材料として、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 10 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を活用することが望ましい。

なお、市町村から児童相談所に送致された事例においても、引き続き市町村において実施されている保健サービスや一般的の子育て支援サービス等が必要である場合や、児童相談所の措置後に市町村が中心となって対応することとなる場合もある。このため、児童相談所は、市町村から送致を受けた事例についても情報の共有等市町村と十分に連携を図り、協働して支援をしていくことが重要である。児童相談所に送致したことをもって市町村の関わりが終わりとなるのではなく、その後も継続的な関与が不可欠である。送致以降をすべて児童相談所に委ねる対応にとどまると、重大な事態を招きかねない。また、市町村長は、児童相談所に送致した後であっても、その後の状況から判断して児童虐待防止法第 8 条の 2 の出頭要求、同法第 9 条第 1 項の立入調査又は児童福祉法第 33 条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされている。

② 支援における市町村の役割

児童相談所と市町村が連携して支援を行うためには、事例に即して主担当機関を定め、それぞれが役割分担をすることが必要である。

平成 12 年の地方分権一括法施行以来、市町村と都道府県の関係は、上下関係、指揮命令関係にはないことをそれぞれが再度認識し、所掌事務・範囲を異にした対等な関係にあることを市町村の職員が十分理解することが重要である。これは、子どもの権利を守るためにこども家庭支援における協働・連携・役割分担の前提となる考え方である。市町村は、支援に当たって主体的に対応していくことが求められ、都道府県との関係はあくまでも対等な協働関係を基本としつつ、その上で、所掌事務や権限の面で他の関係機関との連携や役割分担を積極的に行っていく必要がある。

児童福祉法では、その理念である子どもの権利の保障のために、都道府県と市町村の間で適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健事業や一般的の子育て支援サービス、障害児支援施策等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を含め、すべての子どもに対する積極的な取組を行うとの役割を課し、責務としている。

具体的には、市町村は、基礎的な地方公共団体として、子どもの身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、主に以下の支援等を実施する。

- (i) 常に母子保健、教育等とも連携しながら、当該市町村に在住する子どもの情報を得ることに努め、子どもの福祉の向上に努める必要がある。
- (ii) 市町村において子どもの権利を守る文化を醸成する必要がある。
- (iii) 妊娠期（胎児期）から子どもが自立するまでの切れ目のない支援を行うことが求められる。
- (iv) 保健、教育、医療、警察、司法等と連携を密にして、連携においても切れ目のない支援を行う。

- (v) 住民等からの通告や相談又は妊婦等包括相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業（ここにちは赤ちゃん事業）、新生児訪問指導により把握した支援が必要なこどもや家庭に関しては、こどもの安全のアセスメントとニーズアセスメントを行い、家庭支援事業や一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断されるケースについては、市町村が中心となって対応する。
- (vi) 市町村が通告や相談を受けた段階で、こどもの安全が脅かされている危機状態と考えられる場合にはただちに児童相談所に連絡のうえ送致を検討する。それ以外の場合には、こどもの安全やリスク及びニーズを判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童養護施設等への入所措置等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されるケースについては、児童相談所に送致する等の連携を行う。
- (vii) また、こどもの心身の安全が脅かされる状態に至る可能性はあるものの、親子分離をせずに在宅での支援が適当と考えられ、市町村が主担当となる場合は、要保護児童対策地域協議会等で様々な機関と連携しながら、サポートプラン（及び支援方針）を作成して、家庭支援事業等を組み合わせた支援を行う。
- (viii) 一時保護の解除後や、里親・ファミリーホームへの委託を解除された後や施設を退所した後にこどもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、相談や定期的な訪問、児童育成支援拠点事業等の家庭支援事業の提供等を行い、こどもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る。
- (ix) 市町村は、常にこどもが安全であるかを確認し、こどもの安全が脅かされている状態が生じた場合には、状況に応じた児童相談所との連携を行う。
- (x) 妊婦への支援は市町村が中心となって行うが、配偶者間暴力やその他の暴力被害、ストーカー被害、自傷や自死、精神的混乱等の危険がある時には、状況に応じて、警察、精神保健等との連携が必要である。

地域資源をつなげて自ら対応可能と考えられるケースへの対応を積極的に行うとともに、自ら対応してきたケースについて行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合や都道府県の機関の技能の活用が必要と考えられる場合は、児童相談所やその他の都道府県の機関と連携し、進行管理を担うことが求められる。

児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を探るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があるため、市町村が身近な場所で、こどもや保護者に寄り添って継続的に支援し、こども虐待の発生を防止することが重要である。平成28年児童福祉法等改正法において、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、委託先として市町村が追加されている（児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項第2号）。加えて、令和4年児童福祉法等改正法において、新たに家庭支援事業が創設され、市町村は、家庭支援事業の提供が必要な者に対する事業の利用勧奨及び利用支援を行わなければならず、利用が著しく困難であると認められるときは家庭支援事業による支援を提供（措置）することが可能となった。児童相談所から引き継いだ児童等、家庭支援事業の実施が必要であると認められた者について、市町村は、利用を勧奨・支援する必要があり、利用者からの申請がなくても利用ができるよう本人に代わって利用決定を行うことが可能となっている。

③ 市町村との関係で児童相談所が果たすべき役割

虐待対応において、児童相談所が果たすべき役割には様々なものがあるが、ここでは、市町村との関係にしぼって記載する。

児童相談所においては、

(i) 個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、こども家庭相談への市町村の対応について（専門的判定や経験則上の知見を踏まえた）技術的援助や助言を行うとともに、

(ii) こども本人やその家族等一般の相談者から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童養護施設等への入所等の児童相談所にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、こどもやその保護者に対する専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う。この場合にも、当該市町村に状況を説明しつつ、協働・連携できる部分について情報交換と見立ての共有等を行う。

(iii) 里親等委託を解除した後や施設を退所した後にこどもが安定した生活を継続できるよう、こどもやその保護者に対し、児童福祉司指導等の専門的な知識及び技術を必要とする援助を行う

ことが求められる。(iii)の援助を行う際にも、事前に市町村に説明を行うとともに関係者間での協議を行い、その後里親等委託を解除又は施設を退所したこどもが地域で相談ができるようにしておく必要がある。

上記のほか、市町村と連携した支援としては下記のものがある。

- (1) 1歳6か月児に係る精神発達面における精密健康診査並びに3歳児に係る精神発達面における精密健康診査及びこれらの事後指導を行う場合には、児童相談所は市町村と十分に連携を図って行う。
- (2) 保育の実施が必要なこどもについては、これを市町村に通知する。なお、児童虐待防止法第13条の3により、市町村は、保育所等に入所するこどもを選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされていることに留意すること。
- (3) 児童相談所は市町村が障害児通所支援等を行う場合には、必要に応じ判定、相談等を行う。
- (4) こどもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的事由や仕事の事由等によって家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合及びレスパイトケアが必要な場合等には、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の活用について、市町村に通知する。
- (5) こどもを養育している家庭が、養育困難家庭（出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業又は児童育成支援拠点事業の活用について、市町村に通知する。
- (6) 補助を受ける場合は、必要に応じ新たに戸籍を作成するよう市町村に届け出る。
- (7) 巡回相談、児童福祉に関する企画、広報等を行う場合には、市町村と十分連携を図る。

(8) そのほか、児童相談所は児童居宅介護等事業等市町村が実施主体となっている事業の実情を把握し、十分な連携を図っていく。

(4) 要保護児童対策地域協議会の運営

平成16年児童福祉法等改正法により、児童福祉法において、虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化を促進するため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）」（以下、本項において「協議会」という。）を設置することができるとされ、協議会にその運営の中核となり、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた（児童福祉法第25条の3）。

その後の法改正で、「協議会を置くよう努めなければならない」と改められ、現在では全国ほぼ全ての市町村で協議会が設置されており、我が国における児童虐待への対応は、協議会の活用を基本として行われることとなっている。したがって、協議会の運営の如何が、児童虐待への適切な対応を左右すると言っても過言ではない。そのため、協議会の調整機関となる市町村の担当部署や協議会で重要な役割を果たす児童相談所等は、協議会が円滑に運営されるよう、特に注意し、力を注がなければならない。

市町村は日頃から協議会の活動強化を図り、医療機関や保健、福祉の様々な情報が十分に活かされる体制作りをすることが重要である。協議会の構成員は、児童福祉法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、地域の実情に応じて、福祉、保健、医療、教育、警察、司法等の関係者や民間団体、ボランティア団体等幅広い者を参加させることが可能である。関係機関のうち、児童相談所、教育委員会及び警察は、児童虐待の通告、早期発見、早期対応等に関与する機会が多い公的機関であり、協議会を構成する主たる機関であること、また、配偶者暴力相談支援センターや福祉事務所は、児童虐待の特性とDVの特性が相互に重複して発生することを踏まえて参画が求められる機関であることから、これらの機関が協議会の構成機関となっていない場合、市町村は、これらの機関に対し、協議会の構成員として参画するよう、働きかけを行うことが必要である。

児童相談所は、協議会の設置や運営について市町村を支援するなど、虐待の予防・早期発見から虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの関係機関による連携体制づくりに努める。

以下では、この間の取組等も踏まえ、児童虐待対応における協議会の運営における留意点を記す。なお、協議会全般の運営については、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日付け 雇児発第0225001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参考にされたい。

① 協議会の意義

協議会においては、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のようない利点がある。

- ① 要支援児童等を早期に発見することができる。
- ② 要支援児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有を通じ、課題の共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、こどもと家庭の状況を多角的に捉え、支援の必要性に関する認識を共有することが出来る。
- ⑤ アセスメント結果の共有を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割や協働、支援の方向性について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことを通じて、それぞれの機関が責任を持って支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、それぞれの役割を果たしながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援を受けやすくなる。
- ⑧ 主たる支援機関や関係機関等が行う支援について、地域協議会を通じて進行管理をすることにより、こどもと家庭の状況、状態に合わせた包括的な支援を検討し、継続的で一貫した実践ができる。
- ⑨ 関係機関等が互いの役割や限界を認識することで、相互に大変さを分かち合い足りない部分を補完し合うことができる。

このように、協議会は、「関係機関がこどもやその家族について共に考え、地域全体で支援する」ことを目的とした場であり、様々な利点があることを踏まえ、要保護児童等緊急性の高いケースのみならず、複数の関係機関が連携を図りながら情報共有や協議、支援を行うことが必要なケースについて積極的に活用することが重要である。

② 協議会が対象とする範囲

協議会は、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護や支援を図るため、関係機関がそのこどもや保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的に設置・運営されているが、平成20年児童福祉法改正で、協議の対象が、特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）や、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）及びその保護者にまで拡大された。

さらに、いわゆるヤングケアラーへの支援を一層強化するため、令和6年児童福祉法改正において、要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第15条第1項に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとされた。

協議会には、個別の支援対象児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等

が不明となってしまったこどもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。

③ 個別ケース検討会議の適切な開催

個別ケース検討会議は、その招集、運営、記録等を協議会の調整機関において実施し、個別の要保護児童等について、直接関わりを有している関係機関等の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催することとされている。

過去に、こうした個別ケース検討会議が開かれないと一度開催されただけでその後は開かれないと状態の中で、虐待によって死亡した事例も起きているため、会議が適切に開催されなければ大きな支障が生まれる可能性があることを、関係機関、特に会議の開催を主導する調整機関は自覚する必要がある。

個別ケース検討会議の対象は、虐待を受けたこどもに限られるものではなく、すでに述べたように、要支援児童や特定妊婦も含まれる点にも留意する必要がある。平成28年児童福祉法等改正法により、都道府県知事は、虐待を受けたこどもについて採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該こどもが一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該こどもの安全の確認を行うとともに、当該こどもの保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うこととされた（児童虐待防止法第13条の2）。当該ケースにおいては、市町村は、協議会を活用して、都道府県と連携を図りつつ、都道府県が行うこどもの安全確認、相談対応等の支援に協力することが求められる。

なお、実務者会議等での進行管理において議論が長引くような事例や、膠着状態が続いている進展がないとされるような事例についても、適宜個別ケース検討会議を開催して協議することが適当である。

④ 個別ケース検討会議の進め方

個別ケース検討会議の構成員は、協議会の構成員であるため守秘義務が課せられているので、関係機関等の間で積極的な情報提供を行い、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。

なお、協議では以下の事項を確認する。

- ア. 関係機関が現に対応している虐待事例についての虐待の種類、重症度、及び危険性や緊急度の判断
- イ. 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- ウ. 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- エ. 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- オ. ケースの主担当機関とキーパーソン（家族それぞれに対する主たる援助者）の決定
- カ. 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討（いつまでに、誰が、何をするのか等）
- キ. 調整機関への報告の頻度や情報の集約先
- ク. 状況が悪化した場合の対応
- ケ. 次回会議日程（評価及び検討）の確認

上記により、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、必ず記録し、その内容を関係機関等で共有することが重要である。情報共有に当たっては、子どもの安全についてリスクを感じている機関の意見をよく勘案する必要がある。

⑤ 実務者会議における進行管理の留意点

市町村の規模や体制によって運営の実情も異なるため、実務者会議における進行管理にも各自治体の実情に沿った工夫が必要となる。件数が多すぎる場合には、部会を設けるなどして事例の適切な管理が行えるような対応も検討が必要である。

また、多数の事例の進捗状況を短時間で点検し、適切に把握して援助方針の見直し等を行うためには、高い専門性が要求されるので、調整機関には、調整担当者を配置し、研修を受けることが義務付けられている。

なお、進行管理に際しては、市町村が受理し、児童相談所に送致しない事例に関しても実務者会議において確認作業を行う必要があり、全ての虐待ケースについて進行管理台帳を作成し、事例に漏れがないようにする必要がある。特に「刑事案件として立件可能性があると考えられる重篤な事案」、「保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事案」等については、児童相談所、警察等を中心とした関係機関と連携して迅速に安全確認を行い、複数の関係機関が連携し、継続して子ども、保護者等への支援を行う必要があるため、確実に、実務者会議等において進行管理を行う。

児童相談所の担当事例においても、児童相談所における対応経過の中ではリスクが低いと考えられる場合であっても、他の関係機関の保有する情報を勘案して検討することにより、新たなリスクや支援の必要性が明らかとなる場合も考えられる。児童虐待事案に係る情報共有については、児童相談所、市町村、警察はもとより、日頃から子どもと接する機会の多い医療機関、児童福祉施設、学校等の関係機関において、事案の軽重を問わず、積極的に情報共有がなされ、連携や役割分担の下、必要な支援が行われることが望ましい。したがって、児童相談所において受理した虐待通告・相談ケースについても、地域の実情に応じて、協議会を活用し、他の関係機関と情報共有を行うことが望ましい。

⑥ 児童相談所の果たす役割

児童相談所は協議会の重要な構成員であり、会議の進行に際しては助言者としての役割を求められることも多い。児童相談所には、こうした要請を正面から受けとめ、協議会の各会議の運営が適切に行われ、支援が円滑に進むよう努力することが求められている。

加えて、児童相談所には、市町村における協議会の設置や運営を支援するなど、関係機関等の連携に基づく地域援助活動の展開に向けて、市町村と共に中心的な役割を果たすことが求められる。

児童相談所は主担当機関が市町村の事例であっても、支援状況を把握して必要な場合には対応をとるようになることが必要である。

各関係機関はそれぞれが担っている役割や機能を発揮し、相互に連携して支援することが大切である。

5. 守秘義務と情報提供について

(1) 児童相談所職員及び市町村職員の守秘義務について

児童相談所職員の守秘義務についての規定をみると、児童福祉法第61条に「児童相談所において、相談、調査および判定に従事した者が、正当な理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らし」てはならないとあり、また地方公務員法第34条に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という規定がある。

したがって、児童相談所職員又は市町村職員が職務上知り得た秘密を第三者に提供することは、正当な理由がないかぎり、守秘義務に違反し、刑事処罰の対象になる。この点、地方公務員法第34条においても、同様に解されている。

「正当な理由」については、個別具体的な事情に応じて判断されるべきことであるが、一般論としては、法令に根拠がある場合が考えられる。

(2) 児童虐待防止法第7条について

児童虐待防止法第7条においては、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。

この規程は、児童虐待を通告しようとする者が、虐待を行っている等に対して通告をしたことが漏れることにより、通告を躊躇するおそれがあることから、児童虐待に係る通告を促進する趣旨から設けられたものである。一方、虐待を受けた子どもの保護のためには、通告を受けた児童相談所等が、関係機関と情報を共有する等、密接な連携を行い、児童虐待の再発防止に努めることが重要であり、この規定は、関係機関の連携を妨げるものではない（「児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について」（平成22年11月19日付け 払児総発1119第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知））。

(3) 関係機関及び関係者の守秘義務と情報提供について

児童虐待防止法第13条の4では、地方公共団体の機関は、市町村や児童相談所から虐待に関する資料や情報の提供を求められた場合、子どもや保護者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき以外は提供することができると規定された。関係機関が情報を共有し、円滑な連携が行われることを意図したものである。

関係機関等から児童相談所や市町村等への児童虐待に係る情報提供については、平成28年児童福祉法等改正法により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他子どもの医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長や市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長や市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益

を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされている（児童虐待防止法第13条の4）。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。（個人情報保護法第18条及び第27条）しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

また、令和4年児童福祉法等改正法により、都道府県知事等又は児童相談所長は、入所措置、一時保護、在宅指導措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、入所措置等に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとされた（児童福祉法第33条の3の2）。この協力の求めは、入所措置等の決定や変更、期間の更新、解除等の特定の場面に限らず、措置の具体的な内容や措置中の処遇を検討する場合等、法第33条の3の2各号に掲げる入所措置等に関して必要があると認める場合に実施することができる。この規定により都道府県知事等又は児童相談所長から資料又は情報の提供等必要な協力を求められた機関等にはこれに応ずる努力義務が課されているところであり、当該機関等がこれに応じて資料又は情報の提供等を行うことについては、原則として守秘義務に違反せず、また、個人情報保護法に規定する「法令に基づく場合」に該当するため個人情報保護法に違反することにならない。

第2章 虐待の発生を予防するために

1. こども虐待問題を発生予防の観点から考えることの重要性 (こども虐待はなぜ起こるのか)

こども虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられている。しかし、それらの要因を多く有しているからといって、必ずしも虐待につながるわけではない。虐待のおそれを適切に判断するためには、リスク要因とともに、虐待を発生させることを防ぐ家族のストレングス（強み）とのバランスを意識してアセスメントすることが重要である。

一方で、虐待する保護者には、経済不況等の世相の影響、あるいは少子化・核家族化の影響からくる未経験さ、育児知識や技術の不足、さらに保護者の幼少期からの家族歴等多岐にわたる背景が見られる。地域社会からの孤立や人的なサポートの希薄さもまた重要な要因となっている。

これらのリスク要因を早期から把握して支援につなぐことが虐待の発生予防となり、こどもの生命と人権を守り、こどもの健全な成長・発達を保障することにつながる。そのためには、こども虐待はどこにでも起りうるという認識にたち、一般子育て支援サービスを充実させることが重要である。

主な虐待発生の要因は2(2)の表のとおりである。

2. 虐待に至るおそれのあるリスク要因とアセスメント

(1) リスク要因とは

こどもの虐待に至るおそれのあるリスク要因として、健やか親子21検討会報告書（平成12年11月）では以下のように述べており、参考になる。

「虐待では、[1]多くの親は子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと、[2]生活にストレス（経済不安や夫婦不和や育児負担等）が積み重なって危機的状況にあること、[3]社会的に孤立化し、援助者がいないこと、[4]親にとって意に沿わない子（望まぬ妊娠・愛着形成阻害・育てにくい子等）であること、の4つの要素が揃っていることが指摘されている。

このため、虐待を防止し、予防する方法としては、これらの4要素が揃わないよう働きかけることが効果的と考えられる。例えば、援助者が虐待する親の相談相手になることは、虐待者の社会的孤立を無くすことになり、そのときから虐待は軽減される。そしてあらゆる社会資源を導入して生活のストレスを軽減し、もし、子どもの健康問題がある場合には、親の負担をかけることなく改善し、再発を防止する。このような育児支援を、出生直後から、親に対して行うことにより、虐待の予防につながると言われている。」

上記のように、リスク要因と予防策とを有機的に結びつけて対応することが必要である。また、子ども時代に大人の愛情を受けていなかったなどの事情があった場合でも、その後に誰かから適切なサポートあるいはケアを受けることで、安定した子育てをできる場合が多いことにも留意が必要である。

本手引きでは、上記の指摘もふまえながら、以下の側面から虐待に至るおそれのあるリスク要因について具体的に述べる。すなわち、①保護者の側面②子どもの側面③養育環境 ④その他虐待のリスクが高いと想定される場合、である。

① 保護者の側面

保護者側のリスク要因には、妊娠、出産、育児を通して発生するものや、保護者自身の性格や精神障害等の精神的に不安定な状態から起因するものがある。

リスク要因と考えられるものは、予期せぬ妊娠・出産や若年の妊娠・出産であり、妊娠・出産を受容することが困難な場合である。また妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことや胎児の受容に影響が出たり、妊娠中又は出産後の子どもの長期入院により子どもへとの関係形成が十分に行われない場合がある。母親が妊娠、出産を通してマタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況に陥っている場合もある。

また、攻撃的・衝動的であることや、精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等もリスク要因である。さらに、保護者自身が虐待を受けて育ち、現在に至るまで適切なサポートを受けていない場合にもリスク要因となることがある。

保護者が精神的に未熟である場合は、育児に対する不安や日常的な生活ストレスが蓄積しやすい。また、保護者の特異な育児観や強迫観念に基づく子育て、体罰容認の考え方、あるいは子どもの発達を無視した過度な要求等もリスク要因としてあげることができる。

なお、食事が遅いとか泣き止まないなどの、その年齢であればごく正常な発達を示しているようなことであっても、保護者がそうした知識を持たないために、いらだち虐待行為に至ることもあるので注意が必要である。

② 子どもの側面

子どもが、乳児期、未熟児、障害児等、保護者にとって何らかの育てにくさを持っている場合にもリスクが高まる。

③ 養育環境

養育環境としては、家庭の経済的困窮と社会的な孤立が大きく影響している。また、未婚を含むひとり親家庭、内縁者や同居人がいたり、離婚や再婚が繰り返されたりして安定した家族関係が保てていない家庭、親族等の身近なサポートを得られない家庭、転居を繰り返す家庭、生計者の失業や転職が繰り返される家庭、夫婦の不和、配偶者からの暴力（DV）等がリスク要因となることが考えられる。

孤立した家庭は、子育ての情報を持たなかつたり、情報にアクセスできなかつたりする状況にあり、そのことがリスクをより高めると考えられる。また、支援のための社会資源が地域社会に不足している場合もリスクを高める。

④ その他虐待のリスクが高いと想定される場合

妊娠の届出が遅いことや母子健康手帳の交付を受けていない、妊娠中に妊婦健康診査を受診しない等の胎児及び自分自身の健康の保持・増進に努めないこと、飛び込み出産や医師や助産師の立ち会いがない自宅での分娩、出産後に定期的な乳幼児健康診査を受診させないことなどは虐待リスクがあると考える必要がある。また、きょうだいに虐待がある場合には他のきょうだいへの虐待リスクに注意して対応する。さらに、関係機関の支援を拒否する場合も虐待のリスクが高い可能性がある。

(2) リスク要因を持つ家庭を把握するためのアセスメント

① アセスメント指標の種類

こども虐待の発生を予防し、あるいは虐待のあった家庭を支援するためには、リスク要因を的確に把握するとともに、家庭の養育状況を把握して支援につなげることが必要である。そのために、こどもの状態、保護者の状態、保護者とこどもの関係等を一定の基準のもとに判定するため、いくつかのアセスメント指標が提示されている。

アセスメント指標として代表的なものは、[1]在宅での支援の必要性を判断するためのもの、[2]通告受理時に一時保護の適否を判断するためのもの、[3]施設入所措置を解除して家庭復帰する際の適否を判断するためのものなどがあげられる。それぞれの指標ごとに必要な項目は異なってくる。第5章に掲載している関連通知の別添にも、いくつかのアセスメントシートが紹介されているため、参照されたい。

② アセスメントの留意点

アセスメント指標を利用する際には、市町村や児童相談所の会議等で組織的に判断することが必要である。また多機関で家族を支援する場合には、関係機関が当該家庭の状況や問題点を共通理解し、重症度の判断や具体的な支援を検討するために、要保護児童対策地域協議会を活用して、共通のアセスメント指標により共同で判断することが大切である。

なお、リスクを適切にアセスメントするためには、指標だけに頼ることなく必要な総合的調査により家族を構造的に把握しなければなければならない。

また、アセスメントシートのすべての項目を埋めることが大切なのではなく、アセスメントシートを活用して、こどもや家庭について何が分かっていないのかを共同で確認し、調査することに意味がある。

③ 発生予防の観点からのアセスメント指標の利用

アセスメント指標についての認識があれば、母子保健活動や医療機関での診察場面や子育て支援サービス事業、学校及び保育所等において、こども虐待のサインを見逃さず、支援につなげることが可能となる。

リスクがある場合、それに気づいた機関が呼びかけて、保健機関や子育て支援機関・児童福祉施設等の関係機関が集まり、問題が虐待へ進行するがないように予防のための支援を検討することが重要である。そのために要保護児童対策地域協議会の場を活用することも必要である。

虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点

1. 保護者側のリスク要因

- ・妊娠そのものを受容することが困難（予期せぬ妊娠）
- ・若年の妊娠
- ・こどもへの愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。こどもの長期入院等。）
- ・マタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- ・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害
- ・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等
- ・保護者の被虐待経験
- ・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足
- ・体罰容認等の暴力への親和性
- ・特異な育児観、脊迫的な育児、こどもの発達を無視した過度な要求 等

2. こども側のリスク要因

- ・乳児期のこども
- ・未熟児
- ・障害児
- ・多胎児
- ・保護者にとって何らかの育てにくさを持っているこども 等

3. 養育環境のリスク要因

- ・経済的に不安定な家庭
- ・親族や地域社会から孤立した家庭
- ・未婚を含むひとり親家庭
- ・内縁者や同居人がいる家庭
- ・子連れの再婚家庭
- ・転居を繰り返す家庭
- ・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し
- ・夫婦間不和、配偶者からの暴力（D V）等不安定な状況にある家庭 等

4. その他虐待のリスクが高いと想定される場合

- ・妊娠の届出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健康診査未受診、乳幼児健康診査未受診
- ・飛び込み出産、医師や助産師の立ち会いがない自宅等での分娩
- ・きょうだいへの虐待歴
- ・関係機関からの支援の拒否 等

第3章 特別に留意が必要な事例への対応

以降、特別に留意が必要な事例について対応の留意点をみていく。なお、本手引きに掲載されているすべての対応事例は、実際に起きた事例を参考とした仮想事例である。

1. きょうだいの一人に虐待が発見された事例への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・夜、本児が近隣の交番にやってきて、「お父さんに殴られた、出て行けと言われた」と訴え出た。
- ・警察官が詳しく話を聞くと、家の手伝いをすることを指示されていたが、その指示を守らず、門限を超えて帰宅したことで実父に叱責され、本児が黙り込んだところ、その態度をとがめられ、顔面を殴られた、と本児は説明した。
- ・これまでも実父から生活態度で過剰な叱責を受け、殴るなどの暴力を受けたこともあり、警察官に対し「家に帰ったらまたお父さんに怒られるから帰りたくない」と訴えたため、身柄を伴う通告があり、児童相談所は虐待のおそれとして一時保護を行った。
- ・本児には弟と妹がいるが、本児の話では「弟や妹は殴られない。僕だけが殴られる」とのことであった。そのため、弟妹については一時保護には至らなかった。

<家族状況等>

- ・実父、実母、本児、実弟1人、実妹1人の5人世帯。
- ・本児は中学校2年生の男児で、学校では運動部に所属しており、友人も多い。学業は平均の下で、提出物の出し忘れなどが目立つほか、友人とのふざけがいき過ぎて先生から注意されることも多い。
- ・実父は、教育方針等をめぐって学校と口論になることもあった。
- ・実母は専業主婦で、日常的に家事や育児を担っているが、子どもの教育方針等については実父の考えを尊重している。
- ・実弟は小学校5年生、実妹は小学校1年生で、きょうだい仲に問題はない。

<対応経過等>

- ・一時保護後の児童福祉司との面接では、暴力を受けることへの恐怖心を語る一方で、一家の長として家を支える実父への尊敬や感謝の念も語られた。
- ・心理診断、行動診断の結果、注意力の欠如や落ち着きのなさが見られたため、児童精神科医による医学診断を行った。結果、注意欠如・多動症（ADHD）の疑いを指摘された。
- ・実弟と実妹について、児童福祉司との面接では実父からの身体的虐待は確認できなかつたが、本児が叩かれている場面を目撃し、自分もいずれそうなるのではないかという不安を表明していたため、児童心理司による面接を実施し、弟妹の心情や状態についてアセスメントを行った。

- ・実弟は、本児が実父の言うことを聞かないため叩かれていると認識しており、本児が悪いとする誤った理解を持つに至っていた。また、実妹はほとんど怒られない様子を見て、きょうだい間で差別されていると感じていることを話した。
- ・実父との面接からは、長男である本児への期待が強く、「長男として強く育ってほしい」という思いから、弟妹よりも教育に熱が入っていたことが窺えた。
- ・また、反抗期に入り、実母に対する態度が乱暴になっていた本児を諫めるための注意がエスカレートし、暴力に及んだ経緯が確認された。
- ・両親に対しては本児の性格傾向や発達特性、思春期における心理的変化等を説明し、対応方法についてアドバイスを行った。
- ・実父自身、カッとなりやすい性格であり、怒りのコントロールについての心理教育を行った。
- ・弟妹が抱いている心情についても説明を行い、弟妹それぞれに対する関わり方についても指導を行った。
- ・実母は3人きょうだいの養育に疲弊気味であり、そこに本児の反抗的な態度が目立ってきたことで育児負担が増しており、子育て支援について案内した。
- ・実弟に対しては、理由があっても暴力は許されない行為であること、また同様の状況が生じた場合には周囲の大人に相談するように伝えた。
- ・本児の家庭復帰にあたり、個別ケース検討会議を開催し、今後の支援について役割分担を確認した。
- ・所属する学校は児童の状況を共有し、定期的な面談による家庭状況の把握等、継続的な個別支援を行うこととした。
- ・こども家庭センターは、実母の相談窓口として養育相談に応じ、日常の子育てに関する不安を受け止めながら、安定した親子関係の維持に向けて、精神的なサポートを担うこととした。
- ・児童相談所は、実父との面接を中心に行い、虐待の再発防止やこどもへの関わり方についての助言を行うとともに、本児との面接を行い、親子関係の確認や心理ケアを行うこととした。また、学校や家庭での様子について情報共有を行いながら、必要に応じて本児の発達特性について医療機関の受診を検討していくこととした。

(2) きょうだいの一人に虐待が発見された事例への対応の留意点

こども虐待は、家庭内における複数の要因が複合的かつ連鎖的に作用し、構造的な問題となって発生している。そのため、きょうだいの一人に虐待が発見された場合、家庭内に存在する養育上の価値観や問題意識の希薄化等、構造的な問題が解決されない限り、他のきょうだいにも同様の事象が生じる可能性があることを十分に考慮する必要がある。

それゆえ、きょうだいが直接的に虐待を受けていなかった場合でも、家庭内で虐待が発生した事実そのものが、きょうだいに心理的外傷を与える可能性が高いことにも留意が必要である。こうした点については、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」において繰り返し指摘され注意喚起されている。

そのため、虐待通告等（虐待相談及び他の相談の中で虐待を認知した場合を含む。以下、本項同じ。）を受けた子どもの家庭にきょうだいがいる場合には、以下の対応を行う必要がある。

① きょうだいの安全確認について

虐待通告等を受けた子どもの家庭にきょうだいがいる場合には、虐待を疑われる子どもの安全確認と並行して、きょうだいについても速やかな安全確認を実施することが必要である。例えば、3人きょうだいの中の1人の子どもについて、身体的虐待が疑われる通告を受けた際には、残りのきょうだい2人についてもまずは身体的虐待の疑いとして安全確認を行う。きょうだいの安全確認の時期や方法については、虐待通告を受けて対応する場合と同様の時間ルールに基づき、子どもを直接目視しての安全確認やアセスメントを行う。

安全確認やアセスメントの結果、きょうだいにも虐待が行われている場合には、きょうだいについて調査・援助を継続するが、直接虐待が行われていることが確認できなかった場合にも、虐待の場面に直接又は間接的に遭遇しており、きょうだいに心理的外傷が与えられている可能性が高い場合は、心理的虐待として対応する。例えば、3人きょうだいの中で1人の子どもだけが親から暴力を受けている場合には、その子どもは身体的虐待として取り扱い、残りのきょうだい2人については心理的虐待として取り扱う。

平成16年児童福祉法等改正法により、児童虐待防止法において、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力も心理的虐待に該当することが明確化されたが、子どもに著しい心理的外傷を与えるという意味では、家庭内でおきている子どもへの虐待も同様であり、きょうだいについて直接虐待が及んでいないとも、心理的外傷へのケア等の適切な対応を行うことが不可欠である。

② 一時保護等で親子分離した場合、家庭に残ったきょうだいに対する援助

虐待による一時保護、里親等委託や施設入所等（児童自立生活援助の実施、指定医療機関への委託を含む。）で親子分離した場合で、家庭にきょうだいが残っている場合には、以下の点に留意した支援が必要である。

まず、親子分離に伴い、家庭内の力動（家族関係や役割構造）に変化が生じることが多く、残されたきょうだいに対しての虐待が新たに発生したり、既存の虐待がエスカレートしたりする場合があることに留意し、定期的な安全確認とアセスメントを行い、家庭に残ったきょうだいに虐待が行われないための指導措置を講じる必要がある。

また、援助方針検討の際には、要保護児童対策地域協議会を活用し、きょうだいについても要保護児童として進行管理台帳に登録するなど柔軟に対応する。学校及び保育所等に在籍する児童については、定期的に学校等から当該児童の出席状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価する。必要に応じて家庭全体に関わる関係機関が一堂に会して個別ケース検討会議を開催し、アセスメントを行って状況把握及び各機関の役割分担の検討を行うことが有用である。

③ 虐待により重大な被害を受けた子どものきょうだいに対する援助

虐待によって亡くなった子どもや重大な被害を受けた子どものきょうだいについては、きょうだいが直接虐待を受けているか否かに関わらず、重大な虐待の場面に直接又は間接的に遭遇しており、著しい心理的外傷を受けている可能性が極めて高いことや、残されたきょうだいに虐待が行われ、虐待が激しくなる可能性にも留意し、きょうだい一人ひとりについて必ず受理を行い（児童記録票を作成）、速やかに安全確認とアセスメントを実施し、一時保護、里親等委託や施設入所等の必要性を検討する。

なお、施設入所等の措置等が採られない場合であっても、児童福祉司指導等の措置を採り、その後も長期間にわたり動向を把握する体制を整えることが重要である。その際には、定期的な安全確認と再アセスメントを行い、子どもの心身の状況に応じた継続的な援助を行うこと。

④ きょうだいへの虐待歴のある家庭に新たに子どもが出生する場合

きょうだいへの虐待歴のある家庭に新たに子どもが出生する場合には、過去の虐待に至った背景や家族内の力動を理解し、母子保健担当、医療機関、福祉部局（生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親家庭支援、女性支援、障害福祉等）、児童相談所等複数の関係機関において虐待を受けた子どもへの関与を通して把握した情報やアセスメント結果を共有するとともに、これから出生する子どものリスクを速やかに検討し、虐待が行われないための予防措置に努める必要がある。家庭の状況や関係性等により、虐待を受けたきょうだいは児童相談所が主担当を担い、新たに出生することもや出産前の保護者は特定妊婦として例えば母子保健担当部署が主担当を担うなど、一つの家庭において主担当が分かれる場合については、児童相談所と市町村が「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」（「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成29年3月31日付け 鹿児総発0331第10号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）等を活用し、過去の経過や虐待リスクの評価に乖離が発生しないよう努める。

2. 保護者に依存症が疑われる事例への対応

(1) 対応事例

① アルコール依存の事例

<発生時の状況>

- ・本児より中学校の担任に実母の飲酒に関しての相談があった。
- ・担任が本児に詳しく話を聞くと、「母は飲酒すると人格が変わり情緒不安定になる。幼少期より実母の飲酒による対人トラブルを止める役割をしてきた」と話した。
- ・実母は普段は穏やかな性格であるが、飲酒すると本児への暴力や近隣住民とのトラブルが絶えず、これまで警察からの通告が複数回あり、児童相談所が関与していた。
- ・数日後、実母が飲酒して本児に暴力を振るい、翌日、本児が担任に母の暴力を訴えたことから、学校より児童相談所に通告があった。
- ・学校において児童相談所の職員が本児との面接を行い、本児への虐待の再発が推察されることから、本児の同意を得て一時保護に至った。

<家族状況等>

- ・実母、本児の2人世帯で、生活保護を受給している。
- ・本児は中学校2年生の男児で、昼夜逆転の生活で登校は断続的であるが、学校に登校する勉強や部活に前向きに取り組む姿勢が見られる。
- ・実母は過去にアルコール依存症と精神障害の診断を受けており、現在も治療が必要な状態であるが、通院が途絶えている。
- ・遠方に母方祖父母がいるが、ほとんど交流はない。

<対応経過等>

- ・一時保護後、本児は飲酒時の実母の言動に対して強い嫌悪感を語り、施設入所を希望した。
- ・児童相談所としては、飲酒時の実母から本児への身体的虐待が繰り返されていること、これまで児童相談所が指導を行っても改善されなかつたこと、実母自身の治療が途絶えていること、本児の意向も踏まえ、児童養護施設への入所が必要であると判断した。
- ・実母は当初、不同意の意向を示したため、児童相談所は実母に対して繰り返し説得を行うとともに、本児と実母の面会を実施した。
- ・母子面会の中で、本児は実母に対し、施設への入所を希望する意向を伝えた。実母はショックを受けていたが、最終的には施設入所に同意した。
- ・本児は、施設入所後、新しい環境に適応できず、食欲低下や睡眠の乱れなどが見られたが、徐々に適応し、学校には順調に登校できるようになり、他児とのトラブルもなく、生活の安定を取り戻していった。
- ・実母の支援は、生活保護ケースワーカーが主担当となり、保健所の保健師と連携し、精神科への通院や飲酒に対する加療等を継続的に実施できるようになった。
- ・児童相談所や入所施設において母子の定期的な面会交流を実施するとともに、生活状況の確認や家庭復帰の意向等を確認した。

- ・現時点では家庭復帰の見通しは立っていないものの、本児は健やかに生活を送っており、実母との面会も定期的に実施し、母子関係は良好である。今後、本児や実母の意向、本児の進路、実母の生活状況を見ながら家庭復帰について検討していく方針とした。

② 薬物依存の事例

<発生時の状況>

- ・母子生活支援施設に入所中の実母が本児を連れて施設を飛び出し、行方不明になった。
- ・数日後、実母が本児を連れ、深夜の繁華街を歩いているところを警察が発見した。
- ・実母の挙動に不自然な点が見られたため、警察署において実母の尿検査を実施した結果、違法薬物の反応が認められ、母は現行犯逮捕された。
- ・実母が逮捕され、本児を引き取れる親族もいなかったことから、本児は児童相談所に身柄を伴う通告となり、児童相談所は実母不在として乳児院に一時保護委託とした。

<家族状況等>

- ・実母、本児の2人世帯で、母子生活支援施設に入所している。
- ・本児は0歳6ヶ月の女児であり、発育に大きな問題は見られていない。
- ・実母は高校中退後、繁華街の飲食店や風俗店等で仕事を転々とする生活を続けており、そのような中で本児を妊娠したが、実父については不明である。
- ・出産後も託児所にこどもを預け、風俗店で働いていたが、対人トラブルや金銭トラブルにより、居所がなくなり母子生活支援施設に入所した。
- ・違法薬物の使用は数年前から複数回あり、1年前にも違法薬物の使用で逮捕され、現在執行猶予中であった。
- ・母方祖母は既に他界し、母方祖父とは10年近く連絡を取っておらず絶縁状態である。

<対応経過等>

- ・本児を乳児院において一時保護した。本児の健康状態や発達に大きな問題は見られなかった。
- ・児童相談所職員が留置場で実母と接見し、本児を一時保護したことや今後のことなどを説明した。
- ・児童相談所職員より里親制度の概要の説明を行い、本児を当面、里親委託することを実母に提案した。
- ・実母は本児への愛情がある一方、薬物依存の問題や生活面の課題を自覚し、現状では本児の養育が困難であることから、里親委託について承諾した。
- ・生活の場が乳児院から里親にうつった後も、本児は健やかに成長し、里親と本児との間にも愛着が形成されていった。
- ・実母とは主に手紙でのやり取りを行い、本児の状況を定期的に伝えるとともに、写真を同封することで、本児の成長の様子を知らせた。

(2) 依存症と子どもの虐待

依存症とは、特定の物質や行為にこころを奪われ、使っているうちにだんだんと脳の回路が変化し、やめたくてもやめられない状態に陥ることである。依存症には、「物質への依存」と「プロセスへの依存」の2種類ある。

保護者に依存症が疑われる場合、子どもにとって危険な物質が家庭内に存在する可能性があるのみならず、子どものケアが後回しとなりネグレクト状態となったり、子どもの存在が依存へのアクセスの妨げになるために攻撃が向くなどし、虐待に至る危険がある。依存者は自分から依存状態を申告することは殆どないため、注意深い観察とアセスメントが必要である。

① 物質への依存

物質への依存とは、アルコールや薬物等精神に依存する物質を原因とする依存症状を指す。依存性のある物質の摂取を繰り返すことによって、以前と同じ量や回数では満足できなくなり、次第に使う量や回数が増えていき、使い続けなければ気が済まなくなり、自分でもコントロールできなくなっていくと言われている（一部の物質依存では使う量が増えないこともある）。

近年、違法薬物、市販薬（鎮咳去痰薬・かぜ薬・眠気防止薬等）や医療機関で処方される睡眠薬や精神安定剤の過量服薬（オーバードーズ）も問題となっている。全国の精神科医療施設を受診する薬物関連精神疾患患者に関する調査結果によると、市販薬を「主たる薬物」とする依存症患者の比率は、2012年から2022年までの10年間で急増していることが報告されている。背景には、若者の間で市販薬のオーバードーズが急速に広まったことが大きな要因の一つと見られている。

② プロセスへの依存

プロセスへの依存とは、物質（薬物）ではなく、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう症状のことを指す。例えば、ギャンブル等、買い物依存、ネット依存、性的な依存、ゲーム依存等である。

プロセスに依存すると、のめりこむ、強い刺激を求める、いつも頭から離れないなどの症状が現れ、コントロールが効かなくなり、ほどほどで辞めることができなくなってしまう。

ギャンブル等依存症に関しては、平成30年10月施行のギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）において、「ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせている」とされ、虐待を含む、ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題の解決に資する取組が、関係省庁等で実施されている。

(3) 保護者に依存症が疑われる事例への対応の留意点

① 警察や医療機関との連携

保護者の依存症が関連する虐待事例への介入にあたっては、親子分離等子どもの安全確保を優先しつつ、保護者の治療・回復支援の両面から、保健所や精神保健福祉センター等の保健機関、医療機関、警察、福祉事務所等と相談しながら、連携協働した対応をする必要があ

る。物質依存の場合は、依存性薬物の使用は犯罪行為に該当することがあるため、警察との連携による安全確認と法的対応が求められる。

各都道府県においては、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症専門医療機関や治療拠点機関が選定されており、依存症対策全国センターのウェブページに掲載されているため参考されたい。

② 子どもの保護とその後の支援

保護者の依存症により子どもの安全が脅かされている場合は、親子分離を検討する。一見殊勝な言動があっても、治療を継続して依存からの回復が確認されるまでは親子分離後の再統合は避けるのが基本である。精神症状等の目立った症状は、治療を受けると比較的短期間でおさまると言われているが、その後は時間をかけて、依存症という障害によって悪影響を受け変化してしまった生活習慣、対人関係等を改善していく必要があるためである。

パートナーが依存者と別居して子どもを守ることができるのであれば親子分離が必要ない場合もある。一方の保護者のみが依存症の場合、そうでない保護者が子どもを守れるかどうかのアセスメントが重要である。しかし、依存症は、その人の心と身体をむしばむだけではなく、家族の誰かが依存症におちいると、依存症でない保護者も子どもを守る行動をとれないことが少なくないことに留意が必要である。そのため、パートナーを含めた家族への支援が必要であると同時に、パートナーが依存者と再び一緒になる可能性を視野に入れて支援をする必要がある。

また、保護者に依存症がある場合、子どもがヤングケアラーになっているケースもあることに留意が必要である。虐待を受けた子どもがヤングケアラーであった場合の対応については、「13. 被虐待児がヤングケアラーであることが疑われる場合の対応」を参照されたい。

3. 保護者に精神障害が疑われる事例への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・中学校から「在籍する姉妹の2人とも、腕等に痣、傷があり、特に姉がひどい」と児童相談所に虐待通告があった。
- ・中学校において児童相談所の職員が本児（姉）に話を聞いたところ、実母に日常的に殴られるとの話であった。
- ・実妹も同様に実母からの暴力を認めるとともに、本児の方がひどい暴力を受けていると話した。
- ・最近は連日、実母は長時間飲酒し、「死にたい」などと訴え、本児と実妹は深夜まで実母の話を聞き、なだめる等しているとの話があった。
- ・これらの状況を踏まえ、本児と実妹の同意を得て一時保護となった。

<家族状況等>

- ・実母、本児、実妹の3人世帯。
- ・本児は中学校3年生の女児、実妹は中学校2年生で、2人とも学校への登校状況は良好である。
- ・実母は日常的に実父にDVを受ける生活に耐えきれず、母子生活支援施設に避難し、その後、実父とは家庭裁判所の調停を経て離婚に至った。
- ・実母は心的外傷後ストレス障害（PTSD）の診断があり、精神科病院に通院、服薬しているが、定期的な受診はできず、たびたび通院を中断している。
- ・離婚後、実母は人材派遣の仕事を中心に就労していたが、人間関係がうまくいかず、転職と離職を繰り返す生活が続いている。
- ・仕事や人間関係のストレス等で精神的に追い詰められ、本児や妹に対する日常的な暴言・暴力につながっている。

<対応経過等>

- ・実母に連絡し、本児と実妹を一時保護したことを伝えると、実母はこどもたちに日常的に暴力を振るったことを素直に認めた。
- ・また、実母は、以前、離婚した実父から受けたDVにより、PTSD症状があり、精神的に辛く、こどもたちの養育が限界であると話した。
- ・本児は児童相談所職員との面接で、実母の暴言・暴力に心を痛めながらも、実母を慕う気持ちや実母の状態を気遣う気持ちを語り、家庭復帰を望んだ。一方、実妹は実母への恐怖心があり、家庭復帰について強い葛藤を抱えていたが、精神的に頼りにしている姉（本児）と一緒にならどちらの選択でもかまわないと話した。
- ・児童相談所職員は、実母の精神面の治療と生活の安定を優先する必要があると判断し、本児と実妹を当面の間、里親委託を提案した。
- ・実母自身も本児と実妹の早期の家庭復帰は難しいと感じており、里親委託に同意した。

- ・本児と実妹に対しては、実母の状態（P T S Dの症状）について心理教育を行い、実母の治療と生活面の安定を優先する必要があることを伝えた。実母から同様の内容を伝え、その上で里親委託となることを説明した。
- ・実母に対しては、P T S Dの治療や飲酒の問題に関し、こども家庭センターの保健師が相談窓口となり医療機関の受診や自助グループへの参加を継続し、実母自身の心身の安定を目指に取り組むこととした。
- ・里親委託後、実母はこどもと離れたことにより精神的な落ち込みが強く、希死念慮の高まりも見られた。主治医からは入院治療も検討されたが、こども家庭センターの保健師の支援を受けながら通院や服薬を継続することで、症状は安定した。
- ・定期的な面会交流を実施し、本児と妹の意見を確認しながら、外泊交流へと段階的に進めた。
- ・実母はいざれ本児らを引き取り一緒に暮らしたいとの意向があり、本児らも家庭復帰について、積極的な意向を表明しているため、今後の実母の心身の状態や生活環境を見極めながら、家庭復帰等について検討していくこととした。

(2) 保護者の精神障害と子どもの虐待

第2章2(2)のとおり、保護者の精神障害は、子ども虐待のリスク因子の一つとして認識されている。保護者に精神障害がある場合、幻想や妄想、自殺念慮、生活のしづらさ等から虐待など不適切な養育につながる可能性がある。また、親に精神障害のある家庭においては、子どもがヤングケアラーになっているケースもあることに留意が必要である。

虐待を受けた子どもがヤングケアラーであった場合の対応については、「13. 被虐待児がヤングケアラーであることが疑われる場合の対応」を参照されたい。

(3) 保護者に精神障害が疑われる事例への対応の留意点

① 情報の収集

保護者に精神障害の疑いがある場合は、治療歴と現在の治療（医療機関や主治医）、社会的支援の有無、そして現在の精神状態や社会生活の状況（仕事や家事ができているか、通院や服薬の状況、家族内外の対人関係等）についての情報を収集し、必要な関係機関との連携を含めた対応を検討する必要がある。

精神障害を有する人のなかには、自分自身の精神症状を否定したり、精神障害という認識を持っていなかったりすることがあるため、本人との面接だけでは判断できないこともある。そのため、できるだけ多くの関係者から情報を集める必要がある。ただし、保護者の精神障害を安易に虐待など不適切な養育の原因と結びつけるのではなく、保護者や家庭の持つ要因の一つとして捉える必要がある。精神障害ということだけで判断するのではなく、実際の生活や育児に支障が出ている程度や、家族内及び家族外からの支援の状況も含めて、援助方針を検討することが重要である。

② 医療機関との連携

保護者の精神障害が関連する虐待事例への介入にあたっては、保護者が治療中の場合は保護者の主治医との連携が不可欠である。加えて、市町村保健センター、保健所、精神保健福

祉センター、医療機関、福祉事務所等との連携も不可欠であり、精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、保健師等の専門職と共に対応を行う必要がある。

介入にあたっては、子どもの安全の確保が優先されなければならない。保護者の精神状態が非常に不安定で子どもの安全が脅かされている場合は、まずは保護者の精神状態の評価を検討する。その結果、入院が必要と判断された場合は、保護者自身が入院治療に同意できれば精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 104 号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づく「任意入院」による入院治療が行われるが、保護者が入院に同意しない場合は精神保健指定医の診察を経て、「医療保護入院」、や「応急入院」または「措置入院」によって入院治療が行われることになる。精神保健福祉法に基づく入院形態の概要については次ページ表を参照のこと。

③ 子どもの保護とその後の支援

保護者に精神障害が疑われる虐待事例においては、子どもの安全を確保するために、子どもを保護者から分離して保護することが必要な場合もある。子どもを保護した場合は、子どもの安全を確保した上で、保護者の状態に応じて、子どもの面会や交流の機会の設定を検討する。ただし、子どもの面会や交流によって、子どもの心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、面会等の制限を検討するなど、子どもへの影響を考慮する必要がある。

令和 4 年児童福祉法等改正法により、親権者の同意がない一時保護については、裁判官の審査を経なければならないこととする「一時保護時の司法審査」の仕組みが導入されている。司法審査に関する対応については、「「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について」（令和 6 年 12 月 26 日付け こ支虐第 466 号 こども家庭庁支援局長通知）参照のこと。

家庭での養育の適否を検討する際には、保護者の精神状態が子どもの養育に適するかどうか等を保護者の主治医や関係機関の専門職から十分に聴取し、家族機能について適切な評価を行う必要がある。地域の多くの機関や関係者が関わることになるので、要保護児童対策地域協議会を活用し、個別ケース検討会議等を通じて連携を密にする必要がある。

また、虐待による直接的な影響だけでなく、保護者の精神症状からの子どもへの影響も慎重に評価しなければならない。子どもの安全・安心な生活を保障することが対応の基本となる。必要に応じて、保護者だけでなく子どもについても精神科医によるアセスメントを検討する。

保護者に精神障害のないパートナーがいる場合はその保護者を通じて、単親の場合は親族やその他の大人との関係を構築することで、精神障害を有する保護者の育児負担を軽減するとともに、保護者の精神症状の子どもへの直接的な影響を軽減することも重要である。

【精神保健福祉法に基づく入院制度の概要】

入院形態	精神保健福祉法	対象	入院に必要な要件
任意入院	20 条	入院が必要な精神障害者	・本人同意
医療保護入院	33 条	精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、任意入院を行う状態にない者	・精神保健指定の診察（緊急の場合は特定医師の診察）及び家族等（※）の同意 ・家族等がいないまたは家族等に同意・不同意の判断ができない場合、あるいは家族等の全員が意思表示を行わない場合は、居住地を管轄する市町村長の同意
応急入院	33 条の 6	医療及び保護の依頼があった者について、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって任意入院が行われる状態ないと判定された者	・精神保健指定医の診察（緊急の場合は特定医師の診察） ・入院期間は 72 時間以内（特定医師の診察による場合は 12 時間以内）
措置入院	29 条	精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者	・二人以上の精神保健指定医の診察により、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合 ・都道府県知事が措置

※令和 5 年 4 月より、医療保護入院の際に同意が必要な「家族等」から、虐待を行った者が除かれた

4. こどもに障害が疑われる事例への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・近隣住民から「アパートの隣室で子どもの泣き声がする」と189通告があった。
- ・詳細を聞くと、週に2、3回は、実母と思われる女性が子どもを叱責する声と男児の泣き叫ぶ声がする、とのことであった。
- ・通告を受け、児童相談所職員が家庭訪問を行うと、実母と本児が在宅しており、実母は事実を認め、反省の意を示すとともに、本児の養育について悩んでいることが語られた。
- ・本児の安全確認を行い、傷アザはなく、学校調査においても虐待が疑われるような状況はなかったことから、一時保護はせず、在宅のまま調査を継続することとした。

<家族状況等>

- ・実母、本児の2人世帯。
- ・本児は小学校5年生男児であり、学業の遅れが顕著であったが、通常学級に在籍しており、特に小学校4年生以降になり周囲との差が目立つようになった。明るい性格であるが、学年があがるにつれて周囲とのテンポが合わなくななり、孤立しがちである。
- ・実母は会社員として朝9時から夕方6時まで稼働しており、多忙な生活の中で、本児の気持ちや日々の変化に気づきにくい状況にあった。
- ・本児は小学校3年生までは学童に通っていたが、小学校4年生以降は学童がなくなり、家で過ごす時間が長くなっている。

<対応経過等>

- ・学校調査を行ったところ、学業の遅れが顕著であり、担任教諭は知的発達に遅れがあることを疑っていたが、実母は多忙であり、なかなかそのことについて十分に話ができずにいたとの話があった。
- ・児童福祉司が本児と学校で面接を行い、状況を聞き取ったところ、実母が帰宅する前に宿題を終わらせるようにと言わわれているが、それができずに実母から毎日のように叱られる、と話した。本児自身、学業についていけないことを自覚し、宿題をやりたくても全くわからないため、取り組めないと話があった。
- ・実母に対しては家庭訪問を行って話を聞いた。本児の学業の遅れに危機感を持ち、ここ1年は厳しく指導を行ってきたこと、小学校4年生以降は学童がなくなり、夕方は本児1人になっていたが、実母の言いつけを守らずに勝手に遊びに行くなどし、本児の対応に苦慮していたことなどが語られた。
- ・本児に対して児童心理司が知能検査を行ったところ、軽度の遅れに該当する域であった。
- ・実母に対して知能検査の結果を伝え、知的発達の遅れにより学業についていくことが難しい状態であることを伝えた。実母は、ひとり親家庭で本児の家庭教育を十分に行えていなかった負い目から、自分に責任があると感じて厳しく指導してしまったが、もともとの遅れがあることを知り、肩の荷が下りたと話された。

- ・本家庭への援助を検討するため、個別ケース検討会議を開催した。学校は本児の能力に合わせた教育環境として特別支援学級への転籍を実母に提案すること、放課後の過ごし方として放課後等デイサービスの利用、それに伴う送迎の移動支援の利用、実母の養育支援としては市町村が定期的な家庭訪問を行い、相談に応じることとした。

(2) 障害のあるこどもと子どもの虐待

第2章2(2)のとおり、こどもに障害があることや、こどもが養育者にとって何らかの育てにくさを有していることは虐待に至るリスク要因となることがある。

知的障害や発達障害では、養育者が子どもの状態を正しく理解できていない場合、子どもの発達水準や特性によっては達成が難しい行動を要求し、それを達成できないことに対して過度の叱責や暴力に至ってしまうことがある。養育者が子どもの状態を理解できていたとしても、コミュニケーションが十分にとれないことや多動、かんしゃく等の行動・情緒に養育者は苦慮し、子どもを怒鳴りつけてしまうなどの不適切な対応が引き起こされやすくなる。

身体障害では、排泄や摂食、移動等の介助、重度の障害になると経管栄養、痰の吸引、酸素吸入などの医療的ケアを要することもあり、日常生活の介助量、健康管理、安全管理への配慮の必要性が大きい。将来に対する不安も大きく、ストレスや疲弊感が積み重なった結果、ネグレクトにつながりやすい。

障害に対する認識が夫婦間で異なることもある。一方が子どもの障害を否認していたり受容できていなかったり、障害児の子育てに非協力的な姿勢である場合、もう一方の養育者には、肉体的な負担だけではなく、孤立感や不安感等の精神的な負担も増し、それが子どもに向き合う姿勢にも影響し、悪循環に陥りやすい。

障害のあるこどもは、障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合がある。長期間にわたって虐待を受けた場合等では、無力感から諦めてしまっていることもある。障害のあるこども本人からの訴えが難しいケースでは、本人の自覚を問わず、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があることに留意が必要である。

(3) こどもに障害が疑われる事例への対応の留意点

① 障害への理解

障害が疑われるこどもへの虐待の事例の中には、児童相談所が関与するまでの間、保護者が子どもの障害を認識していないケースも少なくない。特に、知的障害を伴わない発達障害（ICD-11では「神経発達症群」として整理され、自閉スペクトラム症・注意欠如多動症・限局性学習症等が含まれる）の場合には、周囲から「少し変わった子」と見なされ、専門的な支援が受けられないまま経過することがある。

こうした障害は、年齢があがるにつれて問題が顕在化することが多く、そこで初めて障害の可能性が疑われる。例えば、小学校低学年まではこども同士のコミュニケーションに大きな問題が見られない場合でも、高学年になると複雑な対人関係が求められ、コミュニケーションの困難さが明らかになり、トラブルが見られるようになる。また、注意欠如の特性を持つこどもは、保護者の管理下では問題が表面化しにくいものの、自己管理が求められるようになると忘れ物の増加や提出物が出せないという問題が顕在化する。このように、発達の過

程やライフステージの変化により、困りごとや特性が強く現れ、初めて問題が認識されるケースが少なくない。

これらの特性があるこどもは、一見すると問題があることがわかりにくいため、親の育て方の問題や本人の努力不足と誤解されやすい。

② 保護者への支援

こどもに障害が疑われる場合には、保護者からの困りごとを丁寧に聴取するとともに、現在の状況のみならず、成育歴についても詳細に把握することが重要である。幼少期から現在に至るまでの成長過程を適切に把握し、発達の特徴を適切に理解することが望ましい。また、家庭と所属機関（学校・保育所等）におけるこどもの様子が異なること多いため、関係機関との連携を図り、幅広く情報収集を行うことが求められる。知的能力の評価に加え、社会生活スキル、コミュニケーション能力、感情調整能力等、多角的な視点からアセスメントを実施し、総合的な判断を行うことが必要である。さらに、必要に応じて児童精神科医等の専門家による診断を受け、適切な支援方針を策定することが望ましい。

診断の結果、障害があることが判明した場合には、その事実を保護者に伝え、理解を促す必要がある。ただし、保護者の反応は様々であり、慎重な対応が求められる。障害の診断を受けたことで、自分の対応の問題ではなかった、と安堵する保護者もいれば、我が子に障害があることに大きなショックを受ける保護者もいるため、受け止め方を十分に考慮しながら対話を進めることが重要である。

また、障害の事実を受け入れているかのように見えても、支援の必要性について十分に理解できていない場合がある。例えば、子どもの状況を踏まえると特別支援学級への転籍が望ましい場合であっても、保護者が抵抗を示すことがある。障害の理解と受容には時間を要するため、保護者との丁寧な対話を重ねながら、こどもにとって最適な支援方針をともに考えていくことが必要である。

障害のあるこどもへの支援としては、一人ひとりの発達特性や生活環境に応じた対応を行うことが重要であり、保護者や関係機関と連携しながらこどもの成長を支える体制を整え、教育・福祉・医療・保健の各分野における包括的な支援を組み立てる。虐待予防という観点で言えば、保護者に対して適切な対応方法を学ぶものとして、ペアレントトレーニング等の活用が有効である。

障害のあるこどもの養育には適切な理解と支援が不可欠である。公的支援の活用により保護者の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、保護者がこどもの特性を正しく認識し、適切な対応を学ぶ機会を提供することで虐待リスクの軽減につながる。

5. 特定妊婦や飛び込み出産事例への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・実母は高校を中退後、安定した住居や就労先を持たず不安定な生活を送っていたが、ある日、体調不良が続いていたことから医療機関を受診したところ、妊娠が発覚した。
- ・実母は中絶する意思を示したが、妊娠7か月目となっており、中絶はできないことが判明した。
- ・この時点で実母に出生後の子を養育する意思がなかったため、病院から市町村に特定妊婦として通告があり、産後の特別養子縁組の方向性も検討するため、市町村より児童相談所に援助要請があった。
- ・実母は無事に男児を出産したが、出産後は自らこどもを育てる意思を示し、特別養子縁組については頑なに拒否の意向を示した。
- ・母方実家において、母方祖母の支援を受けながら本児を養育することとなったが、実母から、母方祖母との関係に対する不安が語られたため、こども家庭センターが中心となって在宅支援を行うこととした。
- ・実母は、母方祖母の支援も受けながら本児の養育をしていたものの、うつ状態が見られ、こども家庭センターの保健師の訪問も開始された。
- ・精神的に不安定な状況が続く中、本児出生から3か月経過後に、こども家庭センターの担当者に、こどもの泣き声を聞くことが精神的に苦痛であり、こどもの口をふさぎたくなる、このままだと本児を殺してしまいそうとの申告があったことから、児童相談所に送致され、本児は一時保護となった。

<家族状況等>

- ・実母は20代前半、本児の父親は不明である。
- ・実母も幼少期から母子家庭（実母と祖母の2人世帯）で育っている。
- ・実母は高校中退後、実家にはほぼ帰らず、友人宅を転々とする生活を送っていた。
- ・母方祖母は母子を支援すると言っているものの、実母との関係性は良好ではなく、実母が精神的に辛い時などに相談できる関係性ではなかった。

<対応経過等>

- ・本児はアセスメントも兼ねて乳児院に一時保護委託された。乳児院の生活の中で、泣きが強く、ミルクの飲みが悪い様子が見られた。
- ・一時保護後、こども家庭センターの保健師の支援により精神科を受診し、治療を受けたことで精神的に落ち着きを取り戻した。
- ・今後について、児童相談所より実母や母方祖母に聴取したところ、実母としては本児を家庭で育てたい気持ちはあるものの、現実的には難しいとの意向であり、母方祖母も同じ意向を示した。
- ・本児の里親委託を提案したところ、当初、実母は本児を里親に預けることに難色を示したが、里親制度の説明を繰り返しを行い、実母は同意した。

- ・本児は里親委託となり、母子の定期的な面会を実施していく中で、今後の方針を検討していくことになった。

(2) 特定妊婦とは

虐待による死亡事例では、心中以外の虐待死のうち0歳児の乳児が占める割合が5割以上と最も高く（「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第21次報告」令和7年9月）、第3次報告から21次報告までの総数でみると、妊娠期・周産期の問題として「予期しない妊娠／計画していない妊娠」「妊婦健康診査未受診」「妊娠届の未提出（母子健康手帳の未交付）」

「若年（10代）妊娠」が高い割合を占めている。その背景には、妊娠したことを身近な家族やパートナーにも相談できない不安定な関係性という問題、妊娠に気が付いたとしても経済的負担を理由に初回の受診をためらい、必要な支援につながらないという経済的な問題等が挙げられる。また、市町村保健センター等の関係機関が関わっていた場合も見られるが、要保護児童対策地域協議会において、リスクアセスメント等について関係者での情報の共有や連携が不足していた事例も見られる。

虐待予防のためには、妊娠中から妊婦の抱えている課題を面談等により丁寧に聴き取り、寄り添った伴走支援を行うことで、出産後も相談できる関係性を構築することが重要である。また、出産後の子育てのつまずきや生活上の困りごと等を早期に把握して支援できるよう、妊娠中から出産後の養育状況を可能な限り想定しながらニーズや虐待リスクのアセスメントを行い、出産前から医療機関等の関係機関・団体等との協働による支援や出産後の支援体制の構築を進める必要がある。

① 特定妊婦とは

児童福祉法第6条の3第5項では、特定妊婦は、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とされ、要保護児童対策地域協議会の支援対象とされている。

具体的には、若年（10代）、精神科の受診歴、予期しない妊娠／計画していない妊娠、被虐待歴、経済的困窮、DVを受けているなど、複数のリスク因子が複雑に絡み合い、出産後の養育が極めて困難となることが妊娠中から見込まれる妊婦のことである。

② 特定妊婦への妊娠期からの相談の重要性

特定妊婦の場合、こどもはまだ出生していないので、従来の虐待リスクアセスメントができず、緊急度の判断が難しい面もある。妊婦健康診査未受診等、妊娠中からこどもの健全な発育を保障できる状況にならぬ、出産後の育児用具やミルクの準備ができていない、育児スキルがない、適切なサポート体制が得られないなどの事態は乳児にとってはたちまち重篤な結果につながりかねず、出産後のこども虐待のリスクが非常に高くなるため、これを未然に防ぐことが不可欠である。

そのため、少しでも養育に不安が予想される場合には、確実に要保護児童対策地域協議会につなげ、情報の共有や連絡調整を行い、必要な支援を行うことが求められる。

(3) 対応の際の役割と関係機関との連携

妊娠や出産について、妊婦自身が気軽に、安心して（怒られない、責められない）相談できる相談窓口の周知が重要である。個人差はあるものの、特定妊婦の多くが、精神的な傷つき体験があると考えられるため、出会った支援者との関わりの中で、十分に気持ちを受け止められ、尊重され、大切にされる体験を得ることが重要である。

同時に母子保健担当、医療機関、福祉部局（生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親家庭支援、女性支援、障害福祉等）、児童相談所等複数の関係機関が連携し、安全な出産と虐待をさせない環境づくりに向けた十分なニーズアセスメントに基づく支援が求められる。

また、妊娠中から虐待のリスクアセスメントと母子分離の判断を適時に要することが特徴であり、特に虐待の発生予防の観点から、妊娠期から出産直後又は出産後まもなくの母子分離の判断を要するケースについては、特別養子縁組、里親等委託、施設入所等を視野に入れ、市町村と児童相談所とが連携した対応が必要となる。

① 市町村の役割

市町村は、妊娠届出時の面談や妊婦本人からの相談、医療機関等から情報提供、親族からの相談、児童相談所・妊産婦等生活援助事務所からの情報提供、民生委員・児童委員、近隣住民、本人の知人等からの相談や、生活保護や女性支援等の福祉部局への相談、胎児のきょうだいへの支援等を通じ、特定妊婦を把握する。

妊娠期からの切れ目のない支援を実施する市町村では、特定妊婦の把握において重視しなければならない機会の一つが、「妊娠届の受理時」である。妊娠届は、対面で受け付け、受理することが基本であり、多くの市町村の母子保健担当の保健師は、妊娠届の受理時と母子健康手帳の交付時に、妊婦へのアンケートや個別面接を実施し、妊娠、出産に関わる不安や心配事を聴取し、支援が必要な妊婦を把握している。妊娠届の提出時には、妊婦健康診査受診券の交付や、出産・育児のための準備教室（両親学級・母親学級）等、妊婦にとって有益なサービスや情報を得られるため、支援者との相談関係が取れやすい機会でもある。

妊婦に対して、出産後の準備や養育指導等を行う中で、関係機関の支援に拒否的ではないか、適切な養育環境は確保できているか、必要な育児スキルがあるかなど客観的にアセスメントし、特定妊婦と判断した場合には要保護児童対策地域協議会において支援方法について協議し、養育に関する問題を明らかにするとともに関係機関が連携して養育支援訪問事業等を活用した支援を検討する。アセスメントの際は「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日付け 雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）別表「出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）の様子や状況例」や、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）のウェブサイトに掲載されているリスクアセスメントシートも参考されたい。

令和4年児童福祉法等改正法において、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の事業として、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子

生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供その他の必要な支援を行う「妊産婦等生活援助事業」が創設されている。市町村のリソース（子育て世帯訪問支援事業等）や母子生活支援施設に加え、「妊産婦等生活援助事業」の活用も検討しながら、安全な出産や産後の子育てを継続的に支援していく必要がある。

② 児童相談所の役割

児童相談所は特定妊婦に関する相談を受けた場合、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の養育状況についてアセスメントを行い、対応について検討する。検討の結果に応じて児童相談所が相談を受け付け、特別養子縁組、里親等委託、施設入所等の社会的養護関連の制度について妊婦等に情報提供する等、必要な対応を行う。なお、すでにきょうだいへの虐待（疑い含む）について関わりのある事例で、新たに次子の妊娠が判明した場合も、市町村や医療機関等と連携して対応する必要がある。

③ 医療機関との連携

特定妊婦への支援において、特定妊婦の把握、医学的見地からの心身の母体管理、安全な出産への支援、出産後の母子への実践的アプローチ等、医療機関との連携は極めて重要である。医療機関と市町村の連絡体制は、既に母子保健を中心として、情報連絡システムが整備されているところもあり、このシステムを特定妊婦の支援にも活用し、その後の子どもの支援へつなげていくことが重要である。

平成28年児童福祉法等改正法において、医療機関が、支援を要する妊婦を把握した場合には、市町村への情報提供に努めることとされた。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではない。

医療機関から情報提供を受けた市町村は、すでに要保護児童対策地域協議会の支援対象事例になっているかどうかの確認を行う。該当事例であれば支援状況を確認し、必要があれば妊婦訪問や新生児訪問等を実施し、直接要支援者等と話し合うなどして支援の見直しを行う必要がある。要保護児童対策地域協議会の支援対象となっていない事例については、早急に必要な情報の確認を行うとともに、家庭訪問し、医療機関からの情報も踏まえて総合的なアセスメントを行うとともに、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどの必要な支援を実施する。その際には養育支援訪問事業その他の家庭支援事業等の積極的な活用や、ショートステイ等の利用の提案が必要な場合もある。

（4） 特定妊婦・飛び込み出産事例への対応の留意点

① 特定妊婦への対応の留意点

特定妊婦については、要保護児童対策地域協議会において家族構成や支援者の有無、これまでの妊娠回数（中絶や流産等の情報を含む）、出産予定日、妊婦自身の問題（若年、未婚、妊婦健診未受診等）、予期せぬ妊娠であるかどうかや関係している機関等必要な情報を収集し、共有する。次に想定されるリスクを関係機関で共有し、主担当機関を決め、支援の役割分担を行う。

妊娠、出産期は、精神的な落ち込みなどにより、育児への負担感が増大し、虐待リスクを高めてしまうことが多いため、支援に当たっては、地域の医療・保健・福祉のサービスを複合的かつ迅速に活用していく必要がある。また、特定妊婦には、DV被害を受けている妊婦、ストーカー被害を受けている妊婦、暴力団等からの暴力被害に怯えている妊婦等もいる。また、性的DV等の様々な理由で胎児を受け入れられずに胎児に危険が及ぶ行為に至っている妊婦、希死念慮のある妊婦、精神的に混乱している妊婦等もいる。必要に応じて警察や精神保健分野と連携する必要がある。

出産まで時間的余裕があるような特定妊婦への支援では、妊娠中から家庭訪問を行う。生活スキルの把握や妊娠の受容等こどもの養育についてのアセスメントを行いつつ、妊婦と一緒にこどもを迎える環境を整える。また、早期に育児支援者の調整を行い、きょうだいがいるときには出産のために入院中の養育者についても調整を行う。妊娠中からの支援を行っても養育の危惧がある場合、出産のための入院中に医療機関と連携して、育児のスキルや養育力のアセスメントを行うことが重要である。出産後の養育意思がない場合、養育条件が整わない場合、育児能力に問題があり支援者がいない場合等は特別養子縁組、里親等委託、施設入所等を視野に入れて妊婦等に情報提供する等、必要な対応を行う。

本人の家族、知人等により、妊娠が疑われ、相談が開始される場合には、その妊婦との接觸の方法から検討し、家庭訪問等の手段により、確実に本人と会い妊娠の可能性を確認する必要がある。そのような妊婦のなかには、妊娠を否認したり、保健師等の支援者が妊娠後期であると思われても、「人工妊娠中絶をする」と話すなど、妊娠そのものを受け入れられなかつたりすることが多い。その結果、周囲からの支援に対し拒否的になるため、支援者との信頼関係を第一に考え、妊娠を否認する本人の気持ちを十分聴き、受け止めながら、医療機関へ同行受診をするなど、できるだけ早期に医師による妊娠の確定について説明を受けられるよう支援することが重要である。その上で、出産病院を決める、妊娠の届出をし母子健康手帳の取得を促す、妊婦健康診査に同行する、妊娠の経過等を具体的に説明しつつ、安全な出産に備えるなどの支援が必要となる。

②飛び込み出産への対応の留意点

妊婦健診は、妊娠初期には妊娠を確定するために毎週受診が必要な場合があるが、概ね妊娠23週の妊娠中期までは四週間に一回、24週から35週の妊娠後期までは二週間に一回、36週から分娩までは一週間に一回のペースでの受診が望ましいとされている。

飛び込み出産の場合、妊娠の届出がなく、母子健康手帳の未交付、妊婦健康診査の未受診や健診の受診回数が少ないといったことが多いことが特徴である。救急搬送され、事前情報が何もなく分娩が開始されるということは、極めてリスクの高い出産となり、胎児に危険が及ぶ行為の側面もあると認識する必要がある。飛び込み出産は、感染症等の検査データがなく、妊娠経過や出産予定日がわからないリスクの高い出産であり、妊婦健診を受けていたら治療や予防ができた、または早めに出産することで回避することができた疾患や状態等に陥る可能性が高い。また、医師、助産師等の立ち合いもなく、インターネット等の情報のみで自宅出産し、救急搬送されることもある。このような妊産婦を把握した医療機関は、できるだけ速やかに市町村又は児童相談所に通告し、通告を受けた機関は危機判断と迅速かつ的確な初期対応を行う必要がある。

妊娠していることを誰にも相談できず、妊娠したこと自体が他者に気付かれていないため妊娠期に適切な支援を受けることなく出産した結果、こどもが死亡に至った事例が多い。公

的機関や医療機関に把握されず、周囲からの支援を得られない中で出産することは、孤独の中で出産するという心理面と妊娠、出産という身体面の負荷といった女性にとって大きな健康リスクに直面することでもあり、重大な事案といえる。その背景には、妊娠したことを身近な家族やパートナーにも相談できない不安定な関係性という問題、妊娠に気が付いたとしても経済的負担を理由に初回の受診をためらい、必要な支援につながらないという経済的な問題等があげられる。まずは医療機関の受診や、関係機関とのつながりをもち、必要な支援を受けるスタート地点に立ってもらうことが重要である。

特定妊婦のなかには、支援対象者本人が行政とのつながりを拒否している等により直接行政とつながることが難しい場合もある。その場合は、支援対象者と接触しやすい機関から支援につなげ、孤立を防ぐ必要がある。行政や医療機関で把握できていない特定妊婦について、妊産婦等生活援助事業所や「にんしんSOS相談窓口」に相談があった場合、必要に応じて、児童相談所や市町村へ情報提供を行うことができるよう、体制の整備が必要である。なお、こうした人とのつながりが希薄な妊婦の相談から児童相談所や市町村につなげる活動を展開している民間相談機関もあるため、そのような機関との連携も重要である。

6. 転居を繰り返す事例への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・B県児童相談所からC県児童相談所に、転居ケースの移管をしたいとの連絡があった。
- ・本件家庭は、実父と小学校3年生の本児、小学校1年生の実妹の3人世帯である。
- ・B県児童相談所においては、半年前に学校からの通告で本児を一時保護しており、身体的虐待として児童福祉司指導中であった。
- ・B県で1年ほど生活をしていたが、実父に交際相手ができ、交際相手と同居するため1週間前にB県児童相談所に連絡なくC県に急に転居した。
- ・B県児童相談所は学校からの連絡で父子が転居したことを知り、転居先への家庭訪問において、父子の生活状況等を確認し、今後も児童相談所が関わっていくことを実父に伝えた。
- ・実父とこども2人はこれまで転居を2回ほど繰り返しており、B県児童相談所も1年前にA県児童相談所から移管を受けていた。
- ・A県児童相談所においては心理的虐待（実父から実母への暴力の目撃）による警察からの通告が度々あり、心理的虐待として在宅において児童福祉司指導中であった。
- ・本家庭については、こども家庭センターにおいても支援を継続しており、A県、B県、C県それぞれの居住地域のこども家庭センターがケース移管を行い、定期的に家庭訪問を実施している。

<家族状況等>

- ・実父、本児、実妹の3人世帯。
- ・本児は小学校3年生男児で、発達障害があって落ち着きがなく、実父から叩かれることがしばしばある。
- ・実妹は小学校1年生で、物静かな性格であるため、実父から叩かれることはないが、本児が叩かれる場面はよく目撃している。
- ・実父は過去に傷害罪で逮捕歴がある。
- ・実父から実母へのDVがあり2年前に協議離婚、実母は精神障害があり、こどもたちを養育することが困難な状況から、実父がこどもたちを引き取った。
- ・離婚に伴い、A県からB県に実父とこども2人ことで転居した。

<対応経過等>

- ・B県児童相談所からの移管の連絡を受け、C県児童相談所において、所内協議を実施した。
- ・C県児童相談所の所内協議の結果、B県児童相談所が今後2週間、電話や家庭訪問による指導を継続の上、家庭の状況を確認し、その後、B県児童相談所とC県児童相談所が同行による家庭訪問と移管の引継ぎを行うことになった。
- ・また、A県児童相談所からB県児童相談所にケース移管する際に引継ぎが不十分であり、A県児童相談所の指導経過が不明確であったことから、改めてB県児童相談所がA県児童相談所から指導経過を確認の上、C県児童相談所に引継ぎを行うことを申し合わせた。

- ・3週間後にB県児童相談所とC県児童相談所が合同で家庭訪問を実施したところ、生活は落ち着いていたが、今後はC県児童相談所が担当となること、子どもへの暴力は虐待にあたること、転居する際は必ず児童相談所に連絡することなどを実父と確認した。
- ・家庭訪問後、C県児童相談所においてB県児童相談所とケースの引継ぎを行い、ケース移管が完了した。
- ・C県居住地域の子ども家庭センターもB県居住地域の子ども家庭センターからケース移管を受けており、子ども家庭センターが調整機関となって、児童相談所、学校と個別ケース検討会議を開催し、各機関の役割分担を行い、支援を継続した。

(2) 転居を繰り返す事例への対応の留意点

虐待に至る家庭のなかには、転居を繰り返す家庭が一定数見られることが、子ども家庭児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」でも明らかになっている。こうした転居を繰り返す家庭については、以下の点に留意しながら、調査や援助を行うことが必要である。

① 調査の着眼点

(ア) 転出手手続きの実施の有無

転居に際して速やかに手続きが行われているかどうかに注目する。手続きがされていない場合、保護者が必要な手続きを怠る傾向にある、再転居を検討している事情がある、住民票を移せない事情がある、保護者が子どもの養育・就学等に無関心である、などの背景がある場合もあり、虐待のおそれもあることから注意して調査を行う必要がある。

(イ) 転居の回数

転居の頻度や回数にも着目する。転居を繰り返す場合、同じ生活圏域内で転居する場合と圏域をまたいで転居する場合では、保護者やその家庭が抱えている事情が異なる場合もある。また、短期間に転居を繰り返す場合は特に注意が必要であることから、それらに注意して調査を行う必要がある。

(ウ) 家族構成の変化

転居に伴う同居者の構成の変化にも注目する。離婚や別居、あるいは交際相手との同居、再婚、実家への転居等、転居に伴って家族構成が変化することはまれではない。家庭状況をアセスメントする際には、こうした変化を的確に把握することが必要である。

なお、交際相手との同居のような場合、交際相手が転入してきたのか、子どもと保護者が交際相手宅に転入したのかといった点にも着目して調査を行う必要がある。

(エ) 保護者の就労状況

保護者が就労しているか、就労が安定しているかについても着目する。転居を繰り返す場合、保護者の就労が続いていない場合もあり、子どもの養育に影響していないかといった点にも着目して調査を行う必要がある。

② 初期調査

転居を繰り返す家庭について初期調査を実施する際は、まずは住民基本台帳に記載されている住所を確認する。住民基本台帳に記載されている住所が確認できた場合には、住民票や戸籍（戸籍を確認する際には、必要に応じて改製原戸籍¹で確認したほうが家族環境の経緯の詳細について把握できる場合がある）、戸籍の附票を確認し住所の異動歴や家族関係歴を確認することができる。

その上で、当該住所が所在する市町村に保育所等や学校の所属歴を確認し、所属していた当時の子どもの状況や保護者の状況について調査することが必要である。保育の利用が確認できた場合は、利用の状況や子どもの育ち、保護者の状況等について児童票等の写しをもとにした情報を得るなど、当時の状況について照会する必要がある。学校への所属が確認できた場合は、指導要録の写しをもとにした情報提供を受けることで、子どもの入学前の経歴や転入学の記録、保護者の記録等の情報を得ることができる。また、過去の居住地を所管する児童相談所や市町村の児童相談対応窓口に関わりがあったかどうか照会することが必要であり、子どもが乳幼児である場合には市町村保健センターや保健所に健康診査やフォロー状況での関わりについても照会する。

住民基本台帳に現居住地が記載されていない場合には、子どもや家庭への援助を行うために、いつ、どこで住民基本台帳に記載がなされているかを、保護者等から聴取する。DV等の被害から逃れるために住民票の異動をしないまま転居している家庭もあることから、被害を怖れて調査に応じないこともあるが、子育てサービス・福祉サービスの提供や子どもの就学に必要なために聴取していることを丁寧に説明し、保護者の理解を求め聴き取ることが必要である。

子どものきょうだいが施設入所や、里親等委託になっているときは、住民票を施設所在地又は里親宅・ファミリーホームに移していることが多い。ただし、子どもの住民票の異動に保護者の強い拒否があった場合や、施設所在地や里親宅・ファミリーホーム名を保護者に伝えることで子どもの安全が確保できないおそれがある場合には住民票を移していない場合もある。なお、住民票を子どもの居住地に移しても、「「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付における児童虐待の被害者等の保護のための措置」について」（平成24年9月26日付け 雇児総発第0926第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、虐待を受けた子ども等の申出に基づき、虐待する保護者からの当該子どもに関わる住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法上の要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第6項）がある場合に、市町村は住民基本台帳の閲覧等を拒否でき、この申出は、児童相談所長又は当該子どもを監護する里親、ファミリーホームの養育者若しくは児童福祉施設の長が代理することができることに留意が必要である。

¹ 戸籍制度の変更に伴って、改製される前の戸籍。平成6年の戸籍のコンピューター化によって、作製される以前に作られた戸籍。住所や親族関係の異動等の経過が長期にわたって確認できる利点がある。

③ 個別ケース検討会議の開催

他の虐待ケースと同様に、要保護児童対策地域協議会を活用し、その家庭に関わる機関や個人により個別ケース検討会議を開催し、主担当機関や主たる援助者の確認、情報の共有と援助の枠組みを確認する対応が基本となるが、その際に、再び転居してしまうことを想定して、居住確認を誰がどのような方法でどのような頻度で行っていくのかを確認しておくことが必要である。

児童委員への協力要請や集合住宅の管理会社等民間事業者への協力依頼等も検討（「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（平成28年12月16日付け 履児総発1216第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）することで、行政機関だけでは確認しにくい夜間や休日の状況を把握することや日常の様子を把握することができるようになる。その際は、具体的にどのような方法で何を確認するか、内容と限度を事前に打ち合わせておくことが大切である。

④ 転居に伴うケース移管及び情報提供

(ア) 児童相談所の対応

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所にケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況等必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。移管を受けた児童相談所は、児童福祉法第25条第1項の「通告」に代わるものとして取り扱うこと。ケース移管後の当面の援助方針は、児童相談所間の認識の差をなくす観点から、移管手続き完了後、少なくとも1か月間は移管元の児童相談所の援助方針を継続し、1か月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況等をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断すること。

令和元年児童福祉法等改正法において、児童相談所の所長は児童虐待を受けたこどもが住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該こどもの家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該こども及び当該児童虐待をおこなった保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとすること。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことが出来るための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとすることとされている（児童虐待防止法第4条第6項）。具体的には、全国児童相談所長会において、被虐待等のケースを対象とした「転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ（令和4年12月20日付け全国児童相談所長会）」を策定し、運用しているところであり、この申し合わせも踏まえ、対応する。

なお、きょうだいの移管元が複数にまたがる家庭復帰のケース等、3つ以上の複数の児童相談所間での移管が必要な場合は、それぞれの立場で把握してきた経過・リスク要因等を、一堂に会する形で十二分に共有し、引継ぎを行う必要がある。複数の移

管元から十分にリスク評価等の共有がなされなかつた結果として、こどもが死亡に至った事案もあり、移管元・移管先間のやりとりが円滑に行われていない場合は、児童相談所長やスーパーバイザー間で直接調整を行う等も含め、十分な協議を行う。

(イ) 市町村の対応

支援を行っている家庭が他の市町村に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条に基づき、転出先の市町村等に通告し、ケースを移管する。ケース移管に当たっては、移管元の市町村は、支援を行っていた家庭の転出先やこれまでの対応状況等必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。

転出先が分からぬ場合は、転出先と考えられる市町村に連絡して当該家庭の居住実態の確認を依頼する。依頼を受けた市町村は、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、当該家庭の住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況等についての関係機関への調査、居住状況や児童の所属について調査し、その結果を依頼のあった市町村に連絡する。転出先と考えられた市町村で居住実態が確認できなかつた場合には、引き続き依頼元の市町村において実態把握に努める。その際必要と思われる場合には、児童相談所に対応を求める。転居先が確認された場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるように、転出元の市町村は転居先の市町村に対して、支援に必要な情報を提供するなど引き継ぎを行う。

転居の場合、こどもへの権利侵害に関する危機感が移管先に伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者と対面等により十分なコミュニケーションをとつて詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残す。さらに、移管元と移管先が協力して保護者やこどもに必要な説明をするなど、支援が切れ目無く引き継がれるよう配慮すること。

また、移管元の市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、移管先の市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。

その際、市町村間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。（「養育支援特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成30年7月20日付け 子家発0720第5号・子母発0720第3号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知）

(ウ) 関係機関間の連携

平成16年児童福祉法等改正法により、児童虐待防止法において、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。この関係機関による連携には、子どもの転居時ににおける自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。さらに、平成19年の児童虐待防止法改正により、児童虐待防止法第13条の4において、地方公共団体の機関は、市町村長や児童相談所長等から児童虐待の防

止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長や当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものと規定されているので、同条文を根拠として照会することで提供を受けやすくなる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係るこども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。

⑤ 居所不明となったときの対応

援助中又は継続調査中のケースで転居先が不明なケースについては、「要保護児童等に関する情報共有システム」を活用するとともに、定期的に住民基本台帳で異動の確認を行うことが考えられる。転居した後に確認が取れないまま重篤な児童虐待事案となった事例が数多くあることを十分に認識し、自治体内のこども関係部署や転居先と考えられる住所地の関係部署と連携して情報を共有しながら所在確認に努め、次の援助に結びつくようにする必要がある。

なお、居住実態が把握できないこどもに関する市町村内及び市町村間の情報共有と連携のあり方等については、住所地市町村の住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等において居住実態が把握できないこどもがいることが確認された場合には、把握できなくなった理由や背景等の情報を整理し、まずは住所地市町村の居所不明児童担当部門における一元的な情報の集約・整理や、府内の関係部門間での情報共有の徹底を図る旨の通知が発出されている（「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け 総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知））。当該通知に基づき、居住実態が把握できないこどもについては、虐待の防止やこどもの健全育成等の観点から支援が必要な場合等も考えられることを踏まえ、住所地市町村において所在等の把握に努める必要があるため、職権による住民票の消除にあたっては、居住実態の調査を行うよう努めるとともに、住所地市町村において住民票が新たに記載されることを前提として消除するなど、いずれの市町村にも住民票が存在しないという事態が生じないよう、住所地市町村と居所市町村が連携して処理する必要がある。また、職権で住民票を消除した場合は、府内の居所不明児童担当部門や母子保健・児童福祉部門、教育委員会等と情報共有する。なお、職権で住民票を消除した後についても、引き続き居所不明児童担当部門においては、当該児に関する情報を可能な限り管理し、所在等の確認に努める。なお、居住実態が把握できないこどもとは住民基本台帳に記録されている市町村において、所在及び安全の確認が必要と判断したことなどを指す。

市町村の情報収集によりこどもの居住実態が把握できない場合には、市町村の求めに応じて児童相談所が対応する。この場合、児童相談所は出頭要求や立ち入り調査、臨検・捜索等の活用を含め、こどもの安全確認・安全確保のための対応を行う。また、必要に応じて他の児童相談所と連携を図り所在の確認に努める。情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明のこどもの行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

こどもや保護者が外国に転居した可能性がある場合には、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、出入国管理局に出入国記録の照会を行うことも検討する。

⑥ 知人、親族等の連絡先の確認

保護者と面接ができたときには、親族等の氏名や住所、連絡先を聴取し、住民基本台帳等の確認をとておくことが、行方不明等になった時の大変な情報源となる。

特に、転居を繰り返す家庭から子どもの一時保護や施設入所等を行った場合には、複数の親族の氏名や住所、連絡先を確認しておくことが重要である。子どもを預けたまま保護者が行方不明となり、子どもが長期にわたって施設入所等になる可能性もある。そのような場合には「親族里親」や「養育里親」の選択肢も検討できるようにしておくことが望ましい。なお、扶養義務のない親族については、養育里親を適用することができ、扶養義務者及びその配偶者である親族については親族里親を適用することができる。親族里親については、両親等子どもを監護する者の死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、養育が期待できない場合に適用する。これには、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神障害により養育が期待できない場合も含まれる。

なお、「親族里親」「扶養義務のない親族による養育里親」については、いずれも「経済的に困窮していないこと」という要件は適用されないことに留意すること。

7. 配偶者からの暴力のある家庭への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・母方祖母が本児と共に児童相談所に来所した。
- ・母方祖母の相談は「実父には感情のコントロールに課題があり、3年前から父母の関係は破綻している。週に2～3回は喧嘩をし、実父から実母へ暴力をふるうことも頻回である。そのような時には本児が仲裁に入ることもある。」という内容であった。
- ・実父が包丁を持ち出したことで実母は恐怖を感じ、本児を連れて家を出て、本児を母方祖母に預け、現在実母はホテルに避難している。

<家族状況等>

- ・実父、実母、本児の3人世帯で、母方祖母が他県に在住している。
- ・本児は小学校4年生男児で、明るく朗らかであるが、家庭や学校で落ち着きのなさが見られている。また、学校では他児に対して粗暴な言動が見られていた。
- ・実父は会社員であったが、うつ病を患い2年前に退職した。現在は無職で精神科に通院している。
- ・実母は看護師としてフルタイムで稼働している。
- ・父方祖父母は実父の状態に愛想をつかし、疎遠になっている。

<対応経過等>

- ・母方祖母は稼働しているため早急な引き取りは困難であり、実母についても当面は帰宅する意思はなかったため、一時保護した。
- ・児童相談所職員が実父と面接を行い、夫婦間での喧嘩や暴力をこどもが目撃することは心理的虐待にあたることを伝え、指導を行った。
- ・実母との面接では、実父との関係だけではなく、本児の落ち着きのなさや他児に対する粗暴な言動等についての困り感も語られ、本児は発達障害ではないかと疑っていた。父母で話し合いを重ね、実母は実父と離別する決心を固め、母方祖母宅で生活することとした。
- ・一時保護後、本児は実母への思慕を語るとともに、実母がまた実父宅に戻って暴力を受けているのではないか、自分がいないことで実父の暴力を止める人がいないことを心配する発言が聞かれた。
- ・一時保護中の心理診断、行動診断では、本児の落ち着きのなさや粗暴な言動については、発達障害によるものではなく、夫婦間の喧嘩や暴力を目撃していることの影響による過覚醒や、暴力で解決することを学習しているものであると考えられた。
- ・実母と母方祖母に対して、本児の状態について説明を行い、本児の問題行動を改善していくためには、厳しく叱責するのではなく安全・安心な環境をベースとし、話し合いながら解決方法を一緒に考えていくことが必要であることを伝えた。
- ・母方祖母宅への家庭復帰後、児童相談所への通所指導を定期的に行い、安全確認と本児の心理ケアを行った。また、実母に対しては、これまでの本児の傷つきへの理解を促し、本児への関わり方についての助言を行った。

(2) 配偶者からの暴力とは

「配偶者からの暴力」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第1条の定義によれば、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」である。「配偶者」には法律婚のほか事実婚も含まれる。「暴力」は身体的なものに限らないほか、離婚等のあとに継続する暴力を含む。なお、平成25年改正により、「配偶者からの暴力」に準じて「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力」も法の適用対象となっている。なお、「配偶者からの暴力」には、同性カップル間の暴力や被害者が男性、外国人、障害者等の場合があることにも留意が必要である。

「男女間における暴力に関する調査」（令和6年3月内閣府 有効回答数2,950人）によると、結婚したことのある人の中で配偶者からの被害経験があったと回答したのは、女性が27.5%、男性が22.0%となっており、何度もあったと回答したのは女性が13.2%、男性が7.2%となっている。さらに、警察庁の統計では、配偶者からの暴力事案等の相談等件数は増加傾向にあり、令和6年は94,937件で、被害者の70.3%は女性であった。

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）、略してDVについては、明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人当親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

以下、本項では「配偶者からの暴力」をDVと称し、記述する。

① 様々な形態の暴力

DVは、身体的暴力だけではなく、脅迫や人格否定の暴言、親族や友人との交友関係を制限する、行動を監視するなどの「精神的暴力」、性行為の強要、避妊に協力しないなどの「性的暴力」のほか、生活費を渡さない、仕事を制限するなどの経済的なもの等、様々な形態があり、それらが重複しながら、長期にわたり継続することが多いことが特徴である。

また、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。以下、本項同じ。）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

② 被害者の心理状態

被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともある。暴力を振るわれ続けることにより、「自分は配偶者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もない」といった無気力状態に陥ることもある。「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもある。配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え逃げることができないこともある。子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題等が気にかかり、逃げることに踏み切れないこともある。配偶者から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかつたり、これまで築いた地域社会での人間関係等失うものが大きかつたりすることもある。

「男女間における暴力に関する調査」（令和6年3月内閣府 有効回答数2,950人）によると、配偶者から何らかの被害を受けたとき、相手と「別れたい（別れよう）と思ったが、分

かれなかった」理由では、「子どもがいる（妊娠した）から、子どものことを考えたから」が最も多く、「経済的な不安があったから」、「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」、「世間体が悪いと思ったから」、「これ以上は繰り返されないと思ったから」が続いている。

また、DVによって深刻な傷害を受けても被害者が加害者のもとに留まったり、一度は逃げ出した被害者が、短期間の後に再び加害者のもとに戻ってしまったりすることは珍しくない。

「本当に暴力がいやなら逃げるはずだ」という考え方には、被害者の現実を理解していない。上記のような被害者の思いを理解することが対人援助の基本である。

(3) DVと子ども虐待

児童虐待防止法第2条第4項では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」を虐待として定義している。このように、子どもが見ている前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」は心理的虐待にあたる。

また、子どもが目撃するか否かにかかわらず、DVが起きている家庭は、子どもにとって安全・安心が脅かされている可能性があると捉えて対応することが求められる。さらに、子ども自身が直接暴力等の虐待を受けている場合もあるため、その可能性にも十分留意する必要がある。

また、令和元年児童福祉法等改正法により、配偶者からの暴力被害者の保護を行うに当たって連携すべき機関の一つとして、児童相談所が明確に位置づけられている。さらに、令和5年の配偶者暴力防止法の改正により、都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関等により構成される協議会（以下「法定協議会」という。）を組織するよう努めなければならないこととされ、市町村についても単独で又は共同して、協議会を組織することができるとされた。

配偶者からの暴力と児童虐待が同時に起きている事案に対応するため、法定協議会に要保護児童対策地域協議会の構成員も含めて組織し、要保護児童対策地域協議会及び法定協議会に係る個別ケース会議の合同開催等を行うことや緊急時において会議の形式によらずに関係機関等の構成員により情報交換・協議を行うことが考えられる。

(4) DVが子どもに与える心理的影響

既存の研究では、DVが起きている家庭で育った子どもには、幼児期には行動上の問題が多く見られ、学童期には発達の問題、自尊感情の低下、学校での問題、対人関係の問題等が多いとされている。また、繰り返す悪夢、過度の驚愕反応、注意の問題、記憶の侵入等、何らかの臨床レベルのトラウマ関連ストレスを持つことが指摘されている。こうした問題につながる心理的影響として、以下のようない点が指摘されている。

① 生活の中で繰り返されるトラウマの影響

こどもにとってDVは、本来は安全・安心に過ごせて発達を保証されるべき家庭で、一方的な暴力が繰り返される状況である。生活の中で繰り返されるトラウマは、一回の大きなトラウマと比べて、発達への影響も強いものになると考えられている。空想の世界への心理的逃避、何ごともなかつたようなふるまい、激しい怒りの噴出等の反応が多く、これらがその後の発達・生活に大きく影響する。

② 安全感の喪失

DVが起きている家庭では、つねに緊張を強いられ、身構えた中で生きることを要求されるため、こどもに安全感・安心感が育ちにくい。また、こどもは安全な環境の中で身近な大人から大事にされて育つことで、周囲の他者を信頼するようになるが、DVの問題がある家庭では身近な大人である保護者が安全な環境で生活できていないため、こどもの要求に応える余裕がなく、こどもが大切にされていると実感できないことが多い。

③ いつ崩れるか分からない不安

DVが起きている家庭では、穏やかな時間の中で突然、加害者の暴力が始まることが少な
くない。このため、こどもは、楽しいときがいつ崩れるかわからない不安を持ち、楽しいこ
とも楽しめないことが多い。

④ 罪悪感・無力感

こども時代は自分を中心に周囲を認識するため、自分がDVの原因だと思ったり、被害者
を守れない自分を責め、無力感を感じたりすることも多い。このような罪悪感・無力感が
自己評価の低下につながり、自信がもてなくなりがちである。

⑤ 暴力での解決モデル

家庭内で、最終的な決着が強者から弱者への暴力でもたらされることをつねに目撃してい
るこどもは、問題解決は暴力でなされると認識し、自分の周りで何か解決しなければなら
いことがあると、弱者への暴力で解決しようとするにつながることもある。

⑥ 権力支配のモデルと保身

DVが起きている家庭では強者が弱者を支配する構図が続くため、それが自然なことだと
こどもは認識する。こどもは自分の身を守るために加害者の側に立つこともある。「弱いこ
と」を「悪いこと」と同一視し、弱い存在である被害者に怒りを向けることもある。

(5) DVが起きている家庭への対応の留意点

DVと児童虐待とが併存するケースにおいては、児童虐待担当とDV担当とが連携した対
応が必要となる。児童虐待担当は、こどもや保護者と接する場面で、家族の中で力を持つ者
が、他の家族の行動や内面を一方的に支配する関係が生じていないかを注意深く確認し、DV
と児童虐待の併存が懸念されるケースについては、要保護児童対策地域協議会の個別ケー
ス検討会議等の場を活用して、情報を共有する。DV被害者はDV被害を支援者に打ち明け

ないこともあるため、児童虐待担当は、面接時や家庭訪問時に、保護者の外傷の有無を確認すると共に、会話や相談内容等からDVを受けていないかどうかに注意して状況を把握する必要がある。なお、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保護の必要性を説明した上で、児童相談所や市町村児童虐待担当部局に通告する旨の通知が発出されている。（「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」（平成31年2月28日付け府共第154号・子発0228第5号内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知））DVと児童虐待が併存する案件において確認すべきチェックリストは令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「DV・児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン」（株式会社リベルタス・コンサルティング）を参照されたい。

DVが起きている家庭で育った子どもの援助にあたっては、DVの状況（程度や頻度）、面前DV以外の虐待の有無、過去の通告歴、保護者の状況、子どもへの心理的影響等、複数の観点から総合的な評価を行い、的確なアセスメントを行うことが必要である。対応において最優先するのは、子どもの安全の確保である。子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、一時保護を行う。

DV被害により配偶者等から避難している親子の子どもを保護した場合には、一時保護時の説明及び意見の確認のために当該加害者とされる親権者等に連絡をとること（及び一時保護決定通知書を送付すること）の是非を慎重に検討する。一時保護状の請求前に当該加害者とされる親権者等に連絡しなかった（及び一時保護決定通知書を送付しなかった）場合であっても、その後に判明した被害者及び児童の危険性に関する情報等を踏まえ、一時保護決定通知書の送付の対応については引き続き検討されたい（送付する場合でも、一時保護の場所を当該加害者とされる親権者等に知らせるかどうかは慎重に検討する。）。DV事案の司法審査に関する対応については、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について（令和6年12月26日付けこ支虐第466号こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

DV被害者と子どもが一時保護されて当面の危機的な状況から脱しても、その後も長期にわたり子どもへの心理的な影響が続くことが多い。子どもの場合、一見元気そうに見えても、深い心的外傷を受けていて、後に様々な症状を呈することもある。こうした場合、市町村が保有する多様な地域資源を活用することで、より適切な支援につながるケースもある。また、DVのある家庭から子どもだけを保護した場合や、子どもを連れてDV加害者のもとを離れたDV被害者が再びDV加害者のもとに戻った場合、DVや虐待が以前にも増してひどくなる可能性もある。児童相談所と市町村は、こうした可能性にも留意して、女性相談支援センターや配偶者暴力支援センター等と情報を共有しながら、それぞれの専門性や機能に応じた役割分担を適切に行い、継続的かつ柔軟な支援体制を構築していくことが求められる。

8. 家族関係や家族構造に変化があった事例への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・養母から児童相談所に「2年前から一緒に住み始めた再婚相手のこどもとの関係に疲れてしまい、預けたいと思っている。施設や里親に預けるにはどうしたらいいか」と相談があった。
- ・養母の話では、本児は父子家庭で育ち、本児の実父も仕事で多忙であったためか、しつけが十分にされておらず、養母が生活態度を注意すると反発したり不貞腐れたりし、そのうち嘘をついたり、ごまかしたりするようになった。また、義母の実子に対しても意地悪な言動をするようになってきた。
- ・最近では、怒り出すと自分の頭を床に打ち付けたり、養母につかみかかってきたりするため、それを止めるために養母も本児を叩いたり、馬乗りになって本児の体を押さえつけるなどしている。

<家族状況等>

- ・実父、養母、本児、義弟の4人世帯。
- ・本児は小学校4年生男児で、学校では他児に対して意地悪な言動が見られたり、教員に対して反抗的な態度をとったりすることを指摘されている。
- ・義弟は小学校2年生で養母の実子であり、家庭内では本児と義弟とで些細なことで喧嘩が絶えない状況である。
- ・実父と養母は2年前に再婚しており、実父は会社員、養母はパートとして稼働している。

<対応経過等>

- ・養母からの養育困難の相談であったが、養母が叩いているとの情報もあるため、緊急受理会議を開催し、虐待の疑いとして対応することを決定した。
- ・学校で安全確認を実施したところ、本児に傷やアザは確認されなかった。
- ・家庭訪問を行い、養母から話を聞くと、預かってほしい、という言葉の背景に、本児の養育への困り感が強いことが感じられた。
- ・実父と再婚し、本児と同居を開始してから2年が経ち、この間養育の中心は養母が担ってきた。本児はマナーや社会性等の基本的な事柄が身についていなかつたため、養母が責任を持って育てようと、事細かにしつけをしてきた。それがかえって本児の反発を招き、嘘をついてごまかすこともあり、母子で諍いになることも多かった。
- ・養母の実子である義弟に対しても意地悪をすることが多く、養母としては平等に接したいという気持ちがあつても、どうしても本児に対する注意や叱責が多くなっていた。
- ・本児の反抗的な態度に対して、養母も怒鳴ることが多かった。本児は「僕なんかいなくなればいい」と言って自分の頭を壁や床に打ち付けたり、養母に対してつかみかかってくることもあり、それを止めるために本児を叩いたり、ベッドの上で馬乗りになって体を抑えたりすることもあった。

- ・養母の大変さを労い、傾聴する中で、養母は自身の養育を客観的に振り返ることができるようになり、預けたいという気持ちは徐々に薄れ、今後、本児とどう向き合っていったらいいかと考えるようになった。
- ・本児と学校で面接を行ったところ、養母のことは嫌いではないが、義弟と差別されている感じがする、いつも怒られてばかり、との話があった。
- ・児童心理司による心理診断では、本児に明らかな発達の遅れや特性は認められず、本児の状態は、親子関係に起因する面もあると考えられた。また、養母にもっと認めてもらいたい、という本児の気持ちも把握された。
- ・母子合同面接を行い、養母、本児がお互いの気持ちを伝え合った。本家庭は継続指導とし、養母と本児には定期的に児童相談所に通所してもらい、面接を行った。面接では、お互いについて思っていることや改善してほしいことなどを聞き取り、それをすり合わせながら親子関係の調整を行った。
- ・養母にはCAREプログラムを受講してもらい、本児との関わり方について、暴力や暴言を用いず、良い関係を築くためのポイントを学んでもらった。
- ・実父には、養母と本児との関係性について説明を行い、実父の協力が必要であることを伝えた。実父は勤務調整を行い帰宅時間を早め、養母の負担を減らすために家事や育児に協力するようになった。

※CAREプログラムを含む、保護者支援プログラムの詳細については、「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」（平成25年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」）や、「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」（親子関係再構築支援ワーキンググループ）等を参照されたい。

(2) 家族関係や家庭構造に変化があった場合に抱えやすい葛藤

家族関係や家族構造に変化があった場合、家庭内において親子関係等、様々な葛藤を抱えることも考えられ、支援者は、その状態をどのように捉え、どのように支援していくかが重要な視点となる。

① 家族全体が抱えやすい葛藤

- ① 「子どもが思春期になる前に、新しいパートナーに慣れてほしい」「子どもの入学、進学等を機に名前を変えたい／転居・転校させたい」といった子どもへの配慮から再婚等を早めに進めたものの、子どもの心の準備ができておらず、家族間に葛藤が生じてしまうことがある。
- ② 再婚、同居等の前にひとり親家庭の期間があり、その間に実親と子どもの関係がかなり濃密になっており、養親は、その関係に入り込めない壁を感じたり、逆に養子は、実親をとられりしたような気持ちになり、養親子関係の間で、嫉妬心やライバル心が生まれ、関係づくりに支障をきたすことがある。
- ③ 実子、養子は、親が再婚する前は、各々のしつけの方針や経済的状況等様々な面が異

なる別の環境で育つてきている。そのため新たに親となった者が分け隔てなく接しようと努力しても、子どもが新しい親の存在を十分に受け入れきれず、バランスを保てないことが多い、親が接し方に悩む一方で、子どもは扱い方が違うと親に不平・不満を抱いたり、実子、養縁子間の葛藤が生じたりすることがある。

② こどもが抱えやすい葛藤

- ① こどもは両親が離婚した原因は自分の責任であると考えている場合がある。
- ② 実父母が仲直りし、再婚するという期待もある中で、養縁父母の出現に裏切られたという感情を抱くことがある。
- ③ 別れた実親や実親方の祖父母や親族ともう会えなくなるのではないかという不安を抱く。もしくは会わない方がいいのではないかと思い、会うことを探し、ストレスを抱えることもある。
- ④ 養縁親と仲良くすることは、別れた実親に悪いと思ってしまう。
- ⑤ 実親が、養縁父母との間に生まれたこども（義理のきょうだい）の世話を手をとられると、実子は養縁父母とそのこどもに実親をとられたような気持ちを抱き、拒否感、敵対心をもつ。

（3）家族関係や家族構造に変化があった事例への対応の留意点

① 対応の留意点

虐待対応に当たっては、家族関係や家族構造に変化があった場合に家族が抱えやすい葛藤をふまえて適切なアセスメントをした上で、アプローチの方法や指導する内容を慎重に検討する。対応の仕方によっては、家族全体のバランスが崩れることも考えられる。

しかし、慎重になることで、必要な介入のタイミングを遅らせてはならない。家庭の中で保護者が様々な問題を解決するために、極端なやり方やルールを決めて一気に解決しようしたり、ストレスがたまり自己コントロールを失い、DVやこどもへの虐待等に至ったりしてしまう場合もある。またそうした大きな問題が生じても、家族の中で解決したいと問題を抱え込んでいる場合や、周囲の賛同が得られない状況で再婚に至ったため、誰にも相談できずに追い詰められている場合もある。

また、こどもが一時保護、里親等委託や施設入所となった場合、その後の家庭復帰、再統合のプロセスにも注意が必要である。複雑な家族関係のために様々な問題が生じた結果、こどもが家庭から分離され、家族がその状態に慣れてしまうと、親が長期の分離を希望するといった事態も生じ得る。

したがって、親子分離によって家族に生じる葛藤、家族関係の力動を正確に捉えた上で、家族再統合に向けた取組を、実親や養縁親、こどもと一緒に考えながら進める必要がある。例えば、祖父母による親族支援や保育所の利用等による社会資源の活用につなげる、また、親やこどもの了解を得た上で学校等の所属機関にアセスメント結果等を伝え、所属機関による援助につなげていくなど、関係者や関係機関と連携した支援が必要である。そして、既存の家族形態に捉われない、その家族ならではの新しい家族形態、新しい親の役割を創出していくことが重要であることに気付いてもらうことが必要である。

新しい家族形態が安定するには、一時保護、里親等委託や施設入所からの家庭復帰に向けたプロセスだけでは不十分であり、実際にこどもを交えた家庭生活を再開させてからのフォローも大切である。そのため、市町村による日常的な相談支援につなげていく等の支援が必要である。

② こどもの施設入所もしくは里親等委託中に家族形態が変化した事例への対応

こどもの施設入所もしくは里親等委託中に家族形態が変化した場合には、特段の配慮をする。こどもの施設入所もしくは里親等委託中に保護者が再婚したり、異父弟妹や異母弟妹が生まれたりしたような場合は、こどもが下記のような思いを抱えることもあるため、適切な支援が必要である。

- ① 自分がいない間に、親を養繼親にとられた。自分は邪魔だったのかもしれない。
- ② ひとり親家庭で、自分が一家の大黒柱として、家を守っていこうと思っていたのに、自分はもう必要ないのかもしれない。
- ③ 面会にきたのに、実親や養繼親は連れてきた赤ちゃんに夢中で、自分の話をちゃんと聞いてくれていない。赤ちゃんが生きてきたせいで、自分はずっと施設で暮らすことになるかもしれない。

面会・外出や外泊の段階では、これらの思いが表出されることはある。むしろ、家庭復帰後にこどもの思いが露呈してトラブルが続出し、再度施設入所を余儀なくされる例もある。これは「とにかく家に帰りたい」「家庭、家族の中で自分の居場所を早く確保したい」などの思いが、上記の思いに勝り、無難に外泊期間を過ごす等で内面の葛藤が家庭復帰前に表面化していなかったことが一因として考えられる。

このため家庭復帰前の時期においては、長期休暇を利用した長期外泊を多く取り入れることや、外泊前後のこどもの気持ちの聴き取りを丁寧に行う等により、事前にこどもの葛藤を受け止め、可能な限りこどもの気持ちをアセスメントしておくことが必要である。

とはいっても、いかに準備を尽くしたとしても、引取り後の家庭での生活が始まれば、思ひがけないような事態が起きることも当然ある。その事態に対して、家族が様々な支援を受けながらも、自らの力で少しづつ解決していくように、家庭復帰に際しては、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を活用して、関係機関等からの情報を集約し、的確なアセスメントをしていくことが必要である。また家庭復帰が決定した場合は、同協議会において、支援体制を整え、どのような事態が想定されるのかを明らかにし、こどもに虐待が及ぶおそれのある場合には、躊躇することなく再度の一時保護を行うことなどをこどもや保護者と共に、関係者間で共有しておくことが重要である。

③ 保護者の交際相手等への対応

こどもの保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、児童の養育に一定の関与がある者による虐待事例への介入にあたっては、児童相談所・市町村において児童の保護者の交際相手等の情報を速やかに把握することが重要である。対応については、「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和4年4月18日付け子家発0418第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）を参照されたい。

児童相談所・市町村は、児童虐待の蓋然性が認められる場合には、交際相手等の情報についても各都道府県警察に対して照会することが可能であるため、積極的に連携して対応され

たい。また、児童相談所においては、立入調査、臨検又は捜索等を行う場合、子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から、必要があると認めるときには、保護者であるかないかを問わず、交際相手等への対応においても、必要に応じて、児童虐待防止法第10条に基づき、警察署長に対する援助要請を行うことができ、警察官が調査・指導の際に同行する等の対応が可能である。

加えて、市町村は、交際相手等への指導等を行う場合において、子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から必要があると認めるときには、急を要する場合を除き、児童相談所長による法第33条に基づく一時保護等の措置も念頭に置き、児童相談所との事前協議や情報共有等の連携を図りつつ、管轄する警察署に対し警察官の同行を依頼するなど、子どもの安全を最優先に適切に対応する。

9. 社会的養護経験者等への対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・5歳から18歳まで児童養護施設に入所し、その後自立援助ホームを利用し、自立した本人が、21歳になり、生活苦を理由に自立援助ホームに助けを求めて来所した。
- ・自立援助ホームの職員が本人に話を聞くと、3か月前に仕事を辞め、ひきこもる生活をしていたが、精神的にも、経済的にも限界と話した。
- ・また、本人は、もう一度、自立援助ホームに入所し、自立に向けて生活を立て直したいと話している。

<家族状況等>

- ・実母、本人の2人世帯。
- ・本人は21歳男性で、5歳から児童養護施設に入所している。
- ・実母は生活保護を受給しており、統合失調症で精神保健福祉手帳2級を所持している。

<対応経過等>

- ・本人が5歳の時にTシャツとパンツ、裸足で外を出歩いているところを通行人が発見し、警察に連絡。警察から身柄を伴う通告があり、一時保護となった。
- ・児童相談所の調査では、家庭内は不衛生な状態であり、実母も精神不安定な状態で家事や育児も十分に行えない状況であり、実母の同意のもと児童養護施設に入所措置を行った。
- ・施設入所当初は児童相談所や児童養護施設と実母は連絡がつき、母子面会交流も行っていたが、次第に実母との連絡が途絶えるようになり、中学校入学前後からは母子交流も中断している状況であった。
- ・このような状況であり、実母は本人を引き取る意向はなく、本人も家庭復帰を望むことはなく、施設からの自立を希望した。
- ・高校進学後は自立を目指してアルバイトに励んでいたが、高校3年生になり、自立に対する不安や対人関係等から精神的に不安定になり、希死念慮が生じ、アルバイトや学校にも行けなくなった。
- ・本人の意思で高校を中退、児童養護施設から自立援助ホームに移り、就労して早期に自立を目指すことになった。
- ・自立援助ホーム入所中は契約社員として働き、自立する資金が貯まったため、9か月後に自立援助ホームを退所した。
- ・自立後は就労も継続し3年ほど順調に生活していたが、一人暮らしのさみしさや対人関係のトラブルから精神的に不安定な状況となり、契約社員として働いていた会社を退職した。
- ・しばらくはアパートにひきこもる生活をしていたが、精神的にも金銭的にも限界となり、以前入所していた自立援助ホームに出向き助けを求めた。
- ・自立援助ホームの職員が話を聞き、児童相談所と協議した結果、再度、児童自立生活援助事業を活用することとなり、本人の希望も踏まえ、以前利用していた自立援助ホームに入所することになった。

(2) 社会的養護経験者等への対応の留意点

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、里親等への委託や児童養護施設等への入所の措置等を経験したこどもは、措置等を解除された後も、自らの家庭に頼ることができず、自立後もしくは成人した後も社会の中で自立して生活していく中で困難を抱える場合がある。

こうしたこどもの状況を理解した上で、相談担当職員は粘り強い関わり、信頼関係の形成、関係する社会資源との連携、地域のネットワーク作りでこれらのことどもを支援していく姿勢が求められる。

令和4年児童福祉法等改正法では、児童養護施設等への措置を解除された者等や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の実態把握及びその自立のために必要な支援が、都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ。）が行わなければならない業務として初めて明確化された。併せて、義務教育終了後の措置解除者等に対して居住場所を提供し、当該住居において、相談や日常生活の援助、生活指導、就業支援等を提供する児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化等による対象拡大がなされるとともに、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を提供し、情報の提供や相談及び助言並びに関係機関との連絡調整その他の必要な支援等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設された。

また、令和6年度より、一時保護、里親等委託や施設入所を望まないあるいは年齢により対象とならない10代～20代のこども・若者が利用できる新たな居場所、支援スキームとして「こども若者シェルター・相談支援事業」が創設されている。

① 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム・児童養護施設・里親等）について

児童自立生活援助事業は、20歳未満の者や、満20歳以上の措置解除者等であって児童福祉法第33条の6第1項の規定に基づき、都道府県等により児童自立生活援助の実施が必要とされた者が利用できる社会資源である。また、全国的には数は少ないが、大都市を中心に「こどもシェルター（児童自立生活援助事業の制度を適用）」が設置され、これらのことどもの受け皿となってきている。

令和4年児童福祉法等改正法で、児童自立生活援助事業の年齢要件については、20歳以上の措置解除者等についても、都道府県知事等が認めた時点まで児童自立生活援助の実施が可能となった。また、里親等や児童養護施設等で生活していたことども等が、自立援助ホームのほか、里親等や児童養護施設等により自立支援が受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化が規定されたところである。

（ア）措置の主体と市町村の関係

児童自立生活援助事業は児童福祉法上の事業であり、児童相談所が実施の決定を行う。市町村が児童自立生活援助事業の利用が適当と判断をした場合、都道府県知事等への報告が必要となる。相談を受けた児童相談所は、ことどもの面接、調査を行い、自立援助ホームとの調整を踏まえて援助方針会議で実施の決定を行い、ことどもの入所手続きを進めていく。

(イ) 保護者との関係

児童相談所は、児童自立生活援助の実施又は解除の決定をし、利用者が18歳未満の場合には、その旨を保護者に連絡する。ただし、こどもが保護者による虐待を理由として保護者への連絡を拒む場合等保護者へ連絡することにより子どもの保護に支障を来すおそれがあると認める場合は、子どもの年齢等を考慮しつつ、保護者への連絡を見合わせるなど柔軟な対応を検討すること。

(ウ) 子どもの自立支援計画

児童自立生活援助を開始するにあたっては、児童自立生活援助事業所の管理者等は、対象の子どもが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の子ども等の年齢、発達の状況、その他の当該子ども等の事情に応じ意見聴取等により、子どもの意見又は意向、子ども等やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

自立支援計画については、令和4年児童福祉法等改正法の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が改正され、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所の施設長等が自立支援計画の策定時に子どもの意見聴取等を行う旨の規定が設けられた。意見聴取等措置を行う際に必要な対応の詳細については「子どもの権利養護スタートアップマニュアル」（令和5年12月26日付け こ支虐第224号 こども家庭庁支援局長通知）において詳述されているため、参照されたい。

(エ) 子どもの国民健康保険等について

児童自立生活援助事業利用中の子どもは基本的に国民健康保険等に加入することになる。保護者による虐待が背景にある場合は、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム等）の所在地である市町村の国民健康保険係に相談すれば、住民票がなくても加入を認めるなどの柔軟な対応がなされている。子どもが就労等していない場合、「最初の賃金を得るまでの間（賃金の基準は自治体の裁量にゆだねられている）」は自己負担分を措置費として請求することができる。また、「国民健康保険等の加入手続き中の場合や国民健康保険等に加入できない特段の事情がある場合」も同様の扱いを認めている。

児童自立生活支援事業においては、他の児童福祉施設と違い、子どもからの徴収金や自己負担金等が生じる場合がある。児童自立生活援助事業者は事業の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当なものについては、入所者に負担させができるものとされている。子どもに負担させる金額については、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得る必要がある。

② 社会的養護自立支援拠点事業について

社会的養護自立支援拠点事業は、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が利用できる社会資源であり、一時避難的かつ短期間の居場所の

提供については、原則 6 か月を超えない範囲で各自治体が定める期間内で実施することが可能である。

事業の実施主体は都道府県等となっており、生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）が支援計画を策定することとしている。支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況等の必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法等を定めることとしている。また、必要に応じて関係機関の意見を踏まえることとされていることから、児童相談所や市町村は、事業者からの求めに応じて協力を買うことが必要である。

児童相談所や市町村は事業の利用が適当と思われる対象者から相談があった場合等においては、事業者を紹介する、適切につなぐなどが必要である。

③ こども若者シェルター・相談支援事業

10 代～20 代のこども・若者のなかには、一時保護、里親等委託や施設入所を望まない者や、年齢等の事情によりその対象とならない場合もある一方で、虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がない者もいる。こども若者シェルター・相談支援事業は、一時保護、里親等委託や施設入所に代わる新たな居場所、支援スキームとして、家庭等に居場所がないこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）の提供や生活相談支援等を促進する事業である。

事業の実施主体は、都道府県等である。入所期間は 1 日からおおむね 2 か月までの比較的短期間の安全・安心の確保が念頭に置かれているが、こども・若者の心身の状態や社会関係、退所後の生活に関する意見・意向等を総合的に勘案し、こども・若者の最善の利益の観点で妥当である場合には、2 か月を超えることも想定される。

児童相談所は、当シェルターサービスの事業者と密に情報共有を図り、利用者の年齢や状況に応じた対応方針や役割分担、業務フロー等についての基本的な合意を図っておく必要がある。

④ 子ども・若者総合相談センター、子ども・若者支援地域協議会

自立に向けて、さらに長期の支援が必要なこどもには、公的機関や民間の支援機関等との連携が重要である。都道府県及び市町村において設置に努めるものとされている、子ども・若者総合相談センターは、こども・若者（おおむね 30 歳未満、施策内容によりおおむね 40 歳未満の者）に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点、子ども・若者支援地域協議会は関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワークである。

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）において、子ども・若者総合相談センターは、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点、子ども・若者支援地域協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される協議会として規定され、地方公共団体はそれぞれの設置に努めるものとされている。

社会的養護経験者等への支援に際しては、上記のような事業等を活用しながら、関係機関と連携して必要な支援を実施していく必要がある。

10. 性的虐待を受けたこどもとその保護者への対応

(1) 対応事例

① 父親からの性被害があった事例

<発生時の状況>

- ・本児より学校のスクールカウンセラーに実父から性的虐待を受けていると相談があつた。
- ・本児の話では、小学校低学年の頃から性的虐待を受けており、性交を強要されたこともあるとのことであった。
- ・学校から児童相談所に通告があり、学校において児童相談所の職員が本児との面接を行った。本児はこのことを開示したこと、実父がどのように思うか不安を抱き、一時保護を拒否したが、本児の安全を守るために一時保護が必要であることを説明し、本児の同意を得て一時保護に至った。

<家族状況等>

- ・実父、実母、実兄、本児の4人世帯。
- ・本児は中学校1年生女児で、学校での適応に問題はなく、学業は平均の上。バレーボール部に所属し、活発な学校生活を送っている。
- ・実父は会社員、実母は介護職として働いている。
- ・実兄は高校在学中であり、学業や生活に特段の問題はない。

<対応経過等>

- ・一時保護後、協同面接（代表者聴取）を行った。実父からの被害として、小学校低学年の頃から胸や陰部を触られたこと、小学校5年生の時に初めて性交の強要があつたこと、その後は、実母と実兄が不在時に性交が繰り返されてきたことが開示された。
- ・一時保護所では本児は不眠や気分の落ち込みが見られるようになり、精神科医により医学診断を行ったところ、PTSDの症状が出ていることを指摘された。
- ・実父は児童相談所との面接では自身の行為を認めなかつたが、監護者性交等罪で逮捕された。
- ・実母は本件について大きなショックを受けており、自身も抑うつ状態となり、仕事を一時的に休むなどしていた。
- ・実父が逮捕されたことや実母が抑うつ状態となっていることなどを知り、本児は「自分が開示したせいで家族がめちゃくちゃになってしまった」と自責感情を抱くようになった。
- ・実父が逮捕され、加害者と分離され、実母からの聴き取りを踏まえ、本児の家庭内の安全が十分確保されたと判断したため、一時保護を解除し、家庭復帰となった。
- ・家庭復帰後は定期的に本児と実母のケアを目的とした面接を行った。本児に対しては、児童心理司がトラウマに関する知識やトラウマ性の反応に対する対処法についての心理教育を行つた。実母の精神状態はなかなか回復しなかつたが、心療内科への通院を継続しながら生活を送っている。
- ・実父は監護者性交等罪で実刑が確定し、父母は協議離婚した。

② きょうだい間で性被害、性加害があった事例

<発生時の状況>

- ・幼稚園において、本児より「お兄ちゃんにおまたをなめられる」と話があった。
- ・幼稚園から児童相談所に通告があり、幼稚園において児童相談所の職員が本児との面接を行った。
- ・本児からは、家に父母がいない時に陰部をなめられること、実兄の陰部をくわえさせられることが語られたため、本児の安全を確保するために一時保護を行った。

<家族状況等>

- ・実父、実母、実兄、本児の4人世帯。
- ・本児は6歳（幼稚園年長）で、家庭や幼稚園では落ち着きのなさが見られ、幼稚園から発達障害の疑いを指摘されていた。
- ・実父は仕事により、夜間や休日に不在にすることが多かった。
- ・実母は専業主婦。
- ・実兄は中学校3年生。学校ではおとなしく目立たない性格であり、学業もやや遅れ気味であった。

<対応経過等>

- ・一時保護後、協同面接（代表者聴取）を行ったところ、兄から陰部を触られる、なめられる、兄の性器をくわえさせられる、ということが開示された。本児と兄は同じ部屋で寝ており、夜間2人になった際に行われていた。多い時では毎日のように行われていた、と本児は話した。
- ・本児の開示を受け、中学校で兄と面接を行い、事実確認を行ったところ、事実を認めたため、加害者である兄を一時保護。
- ・今回のことを受け、父母は大きなショックを受けていたが、家庭内の問題であり、児童相談所が介入することには大きく反発し、兄の一時保護に対しても納得しなかった。
- ・父母には問題の重篤さを説明し、まずは本児の安全の確保が必要であることを繰り返し伝え、理解が得られたため、本児のみ一時保護を解除し、兄は一時保護を継続して調査を行った。
- ・本児に対する児童精神科医の医学診断の結果、本児の落ち着きのなさは発達障害等によるものではなく、性被害を受けたことによるトラウマ性の反応であるとの見立てがなされ、安全感と安心感を回復させることが必要であるとの助言を受けた。
- ・児童相談所としては、加害者と被害者の分離は必須であり、一例として兄を親族宅に預けることを提案したが、家族が別々で生活することに対して父母は強く反対した。
- ・本児を加害者から分離させ、安全を確保することは必須であり、親族宅に預けることに理解が得られないのであれば、兄の施設入所を検討せざるを得ないことを伝えた。このような状況を放置し、見守りができなかつた親の責任であること、本児のSOSに気付けなかつたことや受け手になれなかつたことも含めてネグレクトに該当することを指導した。
- ・最終的に兄は親族宅に預けることとなった。兄は一時保護解除の後、児童相談所への定期的な通所を行い、児童心理司による性加害治療プログラムを実施した。

- ・本児に対しては、児童精神科医の助言を受けながら心理ケアを行い、保護者に対しても本児の状態や性被害による心理的影響についての心理教育を行った。
- ・本児と兄それぞれへの治療的関わりが一定程度進んだ後、児童相談所立ち合いのもとで、兄から本児へ謝罪を行った。今後の面会・交流については、本児の心身の状況を見ながら進めていくこととした。

(2) 性的虐待の特殊性

性的虐待はしばしば当事者だけが関与する事態であり、密室で行われたり外傷が残りにくかつたりするが故に、被害に遭った子どもの告白・証言による以外、他の人間が事実を知ることが難しい。加害者からの口止めや脅し、マインドコントロール等があることや、被害を受けた子どもは「被害認識」より「家族に隠れて悪いことをしている」との認識に陥っていることも多く、子ども自身が被害を告白し、支援を求めることが難しい。

また、子どもは加害者からの心と身体への支配・操作に取り込まれ、繰り返されるトラウマ体験は、安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与える。児童相談所等の介入により安全が確保された後も、トラウマ反応として子どもの心身にダメージを与え続け、その後の成長・発達、対人関係、社会適応、人格成熟に大きな影響を及ぼす。

以上のように、性的虐待は他の虐待と異なる特殊性が見られ、対応にあたってはこれらの特殊性を理解し、発見から安全確保、調査、子どもへのケアを進めていくことが必要である。

(3) 性的虐待を受けた子どもへの初期調査

① 初期調査の方法

性的虐待への対応で重要なのは、子どもの安全確保と子どもへの心理的なケアである。

性的虐待においては、密室で行われるなどの理由から第三者の目撃者がいることが稀であり、身体的な外傷が残りにくいなどの特徴があり、被害の内容、程度を確認するためには、被害者本人からの聞き取りが唯一の手段となることが多い。一方で、被害を受けた子どもにとって、繰り返し辛い体験を聞かれることは、身体的にも心理的にも大きな負担がかかる。また、同じことを繰り返し聞かれることや、面接者が誘導的な聞き方をすることで、子どもが記憶とは異なる話をすることがある、多くの人が関わることで、このようなことが繰り返された結果、子どもの記憶が汚染され、話の内容が変遷し、子ども本人も自分が何をされたのか、記憶が曖昧になってしまうことすらある。

そのようなことを防ぐために、被害事実を確認するに当たっては、負担軽減や供述の信用性の確保を図るために、被害からできるだけ早い時期に、暗示・誘導を排除し、できる限り少ない回数で聴取を行う、いわゆる司法面接的手法による聴取を実施する。また、こうした司法面接的手法を用いた聴取を行うに当たり、子どもの負担軽減のため、関わる機関それが別個の判断で面接を行うのではなく、児童相談所・警察・検察の三機関の代表者1名が実施することとしており、これを「協同面接（代表者聴取）」と定義している（「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」平成27年10月28日付け 履児総発1028第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）。このような三機関間の連携強化を推進するため、子どもの支援のために必要があるときには協同面接（代表者聴取）実施後も情報共有に努めることとされている（「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接

の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」平成30年7月24日付け 子家発0724第1号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）。この協同面接（代表者聴取）を実施するに当たっては、それまでの間に、繰り返しこどもから聴取を行ったり、誘導的な質問を行ったりすることで、こどもの記憶を汚染する可能性があることから、被害告白を受けることが多い教員や非虐待者である保護者等においても、この記憶の汚染の危険性について認識してもらう必要があり、関係機関と協力するなどして、これらの者に対して、記憶の汚染の危険性等について十分に理解してもらうことも重要である。

さらに、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）により、刑事訴訟法321条の3が創設され、性犯罪被害者等の供述及びその状況の録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体について、一定の要件の下、証拠能力が認められることになった。刑事事件として立件が想定される虐待事例については、刑事訴訟法第321条の3の要件を満たすために、こどもによる被害開示等の情報開示の状況等を適切に記録すること、協同面接（代表者聴取）実施までの間に誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせないことなどに留意が必要である（「児童虐待事案に係るこどもの心理的負担等に配慮した面接の実施に当たっての記憶の汚染防止等の留意点について」（令和5年12月12日付け こ支虐第213号 こども家庭庁支援局 虐待防止対策課長通知））。

また、性的虐待で本人からの事実確認が必要な場合においては、虐待がなくなったとしても加害者のいる場で生活していくには事実確認が困難になるため、一時保護等により安全を確保して面接や調査をすることが必要となる。

なお、協同面接（代表者聴取）運用前に作成されたものとなるが、性的虐待についての通告における初期調査の流れや、調査のための保護における作業手順イメージの詳細については、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」を参照されたい。

② こどもの面接における留意点

(ア) こどものペースを尊重しながら丁寧に話を聞き真剣に受け止めること

性的虐待の事実を話すことは、こどもに大変な心理的負担をかける。こどもは自分の話が相手にどのように受け止めてもらえるか、話すことで自分や家族はどうなるのかといった不安を抱いて、話すことを強くためらうことがある。時には不自然に冗談めかした言い方をしたり、あるいは「他の子の話」として話したりすることもあるが、こうしたこどもの表現に対して、丁寧かつ真剣な態度で、こどものペースを尊重しながらこどもの話に耳を傾けることが大切である。こどもの抵抗感や不安感が強いにもかかわらず、面接者がそれに配慮できないで、出来事の詳細について質問を重ねたりすると、こどもが耐えられなくなって解離状態に陥ったり、一度は口にした性的虐待の事実を否認したりすること（撤回）もあるので、注意を要する。

(イ) 性的虐待について話すこどもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解し配慮すること

こどもは、性的虐待について話すことに強い心理的苦痛を感じる。こうした苦痛感には、成人の性犯罪被害者と同様に、恥辱感（普通なら人に言えない恥ずかしいことを経験したという思い）、罪責感（被害を受けた責任の一端は自分にあるのではないか）、裏切りの気持ち（加害者から口止めされていたにもかかわらず話している、家族や保護者に秘密にしていたことが明らかになる）といった感情が関与している。性

的虐待を受けたこどもから話を聞く場合には、こうした苦痛や恐れの感情に十分な理解と配慮をする必要がある。また、今後のケースワークや法的手続きにおいて必要になると考えられる情報を一人の面接者が集中して話を聞くようにすることで、同じ内容の話をこどもが繰り返ししなくてもいいようにするといった工夫が考えられる。

(ウ) 話を聞くことがこどもにとって「二次的被害」にならないよう注意すること

性的虐待の事実を思い出したり話したりすること自体が元の出来事の再体験としてトラウマを生じさせ、「二次的被害」が生じる危険性がある。面接者は、こうした二次的被害を回避ないしは緩和するための努力を講じなければならない。例えば、加害者と同性であったり、加害者を想起させたりする可能性のある人物が面接をしないことや、被害を軽視・矮小化したり、本人の話を否定したり疑ったりする等の面接者の反応により、こどもをさらに傷つけることがないように細心の配慮が必要である。

(エ) 秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること

一般のカウンセリングの面接等では前提条件となっている守秘義務が、性的虐待を問題としたこどもの調査面接においては成立しない場合もあるため注意が必要である。守秘義務のある面接に慣れた面接者は、話すことへのこどもの抵抗に直面したり、こどもが「内緒にしてくれるなら話す」といったりした場合、つい「誰にも話さないから」と言いたくなるものである。しかし、こどもの安全を守るためにこどもの話を所内や関係機関で共有したり、保護者に伝えたりする必要性が生じるため、こうした約束は、こどもに対し、虚偽の説明を行ったこととなる。また、こどもの受けた被害が深刻なものであるほど、その話を聞いた面接者も精神的にショックを受け、その傷つきへの心理的防衛の影響から「もう大丈夫だよ。解決するから安心して」といった言葉を口にしてしまうこともあるが、必ずしも、こどもが想定している解決に至るとは限らないため、このような発言も、こどもに対し、虚偽の説明を行ったこととなり得る。こどものことを思った上での発言であったとしても、このような虚偽の説明がこどもに発覚した場合、こどもは信用していた人物から裏切られたと感じ、精神的大きな被害を生じさせかねないことから、誠実かつ現実的な対応をすることが必要である。

(オ) こどもの意向を聞きながら、予想される今後の展開をこどもに説明すること

性的虐待の加害者は、その事実を誰にも話さないようにこどもに口止めをしたり、「誰かに話すともう家族は一緒に住めなくなる」などといった脅迫を行ったりすることが多い。そのため、性的虐待の事実を開示したこどもは、これから先のことについて大きな不安を持つことが多い。こうした不安を取り扱わないので放置した場合、これから先への不安からこどもが過度に不安定になったり、被害事実の撤回に転じたりすることもある。したがって、今後、どのような展開が予想されるかを可能な限りこどもに誠実に伝える必要がある。

また、今後の展開に関して、こどもは様々な意向を持っているものであり、こうしたこどもの意向を知っておくことは大切である。こどもによっては「（加害者を）刑務所に入れて一生出てこないようにして欲しい」といった思いを口にする場合もあ

る。このような子どもの意向を確認することは重要であり、その思いの意味を十分に吟味する必要があるが、加害者への対処など、必ずしも子どもの意向のとおりの状況になるとは限らないことに留意する必要があることは先に述べたとおりである。

③ 身体医学的なチェック

性的虐待は身体的所見が見られることが少ない虐待である。しかし、性的虐待が疑われた場合には、すみやかに医学的診察と検査を行う必要がある。性器に異常な所見が見られたり、低年齢児に性感染症が確認されたりした場合には、性的虐待が事実であったことを示す有力な証拠となる。

しかし、そうした所見がないことが性的虐待を否定する証拠にはならないことも知っておく必要がある。時間経過と共に痕跡が消失あるいは不明確となるか、身体的損傷ないしは痕跡を残すまでに至らない性的行為の場合、医学的には明確な所見が得られないことが多い。医療機関を受診する際は、子どもの不安を取り除くため、前もって子どもへ一定の説明を行うことや、担当職員等が付き添うなどの対応が望ましい。

(4) 性的虐待を受けた子どもとその保護者への対応の留意点

① 子どもへのケア

性的虐待を受けた子どもに対するケアとしてもっとも重要なのは、子どもが安心できる環境を整えることであり、そのためには加害者と子どもを分離し、さらに加害者ではない保護者が子どもを守れるようにその後の生活を組み立てることである。その上で、子どもに適切な心理ケアや精神的な治療を提供していくことが必要となる。

(ア) トラウマ性の問題と治療・ケア

性的虐待がトラウマ性の体験となり、その後遺症と思われる症状や行動（P T S D、抑うつ症状、解離性障害、衝動性のコントロール不全、性化行動、性的逸脱行動等）が認められたり、告白・発覚の衝撃がトラウマ性の反応を引き起こしたりしている場合には、精神科の診立てや治療、心理ケアが必要となる。

(イ) 自己イメージの低下への対処

性的虐待を受けた子どもは、自分が逃げなかつたからこうした被害を受けてしまったとの考え方や、加害者が子どもを孤立した共犯関係に引きずり込むために使うメッセージ（お前は悪い子だ、性的にふしだらな子だ等）の影響、自分さえしゃべらなかつたら家族がこんなに大変なことにはなつていなかつたのではないかという自責の念等から強い影響を受けることが多い。また、性的虐待の結果、自分の身体が汚れてしまつたと感じる子どもも少なくない。

こうした子どもの思いは、子どもの自己イメージを著しく低下させ、不適切な行動や症状を導く可能性があり、適切な対応が必要となる。

(ウ) 性的行動の再現性への対応

性的虐待を受けた子どもは、その後の生活で被害体験を反復することがある。過剰な性器いじりや年齢にふさわしくない性的発言、性化行動、子どもの健全な性的発達から逸脱した性的遊び等様々な行動となって表れる。こうした行動に対しては適切な対応を行いつつ、そうした行動が過去の性的被害体験に由来している可能性について子どもが自分の体験と行動の関連を理解できるように支援し、更なる性的被害等に結びつかないよう関わりを行う必要がある。

(エ) 性についての誤った認知を修正する

性的虐待を受けた子どもは、愛情と性を混同したり、他者と親密な関係を形成するためには必ず性を媒介にする必要があるといった誤った認識を抱いたりする場合がある。支援にあたっては、こうした認知に至る背景を理解した上で対話を重ね、心理教育を通じて適切な知識の獲得を支えながら、認知の修正を促すことが必要である。

(オ) 性被害体験と関連する問題

性的虐待という被害体験は、子どもに様々な精神的な問題や行動上の問題をもたらすものであり、こうした問題への適切な対応やケアが行われなければ、子どもが様々な症状を示したり、あるいは性的加害や性的被害を繰り返したりするなどの危険性がある。性的虐待を受け、加害者からの分離が必要となり、児童養護施設等で生活する子どもは少なくない。子どもを守るという原則を貫くためには、子どもへの適切なケア及び医療的支援を切れ目なく提供することが必要である。

また性被害体験があり児童相談所が対応することのなかには、対応している時点で何ら症状や問題を示していない子どももいる。年齢に応じて子ども向けのパンフレット等を用いながら、一般的な話として性被害体験による何らかの影響（困ること）が起こる人もいることを伝え、その時には相談できる人や場所があると話しておくことも有効である。またそのことについて、保護者や施設職員等と共有しながら見守っていくことが望ましい。

② 保護者への対応

(ア) 加害者への対応

子ども虐待が疑われる加害者へは、虐待の疑いがあるという事実、及びそうした疑いを持つに至った経過をできる限り率直に伝えることが必要な場合がある一方で、性的虐待については、事実認定の難しさや捜査への影響も考慮して、また、このような事実を伝えることで証拠隠滅を図る可能性もあることから、具体的な対応については、警察に相談するなど個別の事情に応じて、適切に検討していくことが重要である。また、面接においては、虐待行為が疑われる当事者からの話を聞いていかねばならない。こうした調査面接における加害者の反応は様々であり、例えば、「子どもが嘘をついている」などとして事実を全面的に否認する場合、または家族同士の「スキンシップ」を誤解しているとして「スキンシップ」の範囲内であると主張する場合、「性的な撫でる、触るなどあったが性器への接触はなかった」「子どもは性的行為と

考えたかもしれないが自分にはそのようなつもりはなかった」「性教育のつもりだった」「こどもがそうして欲しいと求めたから応じた」など一部事実については認めるものの、その行為や意図について否認し、責任の減弱を図ろうとする場合等がある。

このような場合、援助は、刑事捜査として尋問をする目的ではないので、基本的には、児童相談所がどういった理由で性的虐待の疑いによる対応に至ったかを説明し、また、こうした虐待行為が子どもの状態にどのような影響を及ぼし、さらに将来的に子どもがどのような精神的状態となるおそれがあるのか、その行動にどのような影響を及ぼすことが危惧されるのかを説明し、こうした行為の不適切さについて説明していくといった対応が考えられる。さらに、場合によっては、その行為は犯罪行為と捉えうこと、被害を受けた子どもの安全を守るためにこどもとの接触は認められないと、児童相談所としては考えていることなどを告げる必要が生じることも想定される。

一方で、援助者が性的虐待の存在を指摘した直後にそれを受け入れ、自分がどのような行為に及んでしまった心理的な背景について自己分析的に述べる場合も想定されるが、子どもを取り戻すために述べている場合もありうるので、その真意をできる限り把握することが必要である。

(イ) 非虐待者(非加害)である保護者への対応

非虐待者である保護者が子どもを守れるかどうかのアセスメントが重要である。ケースによっては、家庭内で虐待者から子どもへの性的虐待が起きていることを知りながら、それを非虐待者が黙認・看過している場合もある。そのような状況の背景には、父母間にDV関係があり、非虐待者は黙認せざるを得なかつたようなケースもあり、父母関係のアセスメントが必要であるが、いずれにせよ、子どもが被害を受けていることに対して適切な対応をとっていないという点でネグレクトにあたり、その観点での非虐待者に対する指導も必要となる。

一方、非虐待者である保護者が性的虐待の事実を知らなかつた場合には、その事実を知った時の心理的衝撃や揺れは大きく、冷静であることはきわめて難しい。このような場合、性的虐待をはじめから何の抵抗も無く受け止めることができる非虐待者である保護者は少ない。援助者は、非虐待者である保護者の気持ちを共感的に扱いながら、一方では事実に関する客観的な判断を提示し、非虐待者である親が子どもを守れる状態にあるかどうかを評価する必要がある。援助者が適切な対応をする中で次第に動搖が収まり、子どもを守ろうという決心を固めていく非虐待者である親がいる一方、子どもの被害事実を信じず、あるいは子どもが告白したことを否定あるいは非難する非虐待者である保護者もいる。また、子どもを取り返し、虐待者のもとに子どもを連れ帰る意思を有しているにもかかわらず、表面的には、子どもを守る意思を示すような非虐待者である保護者もおり、このような保護者のもとに子どもを返すことによって、子どもが危険にさらされるおそれがある。そのため、非虐待者である保護者に対しては、今後の子どもの保護について、詳細に聞くなどする必要がある場合もある。

その上で、初期の非虐待者である保護者支援において、その保護者に伝える内容としては、ア) 性的虐待とはどういうものか、イ) 子どもを守るという選択は子どもの人生にとって非常にプラスの意味があり親にはその力がある、ウ) 性的虐待によるこ

どもへの一般的な影響とそれから派生する問題への対処方法、エ) 性的虐待は家族へも影響するので他のこどもへの配慮も必要になる、オ) 親の力を発揮するには親自身のケアも必要である等が考えられる。

こどもの安全が確保され在宅援助となった場合は、一定期間、児童相談所が継続的に関与し、安全の再確認や、こどもの心身の状態の把握を行うと共に、必要な心理的支援及び非虐待者である保護者への支援を実施することが望ましい。また非虐待者である保護者がこどもを守れない場合でも、叔（伯）母・叔（伯）父や祖父母・きょうだいが重要な支援者になりうるため、それらの人への働きかけも必要である。その際、きょうだいの年齢によっては、起こっている出来事について理解できる範囲で説明する配慮が必要である。さらに再発を防ぐ意味からも虐待が発生した家族力動への働きかけも重要である。

③ 刑事事件としての取り扱い

性的虐待を刑事事件として告訴したり告発したりする事例もある。こうした司法手続きがこどもに与える心理的負担の大きさ（警察や検察における調書作成のための事情聴取や、法廷への証人出廷が求められる可能性等）を考えた場合には、どのようなことが今後予想されるかをこどもに十分理解してもらった上で、こどもの心情にも配慮し、その後の対応を行う必要がある。

刑事事件となった場合、警察官や検察官による事情聴取や実況見分が行われることもあり、さらには裁判所での証言が求められることなどがあり、こうした一連の手続きの中で、心理的負担を強く感じるこどもも多い。また、事件の結果が確定するまでに長い期間を要することがあり、こどもにおいては、結果を待つ精神的な負荷にも耐えながら過ごさなければならない状況にも置かれうる。様々な工夫でこども（被害者）の心理的負担等を軽減する取組も行われているが、こどもの不安ができる限り軽減するためには、事前にどのような過程を経ることになるのかできる限り適切に説明できるように、適宜、関係機関と連携、協議しながら、常にこどもの側に立って、支えていくことが必要である。また、非虐待者である保護者がこどもを支えている場合は、こどもにとって大きな支えであり、両者へのサポート体制をしっかりととっていくことが必要である。

なお、性犯罪等の一定の事件については、被害者の方々に対して検察庁で行っている保護や支援の制度があり、これらの仕組みについては、「犯罪被害者の方々へ 被害者保護と支援のための制度について」（令和7年3月 検察庁）に詳述されているため、必要に応じてこどもや非虐待者である保護者へ案内されたい。

④ きょうだいが加害者の場合

きょうだいが加害者の事例も一定の割合で存在する。この場合、虐待統計上は親のネグレクトとして計上されるが、実際には性的虐待として対応する必要がある。加害者であるきょうだいが未成年者の場合には、加害者についても、本人の非行問題として対応していく必要があり、非加害親（この場合は両親ともりうる）へは、個別事例の特性を踏まえて対応・支援をする必要がある。

1.1. ネグレクト事例への対応

(1) 対応事例

① 多子家庭でのネグレクト事例

<発生時の状況>

- ・本児より「母が家にいない」との話が中学校の担任にあり、学校から市町村に通告があった。
- ・市町村が学校において本児に詳しく話を聞いたところ、夜間に実母が外出して帰ってこないことが度々あるとのことであった。
- ・また、実母の不在時は、本児がご飯を作つてきょうだいに食べさせたり、世話をしたりしている状況である。
- ・これまで本児やきょうだいの衣服が汚れていたり、提出物が出てこなかつたりしたことがあり、学校からの通告で市町村がこの家庭に係属していた。
- ・しかし、実母は市町村の訪問や連絡を拒否していることから、本件について、市町村より児童相談所に援助要請があった。
- ・児童相談所が改めて、本児やきょうだいに話を聞いたところ、実母の夜間不在が繰り返されていることが確認されたため、同意を得て本児ときょうだい（合計6人）を一時保護した。

<家族状況等>

- ・実母、本児、異父妹3人（小学校6年、4年、1年）、異父弟2人（小学校3年、年長）の7人世帯。
- ・本児は中学校2年生女児で、小学校6年の異父妹と共に食事の準備や年長の異父弟の世話を日常的に担っていた。
- ・実母は婚姻と離婚を繰り返しており、本児のほか、複数の男性との間にこどもを出産した。
- ・実母は人材派遣の仕事をするも続かず、就職と離職を繰り返しており、母方祖母の資金援助を受け何とか生活している状況である。
- ・母方祖母が電車で1時間程度の場所に住んでおり、時々、家に掃除や食事を作りに来ることがある。

<対応経過等>

- ・本児ときょうだいを一時保護後、実母と面接し状況を確認。
- ・実母は6人きょうだいを1人で育てることに肉体的にも精神的にも大きな負担を感じており、育児や家事をこどもたちに任せてしまっていたことや、現実逃避として夜間、居酒屋やカラオケに行ったり、友人宅で寝泊まりしたりしていたと話した。
- ・本児やきょうだいは、実母が家にいてくれるのであれば、家に帰りたいと話した。
- ・児童相談所と実母との話し合いの中で、実母は夜間外出はやめ、児童相談所や市町村の支援を得ながらこどもたちを育てていきたいと話した。

- ・児童相談所において、母子面会を実施し、実母はこどもたちに夜間帰ってこなかつたことを謝罪、またみんなで暮らしたいとの気持ちを伝え、こどもたちも家に帰りたいと話した。
- ・児童相談所、市町村、学校、保育所で個別ケース検討会議を開催し、こどもたちが家庭復帰する方針を共有し、その後の各機関の役割や支援体制等を確認した。
- ・学校や保育所は家庭での生活状況の変化を把握するため丁寧な支援を行うこととした。
- ・市町村はひとり親家庭支援の利用や、こども家庭センターが相談窓口として実母の困り感やニーズを把握し、必要な支援につなげる役割を担うこととした。
- ・また、母方祖母も交えて相談を行い、週に2回家庭を訪問して家事を手伝ってもらうことで、実母の養育負担を軽減する協力をお願いした。
- ・本児やきょうだいが家庭復帰し、児童相談所が児童福祉司指導として、家庭訪問や来所面接を定期的に実施した。

(2) ネグレクトの特殊性

① ネグレクトの範囲

ネグレクトには死亡してしまうような事例から、衣服の着替え等が不十分なまま登校していくような事例まであり、その範囲は広いが、子どもの健康・安全への配慮を怠ったっていれば、ネグレクトと捉えて支援を検討する必要がある。「親の仕事のため小学生の子どもが夜間に一人でいる」状態をネグレクトと捉えることに抵抗のある人もいるが、火災等が発生すれば生命の危険に直結するし、そうでなくとも子どもが抱く不安や寂しさを放置はできない。パチンコや買い物等の間、車内に放置された子どもが熱中症で死亡したり、保護者が留守中の火災で乳幼児が死亡したりなど、ネグレクトによる死亡事例も起きている。

ネグレクトは、子どもの安全確保のため分離が必要なケースと、分離の必要はないが将来にわたって悪影響を残すことが想定されるために支援が必要なケースの二つの基準で考える必要がある。

② 子どもの状況

ネグレクトには、例えば、不潔や食事が十分でない、夜間に保護者がいない、病気になつても医療を受けさせない、車に子どもを放置するなど、直接子どもに被害をもたらすものがある一方で、ネグレクトの影響により心身の発達が遅れていったり、落ち着きがない、乱暴、無気力、不登校、非行等、二次被害というべき情緒面や行動面で示される問題もある。そのため、心身の発達の遅れや情緒的な影響、思春期以降の不登校やひきこもり等、将来に及ぼす危険性についても考慮して対応を検討する必要がある。

③ ネグレクトをする保護者

ネグレクトの状態像が多様なように、ネグレクトをする保護者の持つ特徴や課題も多様である。保護者の一つの要因が一つのネグレクト状態を生んでいるわけではなく、ネグレクトは保護者の多様な課題が重なって生じる。そのため、保護者の抱える課題を軽減するための長期にわたる多機関で連携した家庭支援が必要になる。

④ ネグレクトと愛着障害

ネグレクトは、子どもが保護者との間に安定した愛着関係を形成できないという問題にもつながる。直接的な関わりの欠如だけでなく、子どもとの間で安定した情緒的な交流や子どもに安心感を与えることが困難になる場合がある。また、保護者の精神的なストレスや不安定さからくる暴言により、子どもの自尊感情形成が大きく阻害される場合もある。愛着障害は、ネグレクトが、将来に渡って悪影響を残す大きな要因となりうるものである。

⑤ 自覚の伴わない虐待

ネグレクトは毎日の生活の中で起こることなので、例えば不潔や夜間に保護者がいないことなど周囲が心配するような状態であっても、保護者も子どもその生活が「当たり前」だと思っている場合が多い。そのため保護者は自分の生活スタイルを変える必要性を感じていないだけでなく、自分の行為が虐待に該当するとは思っていないし、そのように見られることに対して、強く反発することも多い。

したがって、ネグレクトは、周囲の人や機関が見守るだけでは事態の改善は困難であり、時間の経過とともに事態はどんどん悪化する。単なる「見守り」は放置となり、状況の改善は望めない。

対応としては、まず保護者自身の自覚が不可欠であり、同時に周囲からの継続的な支援や働きかけが必須である。しかし特効薬はなく、長期にわたる継続的な関わりが必要となる。

このようにネグレクトは長期的な支援が必要である。

⑥ ひきこもりや援助拒否になる事例

ネグレクトをする保護者のなかには、家に引きこもったり、周囲の人たちとの関わりを拒否したりする人が多い。そのため子どもの状況を心配した関係者がかかわろうとしても、つながりを見つけることが難しくなる。また、ひきこもりの状態となった家族には不登園・不登校となる場合が多く、「親子ひきこもり状態」になりやすい。さらに援助拒否の保護者は、人との安定した関係を保つのが困難なため、支援機関との友好的な関係を作れないだけではなく、自分の子どもに対しても暴言や不適切な対応が多く見られる。その結果、子どもに非行等の様々な症状が出てくることがある。

これらの保護者への関わりは困難であるが、原則として根気強く関わりを続け、保護者と話ができる関係作りを続けることが大切である。ただし、子どもの安否確認ができない場合や、子どもに深刻な危険が想定される場合には、児童相談所による立入調査や出頭要求、臨検・捜索等の手段が必要となる。

⑦ いわゆる「ゴミ屋敷」

ネグレクトでは子ども自身の不潔が目立ちやすい。この場合、続けて同じ服を着てきたり異臭がしたりするなどのため、保育所や学校での発見が容易である。また、家庭訪問をすれば家庭内の散乱状況を目にすることも多く、家の外にまでゴミがあふれ出している「ゴミ屋敷」状態の中で子どもが生活している場合も見られる。このように子どもの不潔は発見が容易であるが、一方、子ども達は学校等で「臭い」などと言われて仲間外れになったり、保護者に改善を働きかけても容易に変化はないなど、対応に困ることが多い。

このような家庭に対しては、①家庭訪問を続けて保護者に片づけを働きかける、②子育て世帯訪問支援事業や養育支援訪問事業等を利用してヘルパーを派遣し少しづつ片づけを行う、③保護者の同意のもと大掃除を行う、などの対応法が考えられる。しかし保護者が自発的にできるように促す方法では、訪問を拒否される可能性が高い。また、大掃除を実施したとしても数か月で元の状態に戻ることが多い。そのため、家事を援助しながら家族への働きかけを継続したり、あるいは家事は援助しても家族への働きかけは避けるなど、家族と話し合ったり関係者で協議しながら効果的な進め方を決めていくことが必要である。大掃除をしたあとには定期的なヘルパーの派遣を継続的に行い、清潔な状態を維持することが大切である。このような取組によって、こどもにとって気持ちの良い生活環境を味わうことができて、こどもへの支援につながることもある。

(3) ネグレクト事例への対応の際の留意点

① ネットワークでの支援

ネグレクトでは家庭内に複合的な課題が見られるため、関係機関が連携して対応することが必要である。

そのため、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を利用し、守秘義務を守りながら事例ごとに援助チームを構築することが必要である。

② こどもの安全確認と保護者への支援

市町村に寄せられる養護相談には、精神の障害とまではいかないが、保護者の未熟な人格、父母中心でこどもを顧みない生活、収入に見合った生活ができない、生活苦があっても生活保護の相談に行けないなどがある。また、家族背景の問題においては、連れ子同士の再婚や同居、保護者不在で祖父母が養育している、またひとり親家庭の様々な問題のため、こどもの養育に不適切な状態にあるものなどが挙げられる。

これらの問題はいずれも、こどもを基準に考えると、衛生や食事、衣服の管理を受けなければネグレクトになるが、経過を追って深く家族背景を見ると保護者の愛情もありネグレクトと判断するまでには至らない状況も見られ、支援のあり方に悩む場合も多い。まずは、こどもの安全・安心の確認を行い、その後保護者の困り感に焦点を当てる支援を心がける必要がある。こどもを直接目視できずこどもの状況自体把握できないような場合には、児童相談所等と連携して迅速な安全確認を実施するなど、こどもの福祉を最優先した判断が必要となる。市町村は、こどもの保護者がこどもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任（養育責任）を負うこと、こどもの保護者とともに、こどもを心身ともに健やかに育成する責任を負う（児童福祉法第2条第2項及び第3項）ことを十分自覚する必要がある。また、保護者自身に心身の疾病がある場合は、その日常生活維持のために必要な支援を適切に行い、同時にその保護者がこどもに対する養育責任を果たすために必要な支援を常に考え、提供することが求められる。従来、こどもの支援は行うが、その保護者の問題は個人の問題として捉え、対応が遅れるなど見られたが、今後は適切な支援につなげる必要がある。

ネグレクトは、長期にわたることで家庭に常態化している場合や一時的なネグレクトを繰り返す場合等、多様な現れ方が考えられるため、虐待か否かの判断及び家庭全体のアセスメントや、疑義がある場合のリスクの程度に関する判断が非常に難しい。過去にも繰り返し幼

いこどもを自宅に放置したことがあったが、その再発の危険性の認識が不十分で、ネグレクトによる死亡を防げなかつた事例もある。担当者は、放置は繰り返されるという認識を持ち、定期的な個別ケース検討会議を開催する必要がある。個別ケース検討会議では、家族ができていることにも着目しながら、達成可能なレベルでのスマールステップの目標を設定する。また、ネグレクトは慢性的なものであるだけに、それぞれの支援の状況とその効果を定期的に確認することが重要である。そのため、個別ケース検討会議で援助方針を決めたら、それをいつまでに実施するかを確認し、必ず再検討時期（次の個別ケース検討会議の日程）を確認する。その後は目標の達成状況を加味しながら、次の目標を設定し、見直し時期を定めながら支援していくことが大切である。

③ 医療ネグレクト事例への対応

親権者等が、こどもに必要な医療を受けることに同意しない場合の対応については、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成24年3月9日付け 雇児総発0309第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、考え方や必要な手続きが整理されているため、参考されたい。また、「宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について」（令和5年3月31日付け 子発0331第10号 厚生労働省子ども家庭局長通知）において、医師が必要と判断する医療行為の実施に保護者が同意せず、こどもの生命・身体の安全確保のため緊急の必要があると認める場合等には、児童の生命・身体の安全確保を最優先に、児童相談所長は可及的速やかに一時保護をした上で児童福祉法第33条の2第4項に基づく医療行為への同意等の対応をとること、とされているため留意されたい。加えて、「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」について」（令和4年12月27日付け 子発1227第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知）や「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和4年10月6日付け 子発1006第3号 厚生労働省子ども家庭局長通知）も、必要に応じて、参考されたい。

12. 夜間徘徊等犯罪に巻き込まれる可能性の高い環境にある子どもへの対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・本児は深夜の繁華街に同年代の若者たちといたところ警察に補導された。
- ・警察署において身元確認等が行われたが、本児は2日前から家出をしており、手首にはリストカット痕があり、せき止めの市販薬を大量に所持していた。
- ・市販薬を50錠ほど摂取したと警察官に話し、意識がもうろうとしている状態であったため、警察官とともに医療機関の緊急外来を受診し、健康状況の確認を行った。
- ・体調等が落ちていたところで警察から児童相談所に連絡があり、その後、身柄を伴う通告となり、児童相談所の一時保護施設に入所した。

<家族状況等>

- ・実父、実母、本児の3人世帯。
- ・本児は高校2年生女児で、当初入学した全日制高校を1年で中退し、その後、通信制高校に編入した。
- ・実父は会社経営、実母は実父が経営する会社に勤務している。
- ・高校に入学した当初は友達も多く学校生活を楽しんでいたが、成績が振るわず、遅刻が多く出席日数もギリギリで、進級が厳しくなったことを機に登校しなくなり、昼夜を問わず、繁華街に入り浸るようになった。
- ・父母との話し合いの結果、高校を中退し、通信制高校の2年生に編入して高校生活をやり直すことになったが、通信制高校に編入後も昼夜、繁華街に遊びに行く生活がエスカレートし、数日間家に帰らないことが多くなった。
- ・本児の生活が乱れていることに対し、実父は何も言わない状況で、実母は本児が家に帰宅した際に怒鳴るなどの行為があり、父母と本児の関係性はよくない状況である。

<対応経過等>

- ・一時保護後、本児との面接を実施し、これまでの経緯等を聴取した。
- ・本児は家には帰りたいが、通信制高校は中退し働きたいとの意向を示した。
- ・リストカットや過量服薬（オーバードーズ）については、国籍や文化の違いに加え、学習についていけないことにより、進級や勉強に対する不安が強く、インターネットの情報や繁華街の知り合いから教えてもらい、気分がすっきりするから実行したと話した。
- ・実父は仕事中心で、これまで本児との関わりは少なかった。現在の本児の状態については、本児をどう理解したらいいかわからず、自身が関わることは逆効果ではないかと感じ、あえて距離をとっているとのことであった。
- ・実母も本児の気持ちを受け止めることはなかった。小・中学校の頃は、実母からの体罰によるしつけが頻発しており、本児が高校生になった時には、実母の暴力から避難し、家庭を避けるようになっていた。
- ・学校生活における不安感や孤立感、実母からの身体的虐待に対する心の傷が深く、一時保護施設職員が本児に寄り添った生活支援や個別面接を実施した。また、トラウマ反応も疑われたため、本児に対し児童心理司がトラウマケアを実施した。

- ・児童相談所と父母との面談において、本児の状態や意向を伝えるとともに、今後の親子関係について話し合った。
- ・実母は、こどもは厳しく育てることが必要との考えが強く、甘やかしてはいけないと持論を話したが、本児がまじめに仕事をして自立できるのであれば、本児の考えを尊重するとの意向を示した。
- ・担当児童福祉司より本児に父母の意向等を伝え、児童福祉司や児童心理司立ち合いのもと、父母と話し合いの機会を持つことを提案し、本児は了承した。
- ・児童相談所において本児と父母の面会を行い、今後の生活等について話し合いを実施した。
- ・話し合いの結果、実母は本児に暴力を振るわないこと、本児は繁華街への外出は控えることを約束し、当面アルバイトをしながら通信制高校の卒業を目指すことを確認した。
- ・また、児童相談所から本児の行動の背景にはトラウマの影響があることを父母に伝え、家庭復帰後も継続的なトラウマケアが必要であることや、本児の状態について父母の適切なサポートも必要であることを伝えた。
- ・家庭復帰後は児童福祉司指導として親子で定期的に児童相談所に通所し、福祉司や心理司が面接や心理ケアを継続し、父母に対しても面接を行い、本児の状態の理解を促すとともに関わり方について助言を行った。

(2) 犯罪に巻き込まれる可能性が高い環境にあるこどもの現状

警察庁によると、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己又は他人の徳性を害する行為を行っている少年（不良行為少年）の補導人数は、年々減少していたものの、令和4年からは増加に転じており、その要因の一つとして、近年、様々な不安や悩みを抱えたこどもが、SNS等を通じて自らの居場所を求め、都市部の繁華街等に集まる事象によるものと推察される。

繁華街に集うこどもたちは、犯罪に巻き込まれるなどのリスクに関する認識が不十分なまま滞留等する中で、児童買春等の被害に遭う事案も発生しており、こうしたこどものなかにはオーバードーズ、リストカット等の自傷行為をする者もいるほか、自殺事案も発生している。

こどもが深夜徘徊等の行為に及ぶ背景には、家族との不和、貧困、ネグレクト等の虐待、いじめ、不登校等様々な理由があると考えられ、また、刺激、非日常感、興味本位、友人との付き合い等も相まって、複数の理由が複雑に絡み合っている状況も見て取れる。

(3) 犯罪に巻き込まれる可能性の高い環境にあるこどもへの対応の留意点

これらのことの支援にあたっては、深夜徘徊、飲酒、喫煙、リストカット等の行為のみに焦点を当てるだけでなく、その背景にあるネグレクト等の事象にも目を向けるとともに、犯罪等に巻き込まれるリスク等も組み入れながら、こどもの目線に沿って支援していくことが重要である。

児童相談所や市町村は、警察、学校、子ども・若者総合相談センター等の関係機関に加え、繁華街等で支援活動を行っている民間支援団体等とも連携し、居場所の提供、ボランティア活動等の体験、学校への登校の促し、薬物や性犯罪に関するリスク回避等の教育等、様々な支援を組み合わせて実施していくことも必要である。

家庭に居場所がなく繁華街に集まつたこども・若者が、犯罪に巻き込まれたりするような危険な事態が起きていることなどを受け、虐待等の様々な事情により家庭等に居場所がないこども・若者が必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）を確保するため、令和6年度から「こども若者シェルター・相談支援事業」が創設されている。都道府県が、こども若者シェルターの整備と適切な運用を図るために取りまとめられた「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について」（令和7年3月27日付け こ支虐第102号 こども家庭庁支援局長通知）においては、当シェルターサー事業の実施主体は、児童相談所や市町村、関係機関（警察、医療機関、学校・教育委員会、弁護士、その他民間団体等）と連携して、総合的な支援体制を構築することが必要であるとされている。

（4） 警察から身柄を伴う通告があった子どもの他自治体への移送について

警察が家出等によりこどもを補導し、要保護児童として児童相談所に身柄を伴う通告を行う場合には、保護者の住居地に関わらず、そのこどもの現在地を管轄する児童相談所に行われる。これを受け付けた児童相談所にあっては、受理後にこどもの状況や家庭環境等について調査し、住居地の児童相談所への移管の適否や方法等について決定する。特に、こどもが保護者からの虐待により家出した場合には、身柄を伴う移管を行うなど、こどもの福祉を最優先にした判断を行うことが重要である。

なお、全国児童相談所長会では、下記のとおり申し合わせている。

「一時保護中の子どもの児童相談所間における移送については、現に子どもの一時保護を実施している児童相談所が当該子どもの移送にあたることを原則とする。ただし、一時保護中の子どもが無断外出し、他の都道府県等の児童相談所等に一時保護された場合は、元の児童相談所が現に子どもの身柄を保護している児童相談所に引き取りに行くこととする。子どもの福祉を勘案し、上記取り扱いによらない方が望ましい場合は、関係児童相談所間が協議の上決定する。」（「一時保護中の子どもの移送に関する申し合わせ」平成30年8月31日 全国児童相談所長会）

1.3. 被虐待児がヤングケアラーであることが疑われる場合の対応

(1) 対応事例

<発生時の状況>

- ・ここの中学生の本児が実妹を送り迎えしていると、保育所から市町村に情報提供があった。
- ・この家庭は、実母のネグレクトで以前から児童相談所も係属していた。
- ・市町村から児童相談所に連絡があり、児童相談所が家庭訪問の上、実母や本児から話を聞いたところ、最近は実母の精神状態が悪化し、夜間に飲酒があり、朝起きることができないと話した。
- ・その結果、本児は実妹に朝ごはんを食べさせ保育所に登園させるようになった。

<家族状況等>

- ・実母、本児、実妹の3人世帯。
- ・本児は中学校1年生男児で、中学校は最初の1か月は登校していたが、現在は不登校である。
- ・実母は無職で、精神障害があり精神障害者保健福祉手帳2級所持、生活保護を受給している。体調が良い時と悪い時の波があり、ほぼ毎晩飲酒している。
- ・実妹は3歳で保育所に所属しているが、実母が送迎できず、昼過ぎに登園したり、欠席したりすることも多かった。
- ・以前からネグレクトの状況が見受けられ、児童相談所が在宅指導中であった。
- ・実母と本児、実妹の関係は良好であるものの、実母は家事等全般を本児に頼る等、ネグレクトの状況があり、児童相談所が在宅指導中である。

<対応経過等>

- ・児童相談所の担当児童福祉司より、現状の生活について改善が必要であることを実母や本児に伝え、今後、どう改善していくのか一緒に考えていくことを提案した。
- ・児童相談所、市町村、本児の所属する学校、妹が所属する保育所、地域保健センターの保健師、生活保護の担当の福祉事務所で個別ケース検討会議を開催し、本家庭の状況を共有するとともに、各機関の役割分担を実施した。
- ・児童相談所が主で本家庭の状況を確認し指導していくこと、食事や掃除・洗濯等については、市町村が中心となり家事支援サービスを導入すること、実母やこどもたちの医療受診や生活上の金銭面等については福祉事務所、妹の保育所送迎については民間ボランティアの活用、本児の登校については学校と連携して行っていくことを関係機関間で確認した。
- ・児童相談所と市町村、福祉事務所の担当が本家庭に訪問し、実母に行政サービスによる家事支援の導入を提案し、実母は了承した。
- ・また、実妹の保育所の送迎については、当面、居住地自治体において家庭支援ボランティアとして登録があった近隣の方数名に協力をお願いすることになった。
- ・本児は当初、学校への登校に難色を示していたが、学級担任が迎えに行くなどの登校促により、徐々に登校ができるようになった。

- ・食事の準備等は、家事支援サービスが当面担うことになり、本児が家事を担うことはなくなった。
- ・しばらく支援を継続し、その状況を踏まえ、今後の支援についての個別ケース検討会議を今後定期的に開催することになった。

(2) ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども・若者のことを言う。令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生をそれぞれ対象にした厚生労働省の調査では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%という結果が得られており、これらの数字は学校の1クラスに1人以上のヤングケアラーがいる計算になり、ヤングケアラーの問題が身近なものであることを示している。

ヤングケアラーのこども・若者は、家事や家族の世話（幼いきょうだいの世話、障害や病気のある家族の世話、日本語が第一言語でない家族のための通訳等）を担うことにより、こどもの権利の視点において課題が生じている可能性がある。そのような状況のこどもについて、まわりの人が早期に把握し、必要な支援につなげ、こどもらしく生きる権利を回復していくことが求められている。こうした実情を踏まえ、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年6月12日交付）において、子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。

【ヤングケアラーのこども・若者が担う家事や家族の世話】



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。

精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。

がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(3) ヤングケアラーの特徴

こどもが家事や家族の世話を過度に担うことで、自分の時間が取れない、睡眠が十分にとれないと、ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる、ストレスを感じる等の心身への影響、遅刻・早退・欠席が増える、勉強の時間が取れない、部活に参加できない等の学校生活への影響、自分ができると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない等の就職への影響、友人と遊ぶ時間が取れない等の友人関係への影響等、様々な場面に影響が生じやすい。また、こどもがケアを行う対象者は精神疾患を抱えていることも多く、ケアの内容は家事や介護だけではなく、愚痴を聞く、話し相手になるなど精神的なサポートにも及んでおり、ヤングケアラーには身体的にも心理的にも大きな負担がかかっている。

こうした影響がありながらも、こどもは自分がヤングケアラーであることに気付いていなかったり、家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうこと」と思ったりし、一人で悩みを抱え、SOSを出せないケースも少なくない。家族もそのような状態をこどもにとって困難な状態と認識していないことが多い。支援者側からしても、家庭内のデリケートな問題として踏み込みにくく、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。ヤングケアラーの状況は一人ひとり異なるものであり、ケアを担うことに対する考え方や周囲からの支援に対する本人の受け止め方も多様である。ヤングケアラーという言葉を使われることに傷つくこどももいれば、家族を悪者にされるのではないかと感じるこどももいる。支援者側の性急な姿勢がこどもにとっては本音を言いにくくしていたり、支援者が介入することを脅威に感じたりしているこどももいる。家庭に入られることに抵抗感を抱き、支援につながるまでに1年以上かかるケースもある。ヤングケアラーの支援にあたっては、このような当事者の複雑な心理を理解した上での対応が求められる。

支援者の基本姿勢として、ヤングケアラーが置かれた状況の背景を十分に理解し、家族を非難するのではなく、家族全体が支援を必要としていることを認識することが重要である。また、本人の気持ちに寄り添った丁寧な対応を心がけ、緊急の場合を除いては、ヤングケアラー本人抜きで安易に家庭に介入することは避ける。本人の意思を尊重しながら家族全体にとってより良い支援の方向性を模索し、家族に關係する支援関係者と連携調整を図り、福祉サービスや子育て支援サービスにより中長期的に支援していく姿勢が肝要である。

(4) 被虐待児がヤングケアラーであることが疑われる場合の対応の留意点

このようにヤングケアラーと家族への支援には、当事者の意思を尊重しながら寄り添った対応が望ましいが、状況によっては介入的な対応を検討することが必要である。こどもが家事や家族の世話を過度に担ってきた結果、子どもの権利の視点において明らかな問題が生じていたり、子どもの心身に大きなダメージを与えていたりするおそれがある場合には、虐待という観点からの対応を検討することも必要である。現時点では虐待のリスクが顕在化していなくても、将来的なリスクを予測し、それを軽減するために、家庭内のストレングスや周囲の関わり・支援状況を確認するなど、予防的に関わるという視点があると望ましい。

また、虐待として介入を開始したケースのなかには、ヤングケアラーといわれる状態になっているこどもが含まれる場合がある。例えば、こどもだけを家に残して保護者が出かけてしまうような夜間放置のケースの場合で、兄が弟の世話をしていた、というケースもあれば、母からの身体的虐待があり一時保護をしたが、その後の調査で母に精神疾患があることがわかり、日頃から

こどもが家事をしたり母の世話をしていることがわかった、というケースもある。その際は、虐待対応に加え、ヤングケアラー支援という観点からも援助方針を考える必要がある。

ヤングケアラーの問題は様々な要因が複合的に絡み合っていることが多く、様々な可能性を想定しながら家庭内で起きている問題の背景には何があるのかを丁寧にアセスメントし、虐待のリスクがある場合には、その可能性を見逃さず、迅速に対応することが重要である。

14. 虐待による乳幼児頭部外傷（Abusive Head Trauma in Infants and Children＝AHT）が疑われる場合の対応

(1) 虐待による乳幼児頭部外傷（Abusive Head Trauma in Infants and Children=AHT）とは

乳幼児の身体的虐待の中でも、頭部への暴行は、直接死に至らしめたり、重大な後遺障害を引き起こしたりする可能性のある深刻な虐待である。嘔吐、意識混濁、けいれん、呼吸困難・呼吸停止等の症状を呈し、重症の場合は死に至る。重症の場合には短時間で症状が出ることが多いが、なかには半日以上経過して症状が出現することもある。

従来は揺さぶられるという特定の受傷機転に限定されていたため、シェイクン・ベビー・シンドローム（Shaken Baby Syndrome=SBS）²という用語が用いられていたが、激しい揺さぶりだけに限らず子どもの頭部への鈍的外力や、またはその両方が意図的に加えられたことで頭蓋骨や頭蓋内に生じる頭部損傷も含めた用語として、虐待による乳幼児頭部外傷（Abusive Head Trauma in Infants and Children=AHT（以下「AHT」という。））という用語が用いられるようになった。

一方で、AHTが疑われた場合の対応が難しい理由として、子ども自身が幼く、被害状況を説明することができないことなどがあるため、保護者の説明や医師による診断を踏まえて総合的な判断が求められる。

たとえ、子どもに生じた受傷原因が事故の可能性がある場合や保護者の安全配慮の怠りである場合等でも、子どもの生命に係わる危険性や後遺障害を残す可能性等に考慮し、児童相談所は、子どもの最善の利益を守るために「子どもの安全」を最優先に対応を判断することが必要である。

(2) 通告受理時の対応

① 通告元の医療機関への対応

医療機関からの通告受理時には、子どもの安全が確保されていることを確認した上で、速やかに通告元の医療機関に赴き、以下の内容を聴取する。

- ・通告に至った経過、及びその理由
- ・子どもの状況（病状やけがの程度、検査結果と今後の検査予定、病状の推移、治療方針、入院期間の見込み等）
- ・現時点での子どもの居場所（入院／在宅）
- ・施設内の状況（付き添いの有無／面会の状況等）
- ・受診や救急搬送時の状況
- ・子どもの状況（発育・発達の程度、基礎疾患の有無、アレルギーの有無、受傷機転に関する子どもの説明内容、医療機関受診時の保護者への反応等）
- ・受傷機転の推定（子どもや保護者が述べる受傷機転とけがや病状の程度と整合性）
- ・診療した医師、院内虐待対応組織の診断結果や見立て³

2 シェイクン・ベビー・シンドローム（Shaken Baby Syndrome=SBS）とは、子どもの頭部が暴力的に揺さぶられることによって、回転性の著しい加速と減速が繰り返されることにより生じる頭部外傷を指す用語として用いられてきた。

3 各診療科における最新の診断基準等については様々なものがあるが、最新の知見については関係学会のホームページ等で確認できる。

- ・医療機関から保護者への診療所見の説明内容
- ・保護者の状況（保護者（父母）や親族の関係性や様子、受傷機転や受診に至る時間経過に関する説明内容、医療機関受診時の様子・態度や子どもへの接し方、医師の説明に対する反応や看護師、医療関係者への態度等）

子どもはけがの回復が早く、時間経過によって状態が変わりやすいことから、けがの状態によらず通告受理後は速やかに診察を依頼する必要がある。子どもの体表の外傷の有無、頭部や頭部以外のけがの状態、脳内の出血傾向等を把握するため、医療機関に病状やあざ、傷の画像撮影、検査結果等の提供を依頼する⁴。

医療機関から聞き取る際は、医療情報の理解を深めるため、可能であれば保健師等の医療スタッフと児童福祉司との組み合わせで聞き取ることが望ましい。

また、基礎情報として、家族構成、乳幼児健康診査の情報、保育所等の福祉サービスの利用情報、要保護児童対策地域協議会における援助過程や医療機関の受診歴等の情報を市町村等から収集し、虐待のリスク因子を総合的に判断する。

さらに、今後行うべき事項を検討するため、児童相談所と医療機関がとる次の対応について認識をすり合わせる。例えば、児童相談所に通告したことについて保護者への説明はすでに行われているか、児童相談所が一時保護をした場合に告知をいつ、どこで、どのように保護者に行うのか（子どもが入院中であれば医療機関において実施可能かどうか）、警察に通報しているか等を確認して、児童相談所と医療機関の役割分担を検討する。

② 保護者を中心とした家族への対応

保護者に受傷機転を尋ねると、様々な状況での説明がなされることが多い⁵。頭蓋内の頭部損傷では、体表的には受傷の程度が分かりづらく虐待による受傷か否か判断が難しいため、まずは保護者からの聴き取りを優先して行う。子どもが受傷した直後の保護者は気が動転し、明確かつ整合性のある受傷状況を説明できないこともあるため、受傷に至る様々な可能性を考慮した上で、子どもの受傷に直面している保護者に寄り添いつつ丁寧な聴き取りを行うことが重要である。その際、保護者を一方的に非難し、加害の有無についてのみ追及すると、保護者との対立関係を深めることとなり、関係性の構築や家族の背景を知ることが難しくなる可能性がある。保護者には子どもの受傷を機に、子どもの再受傷を防ぎ、安全確保策を講ずる第一義的責任があり、児童相談所は保護者と共に子どもの安全を守る責任があることを伝え、保護者との協働体制を構築することが重要である。

家族に対する聴き取り内容としては、家族内の認識の違いや各々の思いも聴取できるよう、個別に以下の内容を確認する。

- ・受傷したときの状況や受傷するまでに子どもと家族がどのように過ごしていたか
- ・子どもの異変にいつ気が付いたか、また、その後の行動等について（経過と家族内の位置関係の情報）

⁴ どのような検査が行われるかは診察を行った医師の判断によるが、依頼によりMRI、CT、全身骨撮影を含めた画像検査、眼底所見、血液検査、全身体表の写真等の検査結果の情報提供を受けられる可能性がある。このうち、体表の全身撮影については、児童相談所から医療機関に対して、出来る限り所見のない部分も含めた全身撮影と局所写真の両方について、また、必要に応じて治療前後での画像撮影当主治医の医学的判断に基づいて可能な範囲でのデータ提供を依頼することも検討する。

⁵ 受傷機転の説明として、「見ていなかったのでわからない」、「ソファーやベッドから落ちた」、「つかまり立ち（座って）していて後ろ向きに倒れた」などの家庭内での転倒、低い場所からの転落や「年上のきょうだいが落とした、踏んだ、押した」などがある。

- ・過去の乳幼児健康診査の受診歴
- ・子どもの発育・発達や子育て、生活全般における困りごと
- ・育児の協力者（祖父母等の親族等）の有無 等

個別の聴取と併せて家庭訪問によって受傷の現場を確認するとともに、聴取した内容に基づいて人形を使用して受傷機転の再現を試みることで家族の認識の整合性をとることも対応の一つである。

また、保護者の説明を詳細に聞いていくと、時間の経過や状況の説明等で受傷機転の説明が変わることがある。説明内容の変化や家族それぞれの説明に異なる点があった場合には、説明が異なる点を具体的に押さえつつ、事実が語られているか慎重に判断することが重要である。

虐待を示唆する参考所見としては、

- ・家族それぞれの説明が異なる
 - ・身体能力等の発達レベルと合わないことを述べる
 - ・説明が途中で変化する
 - ・きょうだいのせいにする
 - ・傷の態様が受傷機転の説明では起きる可能性が少ない
 - ・医師の説明や内容の重篤さに無関心な態度をとる
- などがあるため、それらを念頭に置きながら聞き取っていく必要がある。

③ セカンドオピニオンについて

児童相談所が受傷機転に応じた再発防止策を検討するにあたり、AHTの場合は医師による診断が重要であるが、特に受傷機転が不明な場合に加えて、保護者が説明する受傷機転と医師が見立てた受傷機転に相違がある場合や、保護者が説明する受傷内容について児童相談所が調査を行い、受傷機転の再現等を行ったところ疑義が生じた場合等には、多角的な意見を得るために児童相談所が自ら主体的に複数の診療科等のセカンドオピニオンを受けることも重要である。

児童相談所がセカンドオピニオンを依頼するにあたっては、通告元である医療機関に相談し、必要な検査結果や診断内容の提供を依頼しつつ、セカンドオピニオン先で確認してほしい事項等について、児童相談所が明確に伝える必要がある。セカンドオピニオン先となる医療機関や通告元の医療機関との調整に時間を要すると、結果が出るまでケースワークを進められない場合もあるため、児童相談所内においてセカンドオピニオンを依頼する先を予め検討や提携しておくなどして、可能な限り迅速に依頼すると良い。また、児童相談所の社会調査等を踏まえ、通告元の医療機関、セカンドオピニオン先、サードオピニオン先が一堂に会し、再度の議論と判断をお願いする等、援助方針の検討に協力を得ることも有効である。

一方、地域にセカンドオピニオン先がない、または少ないことが課題の一つとされている。令和4年度より、児童相談所がAHT（疑いを含む。）事案の通告を受けて、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を求める場合や、そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合、関係学会において近隣等の医師を児童相談所に紹介する取組（「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保

に向けた取組の積極的な活用について」令和4年3月31日付け 子家発0331第5号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)⁶を開始しているので、必要に応じて積極的に活用していただきたい。

セカンドオピニオンの依頼には、CT画像の追加の処理（3D処理や別の断面や厚みでの画像再構築等）が必要となる場合があるので、通告元の医療機関や依頼先の医師等と相談して、必要な処理や全ての画像の保全を行っておくことが望ましい。

(3) 援助方針の検討

児童相談所がケースワークを進めるに当たっては、子どもの治療を最優先することを前提とし、医療機関による医学診断だけでなく、児童相談所による社会診断等や心理診断、行動診断とを併せて総合的に援助方針を検討していくことが重要である。AHTでは、特に受傷に至るまでの過程が明らかになるまでに時間を要することが多い。

子どもの安全策の確保を最優先した援助方針を検討し、その上で一時保護が必要と判断した場合には、保護者に一時保護について告知する際に子どもの安全が明確になるまで一時保護や調査が必要であることを説明するとともに、今後の一定の見通しについても児童相談所内で協議し、判断した根拠を逐次記録するなど明確化した上で、丁寧に説明することが重要である。なお、一時保護を決定した根拠や保護者に説明した内容については、保護者の反応や同意を含めて詳細に記録を残すことも継続的な関わりの中で必要になる。児童相談所が行う一時保護は、緊急保護とアセスメントの機能を有し、また、虐待対応においては、対応が後手に回ることで子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、子どもや保護者の同意が得られなくとも、子どもの安全確保のために一時保護は躊躇なく行う。一方、乳幼児期は特に保護者との愛着形成の過程において大きく影響する時期であり、親子分離が長期化することで親子関係の再構築に当たって課題を残す可能性もある。可能な限り援助方針の決定を慎重かつ速やかに行うなど愛着形成への影響が最小限となるよう十分に配慮する必要がある。

一時保護先としては、医療的なケアが必要な段階では医療機関への委託一時保護となるが、保護者が面会時に子どもに再危害を加えるおそれが大きいなど、保護者の状況によって子どもの安全が守れないと判断される時には、面会の制限について保護者に協力を求めるなども考えられる。一方、面会は親子関係のアセスメントを行う重要な機会であるだけでなく、乳幼児期の愛着形成にも影響することから、保護者との面会を実施する場合には児童相談所の職員や必要に応じて地域の保健師が立ち会うなど、子どもの安全が図れる体制を整えた上で可能な限り面会できるよう検討することが求められる。

また、医療機関から警察に通報している場合は、児童相談所の調査が警察の捜査と重複する場合もあるため、保護者と接触するタイミングや調査の内容、子どもの一時保護の時期等について警察と情報を共有する必要がある。なお、警察による事件化の有無と児童相談所による一時保護の実施の有無は、目的や判断基準が異なるため、必ずしも同様にはならない。

6 「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について」（令和4年3月31日 子家発0331第5号）では、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案（疑いを含む。）の通告を受けて、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合や、そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合に、近隣等の医師の児童相談所への紹介等、各学会の対応可能な協力内容を示している。

児童相談所は、警察による事件化の有無に関わらず、子どもの安全の確保を最優先とした調査と介入を継続して協議することが必要である。

(4) 子どもと保護者への支援と家族の再統合

保護者への支援として、育児環境が影響している場合は環境改善の支援、危険な遊びを放置するなど育児技術が乏しい場合は育児指導を行うなど、虐待のリスク要因への対応が必要になる。一時保護等により、子どもが分離された後の家族の再統合において、リスク要因が軽減されない場合は、より慎重を期す必要がある。

また、保護者が施設入所に同意する場合や同意せず児童福祉法 28 条の申立てによる場合も、リスク要因の軽減を図りながら、再統合の過程を進めていくことになる。その際、再統合のステップを保護者に図示するなど視覚化して説明すると、比較的理 解されやすい。

再統合の第一段階として面会を設定するが、児童相談所、施設職員等が同席して、子どもへの関わり方を慎重に観察、評価し支援していく。特に、受傷機転が特定できていない場合は、家族それぞれと子どもの関わり方を別々に観察する。その後、外出、短期・長期の外泊を経て家庭復帰となるが、特に外出や外泊を試みる際には、市町村と必要な連携を行いつつ、子どもや保護者等との面接の実施、外出や外泊後の子どもや保護者等の様子の変化を観察するとともに、外泊中には適宜家庭訪問を実施し、親子関係や子どもの生活の様子を丁寧に確認する必要がある。その際には、祖父母等の親族に加え、児童相談所や市町村をはじめ、地域の関係機関等も関わりながら、ステップが進むごとに保護者も参加した会議等で多角的な評価を行い、次のステップへ進む。

子どもの引き取りに際しては、要保護児童対策地域協議会等で地域の支援体制を十分に議論した上で、保護者も交えて親族の協力を得たり、病院への定期受診、保育所等の利用、保健師の訪問や各種在宅援助等の様々な支援を組み合わせたりし、複数の機関による支援体制を構築することでリスク要因を軽減する必要がある。

AHT（疑いを含む。）による一時保護等により、子どもが分離された後の家族の再統合の際には、今後の重篤な虐待の可能性を低減するため、子どもの安全を確保できる環境や養育体制（加害した疑いのある大人と二人きりにならない体制、保育所等の利用等地域の関係機関の支援体制の確保等）の方策を検討する。

また、保護者や親族との関係性には、子どもの生活がされた後に見えてくる課題もある。家庭に復帰してから、改めて子どもの養育環境や保護者に負荷がかかった状態の調査を行うなどの方策についても検討し、子どもの養育環境が安定するような予防策を実践しなければならない。

さらに、児童相談所は、子どもが家庭復帰した後も、居住している市町村や保育所等による関わりを引き続き持ちながら、安定的な子どもの養育を保護者が行っているか、継続的に確認するとともに、家庭側から困りごとの相談をしてもらう関係性の構築を行うことで、リスクサインを逃すことなく、早期に捉えて支援していくことが重要である。家庭復帰後の生活中では、家族関係や養育環境の変化により状況の悪化が起こりやすくなることもある。そのため、特に家庭復帰から 6 か月間程度等一定の期間はとりわけリスクが高まる期間とし

て市町村が頻回に家庭を訪問するなど、当該家庭への支援や子どもの安全確認を行うなど状況を注意深く確認していくことも重要である⁷。

以上のようにAHTの対応には固有の難しさがあり、医療関係者との緊密な連携と再統合過程における総合的かつ慎重な判断が児童相談所には求められる。

⁷ 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第12次報告」（201頁）において、入所措置解除時に保護者や養育環境等について、十分なアセスメントがなされぬまま家庭復帰をした後に虐待が発生した事例の検証、分析を行っているので適宜参考にすること。

15. 保護者が子どもに不必要的診察・検査・治療等を受けさせていることが疑われる事例への対応

保護者が、自分の子どもについて、症状を誇張する、虚偽の病歴を訴える、身体症状を捏造する、故意に怪我や疾患を引き起こす等の行為を用いることで、不必要で有害な、もしくは有害になりえる診察・検査・治療等を子どもが受けさせられている場合がある。保護者が、子どもの病気を心配する良い親を演じることで、自らのこころの安定をはかるために、周到かつ計画的に子どもを病人にしたてることも虐待の一形態である。これは、かつて「代理によるミュンヒハウゼン症候群」と称されることもあったが、Medical Child Abuseと称されるようになってきている。子どもを守るために親子分離が必要になる場合が多く、児童相談所と医療機関とが連携した対応が求められる。

保護者が子どもに不必要的診察・検査・治療等を受けさせている事例では、実際に子どもに薬を服用させるなどして症状を捏造する場合もあれば、けいれんが起きていないにもかかわらず医療機関に虚偽の報告をしたり、子どもの尿に血液等を混入させて血尿として受診するなどの模倣的な手法を用いたりする場合もある。症状を捏造する行為は、それ自体が子どもにとって危険であることは明らかであるが、虚偽の報告や模倣によっても、不必要的診察・検査・治療等を受けることにより、子どもに苦痛を与えることになる。

加害者の心理的なメカニズムとしては、子どもや医療システムを支配する満足を得ると同時に、大変な子どもを育てている献身的な保護者像を作り上げることを目的としていると考えられている。加害者は巧妙に周囲を操作することが多く、長年かかわっている主治医でさえ加害者の発言を信頼してしまう場合もあり、症状の虚偽や捏造を見抜くことが困難な場合も少なくない。また、加害行為を直接行っていない保護者についても、加害者の行為をある程度認識しているながら、それを否認したり無視したりすることで、加害を止める力を持たないことが多い。そのため、加害を行っていない保護者をキーパーソンとして位置付けることには困難を伴うことがあり、慎重な対応が求められる。

介入に際しては、身体疾患の可能性を完全に否定できない場合もあるが、子どもの安全を確保するために、医療機関と協議のうえ、一時保護により加害の疑いがある保護者と子どもを分離し、症状の消失を確かめることを検討する。医療的処置の継続が必要な場合は、医療機関への一時保護委託を検討する。児童の保護に著しい支障を来すと認めるときには、加害者の疑いのある保護者に居場所を知らせないなどの対応が必要となる場合もあるため、慎重な対応が求められる。児童虐待防止法第12条第3項により、一時保護が行われている子どもに対して当該子どもの保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該子どもと当該保護者との面会・通信を認めたとすれば当該子どもの心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときは、児童相談所長は、当該面会・通信の全部又は一部を制限することができるとされている。また、令和7年児童福祉法等改正法により新設された児童虐待防止法第12条第5項の規定により、児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。一時保護中の面会又は通信の制限や住所又は居所の秘匿については、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行について（児童虐待の防止等に関する法律等関係）」（令和7年8月29日付け こ支虐316号 こども家庭庁支援局長通知）を参照されたい。

また、子どもの一時保護に対して保護者が同意しないこともあるが、令和4年児童福祉法等改正法により、親権者の同意がない一時保護については、裁判官の審査を経なければならないこととする「一時保護時の司法審査」の仕組みに沿った対応となる。司法審査に関する対応については、「『一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル』について」（令和6年12月26日付け こ支虐第466号 こども家庭庁支援局長通知）参照のこと。

子どもに対しては、年齢や発達段階に応じた丁寧な説明をすることが重要である。しかし、保護者により自分の健康が害されていたという事実を認めない子どもも多い。そのため、安全・安心な環境を確保した上で、子どもへの丁寧な説明と心理ケアを行える体制を整えることが望ましい。一方で、加害者も加害の事実を認めない場合が多い。したがって、担当者は、再発の危険性が高いという認識を持ち、定期的に個別ケース検討会議を開催する必要がある。また、担当者が変わる時には、十分な申し送りがないと、安易な再統合で再発の危険をはらむことになる。通告時には子どもの状態が軽症であったとしても経過のなかで加害者の行為がエスカレートして生命の危機に陥ることもあるため、介入時期や介入方法を慎重に検討する必要がある。介入初期に虐待を疑った医療機関や、類似ケースを経験している専門性の高い医療関係者、児童虐待防止医療ネットワーク事業を実施している自治体においては、拠点病院等から継続的に助言を受け、子どもの安全を第一に対応することが望ましい。

16. 心中事例に対する考え方

(1) 重篤な虐待死としての「親子心中」

心中による虐待死は、子どもが保護者に殺害されるという様態に照らせば、虐待による死亡である。

心中事例は、死亡した子どもの年齢層にばらつきがあり、多くの関係機関が関与していたものの、要保護児童対策地域協議会ケースとして継続的な支援をしていた事例が少ないとから、これまでの関与状況の中でリスクを察知できなかつたとする事例が多い。

子ども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第5次報告から第20次報告にて調査した心中事例をみると、約4割を占めている。なお、心中による虐待死には子どもは死亡し加害者が生存している事例が含まれる。

以下、同専門委員会による第21次報告の特集「心中事例とその背景について」の内容を中心に、心中による虐待死の特徴及び心中による虐待死の発生を予防する方策について記載する。

(2) 心中による虐待死の特徴

被害を受ける子どもは、「心中以外の虐待死」の大多数が乳幼児であるのと異なり、各年齢層にまたがって出現している。さらに、事例数の割に死亡人数が多いこと、すなわち一事例で複数の子どもが殺害されてしまう場合が多いことも、「心中による虐待死」の特徴の一つである。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によると、加害の手段としては、「頸部絞厄による窒息」や「中毒（火災によるものを除く）」等が多いが、「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」や「溺水」等もある。

主たる加害者は、「実母」が356人（66.9%）、「実父」が100人（18.8%）で、両方合わせて85%以上となっており、心中以外の虐待死と比較すると「実母の交際相手」等の割合が低いことが心中事例の特徴の一つである。加害者が実母のみの場合、加害の動機としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」、「育児不安や育児負担感」が実父のみに比べて高い。実父による心中では、加害動機として、「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」、「経済的困窮（多額の借金など）」、が実母のみに比べて高い。

子ども本人を見ているだけでは心中の可能性に思い至ることが難しいので、支援する側は、日頃から家族や保護者の状況を多角的に把握するよう努めることが重要である。心中の可能性を子ども自らが把握し回避することは難しいと思われるが、保護者の抱える課題や生きづらさについて子ども本人も把握している可能性があるので、子どもが家庭の悩みを話せる場を整えていくことも重要である。

(3) 心中による虐待死の発生を防止するために

心中事例の背景には、保護者の精神状態、経済的な問題、夫婦間のトラブル、育児不安等の問題が重なっていることも多く、関係機関は、心中に至る前にこうした家族の問題を適切に把握し、支援につなげる必要がある。

心中事例については前述のとおり継続的な支援をしていた事例が少ないとから、心中以外と比べて検証が行われていない割合が高い。また心中事例では心中以外より関係機関の関与が少ない傾向にあることから、関連する情報収集や調査が困難であることが考えられるが、事前にハイリスク者の発見・心中の防止が難しいことからこそ、保護者を含めた家族全体を捉え発生原因の検証を十分に行うことで、心中に至る前の発見や支援のあり方を検討していく必要がある。

第4章 虐待重大事例に学ぶ

1. 検証の必要性と枠組み

児童虐待防止法が制定されて以降、同法は児童虐待の防止等を図るため、社会の実情に合わせて児童福祉法とともに改正が行われてきた。平成16年児童福祉法等改正法により、児童虐待防止法において、「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見の方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。」として、児童虐待による重大事例の検証が国及び地方公共団体の責務として明記された。

この条項に基づき、国においては、平成16年10月に厚生労働省社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、令和5年4月からはこども家庭庁こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において重大事例の検証を行っている。

地方公共団体における検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付け 雇児総発第0314002号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知、最終改正令和7年3月28日付け こ支虐第126号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）にて、地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証作業の参考となるよう、検証の基本的な考え方や検証の進め方等を示している。

子どもの生命、権利を守ることは、国や地方公共団体のみならず、国民全体の責務である。重大事例を分析・検証し、問題点・課題を明らかにするとともに、これらを踏まえて具体的な対応策を検討することが重要である。

2. 国による児童虐待による死亡事例等の検証について

(1) 検証について

国においては、こども家庭庁こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置し、児童虐待による死亡事例等の検証を行い、例年「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」としてとりまとめ公表している。

当専門委員会による検証報告書は、虐待の大きな動向がつかめると同時に、他地域で発生した事例の詳細を学び、自らの地域の対策につなげることが可能である。専門委員会の検証報告についても、地方公共団体の検証報告と併せて、現場で対応に当たる関係者の方々の対応能力の向上に資する一助として活用することが求められる。

(2) 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（専門委員会報告書）を踏まえた再発防止のための検証の視点

① きょうだいへの虐待歴のある家庭の事例

きょうだいへの虐待歴のある家庭においては、きょうだいの虐待発生のメカニズムを理解し、家庭内の構造的問題（例えば養育上の価値観や問題意識の希薄化等）が解決しない限り、他のきょうだいにも同様のことが起こる危険性を考慮しなければならない。同居している他のきょうだいに加え、きょうだいへの虐待が発生した後に出生又は新たに同居となった他のきょうだいを含めた家庭全体のアセスメントの実施を経て、同様の状況に陥らないための予防措置のための支援を行うことについても検証することが不可欠である。

② DVが背景にある事例

DVが背景にある家庭においては、実父母の間にパワーバランスの不均等、支配的な関係性があることを認識した上で、DVが及ぼす子どもの心身への影響の理解が必要である。子どもが直接DVを目撃していないなくても、暴力を受けている親の養育能力の低下や加害者が強いる子どもへの不適切な養育、子どもの成長発達へ及ぼす影響を踏まえた検証を行うことが求められる。

③ 転居を繰り返し、複数の地方自治体が関与していた事例

事件発生の直前における関係機関の関与状況に限ることなく、虐待発生の要因や転居前後の関係機関のケースの引継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を検証し、再発防止につなげることが重要である。転居前後に關係した地方自治体においては、相互の協力のもと検証を行うことが求められる。

なお、複数の地方自治体が関与していた事例には、事実関係の把握にあたり、関係自治体間での資料提供等の情報共有が必須であり、関係自治体で事前に協議し、円滑な検証実施に向けた協力・連携に努めることが重要である。

④ 心中事例

心中事例においては、事前に虐待が把握されていることは少なく、関係機関の関与も少ない傾向にあることから、関連する情報収集や調査が困難であることが考えられるが、事後に可能な限り事例の収集・把握を徹底し、その分析・検証を十分に行うことで心中に至る前の発見や支援のあり方を検討していく必要がある。

特に心中未遂となった場合にはその後関係機関の関与が可能であることから、経緯や要因について把握し、再発防止に努めることが重要である。

【参考】子どもの安全が守られないという結果に向かう分岐点について

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第20次報告」では、「児童相談所や関係機関の対応過程においてどこに「子どもが死亡する（子どもの安全が守られない）」という結果に向かうポイント（分岐点）」があったのかについて分析・考察している。

対応過程における分岐点や、分岐点において何が起こっていたのか、何が影響していたのかを意識した上でケースへ対応することで、子どもの安全が守られる対応ができると考えられるため、参照されたい。

⑤ 子どもの安全が守られないという結果に向かう分岐点

同報告の中では、子どもの安全が守られないという結果に向かう分岐点として、下記の四つが整理されている。

分岐点1：ケースの初期認識（不自然さへの気づき）

分岐点2：情報に基づくケースの再定義

分岐点3：「子ども虐待対応の原則」の実施における相互確認と修正

分岐点4：変化するリスクと家族が示すリスク・ニーズのサインの発見

各分岐点において、適切なケース会議等が行われ、支援方針の決定や修正が行われることで、子どもの安全が守られると考えられる。特に、分岐点4を過ぎると、虐待対応の形骸化が起こることが考えられ、子どもの安全を守ることが難しくなることが示唆された。分岐点4に至るまでに、子どもの安全が守られないケースワークに陥ることを避ける必要がある。

⑥ 対応過程において対応の転機を分ける要素

対応経過において対応の転機を分ける要素として、関係機関との連携、支援機関が陥りやすいバイアス、虐待対応機関の体制上の問題に関する事項が挙げられた。

（ア）関係機関との連携

○情報共有の不備

援助方針を検討、決定する場面において、関係機関間における情報共有の不備があると関係機関間において危機意識が引き継がれないほか、情報に不備がある状態でリスクアセスメントを実施することとなり、適切な援助方針の判断ができなくなる可能性がある。

特に、保護者が支援機関を拒否する場合や親子関係以外の大人が虐待を行っている場合においては、単独の部署だけでは情報の把握が難しいことから、虐待リスクの予見や継続的な支援に向けて、関係機関間における早期からの情報共有が鍵となることが推察される。

○関係機関間の連携の難しさ

主担当機関が関係機関の意見を軽視しアセスメントに取り入れないなど、主担当機関における連携への意識不足等が推測される。

一方で、関係機関が危機意識を持っていた場合でも、意見や連携をもちかけることにはハードルがあることも課題として考えられる。

○責任の所在と役割分担の不明確さ

児童虐待による死亡事例等においては、家庭の抱える問題は多重であり、複数の支援機関が関与する事例が多い。しかし、多くの支援が展開される中で、各支援機関の役割が不明確である場合や他の支援機関に判断を委ねている状況が見受けられる。中心となる支援機関はどこなのか明確にすることが求められる。

○要保護児童対策地域協議会における課題

要保護児童対策地域協議会により一定程度の情報共有が実施されていたり、進捗状況に応じて支援方針や役割分担を見直すなどの進行管理機能の役割を担っていりした場合においても、十分に認識されていないケースもあり、要保護児童対策地域協議会の活用や運営がその後の対応を分ける要因となっていることが考えられる。

(イ) 支援機関が陥りやすいバイアス

- ・初期アセスメントにとらわれ、硬直化・固定化させてしまう「初期アセスメントの硬直化バイアス」
- ・初期アセスメントに適合するような情報を選択して収集してしまう「初期アセスメントの適合選択的情報収集バイアス」
- ・保護者との関係性を優先するあまり的確なアセスメントができなくなってしまう「関係性を壊したくないバイアス」
- ・過去に同様のケースで問題がなかったため大丈夫だと思い込んでしまう「過去同様案件あり大丈夫バイアス」
- ・他にも同じようなケースがあるので大丈夫だと思い込んでしまう「ほかの同様リスクケースも大丈夫バイアス」
- ・死亡事例等の重大事案が発生する前に起こることの多いインシデントを見落としてしまう「重大事案発生前のインシデントの見落としバイアス」

(ウ) 虐待対応機関の体制上の問題

○虐待対応機関のケース数の増加

支援機関の多忙さや余裕のなさによって、48時間以内の安全確認の実施の怠りや会議体での情報共有や引継ぎの実施がない、形式的な進行管理により家族の状況変化を把握できないといったことが、子どもの安全が守られない対応経過の要因の一つになっていることが示唆された。

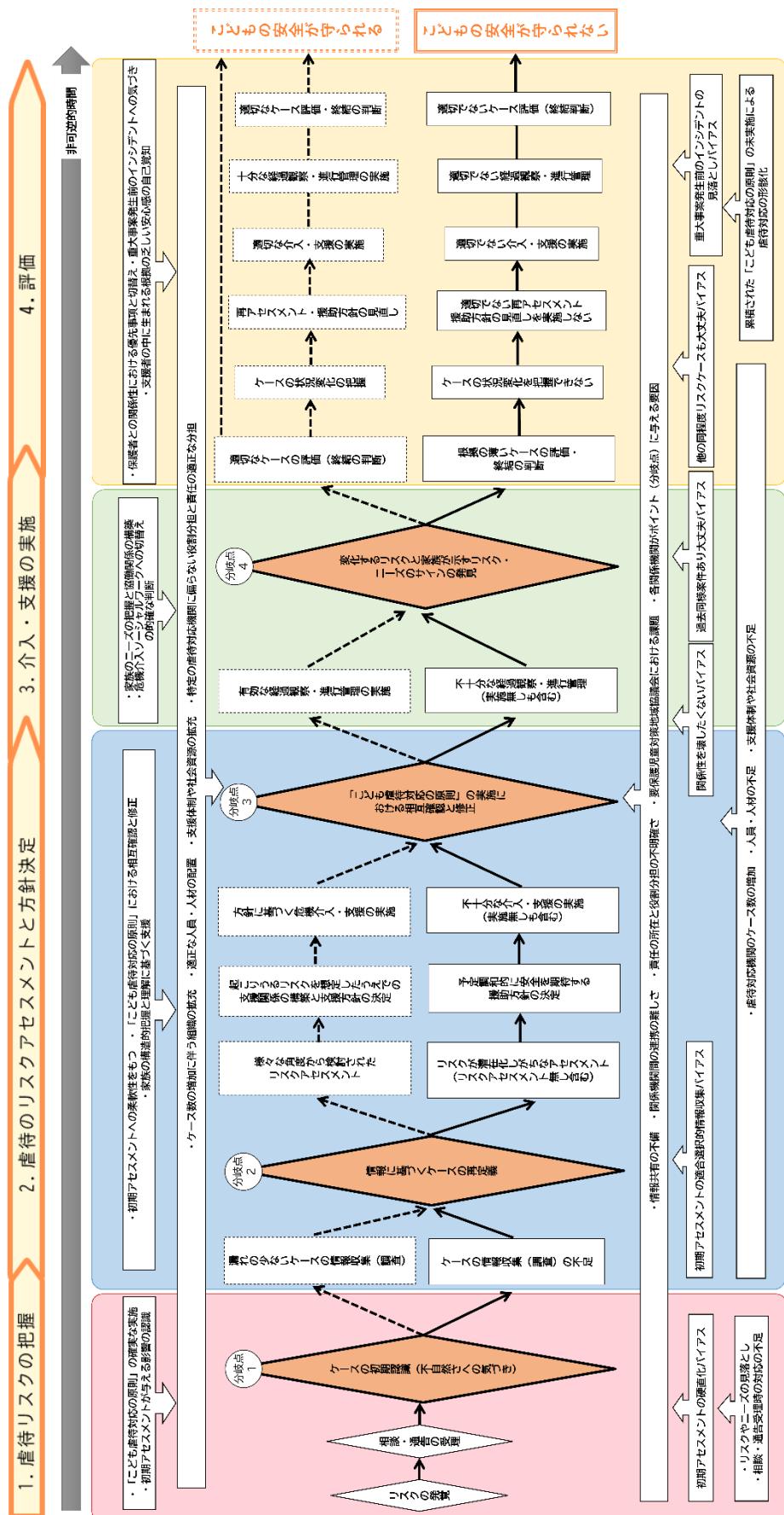
○虐待対応機関の人員・人材の不足

虐待対応機関の人員・人材の不足により、スーパービジョンの機会がない、専門的知見を持ってケースを正しく見立てられないことが考えられた。また、保護者が支援機関を拒否しているケースや保護者がメンタルヘルスの課題を有していることや背景にDVがあるケース、複合的な課題を抱えるケース等の複雑困難な事例に対応できる支援者が乏しいことが、子どもの安全が守られない対応過程の要因の一つになっていることが示唆された。

○支援体制や社会資源の不足

関係機関を含め、社会全体で様々な面において、子どもや家族を支える資源や体制がいまだ十分に整っていないことが、子どもの安全が守られない対応過程の要因の一つになっていることが示唆された。

特集 全体統合図 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について第20次報告」



3. 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証については、「「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の全部改正について」（令和7年3月28日付け こ支虐第126号 こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）にて、検証の基本的な考え方や検証の進め方等を示している。

また、数年間検証がない地方公共団体の場合は、検証の方法論が積み重なっていかない状況にあることを踏まえ、地方公共団体の検証がより有効なものになるように、また現場の担当者の迷いに対応できるように、という目的から「都道府県・指定都市・特別区・児童相談所設置自治体 子ども虐待重大事例検証の手引き」（平成29年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究」（研究代表者：奥山眞紀子））が作成されているので、併せてご参照いただきたい。

なお、地方公共団体が行った児童虐待による死亡事例等の検証報告書について、国が受理したもののうち、作成した地方公共団体に掲載の了承を得たものは、子どもの虹情報研修センターウェブサイトへの掲載を依頼しているので、併せてご参照いただきたい。

以下に、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」通知の内容を一部掲載する。具体的な検証方法や検証の進め方については通知を参照のこと。

(1) 検証の目的

児童虐待防止法において「国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。」と規定されている。

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にすること。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下、本章同じ。）とする。検証の対象事例に直接関係した市町村（要保護児童対策調整機関）、児童相談所等は当該検証作業に参加・協力すること。

また、市町村（要保護児童対策調整機関）や児童相談所等、関係機関が再発防止策を検討する観点から独自に検証を行うことも重要である。この場合、都道府県が検証に参加・協力すること。

なお、市町村又は児童相談所等が独自に検証を行う場合も事実関係の確認や今後の方向性等については都道府県と連携、情報共有の上、行う必要がある。

(3) 検証組織

検証組織は、その客觀性を担保するため、都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県においては、地方社会福祉審議会）の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに隨時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。

(4) 検証委員の構成

検証委員は外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や医療機関、警察等の関係者の参加を求めるとも検討する。

(5) 検証対象の範囲

児童虐待による死亡事例全てを検証の対象とすることが望ましい。心中事例についても、保護者がこどもを殺害するという様態に照らせば、虐待による死亡であり、検証の対象とすること。

死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる場合は、併せて検証の対象とすること。

また、地方公共団体が虐待による死亡であると断定できない事例であっても、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の再発防止のための改善策を講じるため、併せて検証の対象とすることが望ましい。

関係機関の関与が薄い、又は、無い事例（例えば、関係機関の関与が無いまま生後まもなく死亡した事例等）においても検証実施の可否について検討し、再発防止のために関係機関の相談支援につながらないまま死亡に至った経緯も含めて検証することも必要である。

(6) 検証に関する会議の開催

虐待による死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましい。複数事例が近接した時期に発生している場合等においては、複数事例を合わせて検証する方法も考えられる。

児童虐待による死亡事例等の検証という特性から、会議内容には個人を特定する情報が多数含まれ、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあることなどから、会議は非公開とすることができます。

(7) 報告等

個人が特定される情報を削除する等、プライバシー保護について十分配慮した上で、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ都道府県に報告するものとする。

都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織に報告するものとする。また、検証組織は都道府県の取組状況の報告を基に評価を行い、都道府県に報告するものとする。

都道府県は、検証組織の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行うこととする。

都道府県においては、検証結果について、公表後速やかに国に報告するものとする。なお、国においては、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8条第8項において「こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。」と規定されている。

事例によっては、こども家庭庁において速やかに情報把握を行う観点から、地方公共団体における死亡事例等の検証に関する会議へのオブザーバーとしての出席（職員の派遣）について個別に依頼があるのでご協力願いたい。

第5章 関連資料

1. こども虐待への取組の沿革

(1) 児童虐待の防止等に関する法律の制定前

我が国では、昭和8年に旧児童虐待防止法が制定されている。昭和22年の児童福祉法制定に伴い旧児童虐待防止法は廃止されたが、児童福祉法第34条には旧児童虐待防止法の禁止事項が掲げられている。当時のこども虐待の背景には絶対的な貧困と儒教的家父長的家族制度に基づく「私物的我が子觀」があり、幼いこどもがその犠牲になった。

昭和48年には、厚生省が「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」、昭和51年には大阪府児童相談所による「虐待をうけた児童とその家族の調査研究」、昭和58年には「児童虐待調査研究会による調査」、昭和63年と平成8年には全国児童相談所長会による「家庭内虐待調査」が実施されている。

平成元年、国連総会で「児童の権利に関する条約」が採択された。その第19条1に「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、および教育上の措置をとる。」と明記された。国際条約の中に初めてこども虐待やネグレクトが明記されたことは画期的なことであった。

当時の厚生省でも、平成2年度から児童相談所における虐待を主訴とする相談処理件数（現在は相談対応件数としている。）を厚生省報告例（現在は福祉行政報告例）により公表するとともに、平成8年度には「児童虐待ケースマネージメントモデル事業」を北海道、栃木県、神奈川県、愛知県、大阪府、山口県、香川県、北九州市の8道府県市において実施し、こども虐待対応における機関連携を推進することとした。さらに同年度、「子ども虐待防止の手引き」を作成し、学校、保育所、保健所、警察、民生・児童委員（主任児童委員）等、関係機関による児童相談所への通告等を促すこととした。

平成9年度には児童福祉法が制定後50年ぶりに大幅に改正され、児童相談所が施設入所等の措置を探るに当たって一定の場合には都道府県児童福祉審議会の意見を聴取することとされ、児童相談所における措置決定の客観化を図るとともに、こども虐待等複雑・多様化するこども家庭問題に児童相談所が的確に対応できるよう児童相談所を専門的にバックアップする仕組みが講じられた。さらに、同法の改正では、地域に密着したきめ細かな相談支援を通じて問題の早期発見・早期対応を図るための「児童家庭支援センター」が創設された。

また、同年6月には一部疑義のあった児童福祉法について解釈の明確化を図るとともに、こどもの福祉を最優先した積極的な取組を促す通知が発出された（「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」平成9年6月20日付け 児発第434号 厚生省児童家庭局長通知）。

さらに、同年10月には、要保護児童対策地域協議会の原点となる児童虐待防止市町村ネットワーク事業（「子どもの心の健康づくり対策事業について」平成9年9月29日付け 児発第610号 厚生省児童家庭局長通知）が創設され、市町村においても児童虐待対策の取組を行う方向付けがなされた。

平成 10 年 3 月にも、虐待問題に対する市町村による広報啓発活動や児童相談所における夜間休日の対応体制の必要性等を盛り込んだ通知が出されている（「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」平成 10 年 3 月 31 日付け 児企第 13 号 厚生省児童家庭局企画課長通知）。また、同時に法改正や子ども虐待の増加等に児童相談所が的確に対応できるよう「児童相談所運営指針」が大幅に改定された。

平成 11 年 3 月には、子ども虐待の対応において中心的な役割を担う児童相談所や児童福祉施設における対応のあり方について、これまでの通知等の趣旨を踏まえつつ具体的に解説した本手引き書が作成された。

また、同年 5 月に、18 歳未満の子どもに対する性的搾取や性的虐待が子どもの権利を著しく侵害し、子どもの心身に有害な影響を及ぼすことから、児童買春や児童ポルノに係る行為等を禁止、処罰するとともに、子どもの権利を擁護するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成 11 年法律第 52 号）が成立し、11 月 1 日に施行された。

(2) 児童福祉法制定以降の児童虐待防止対策に関する法改正の経緯

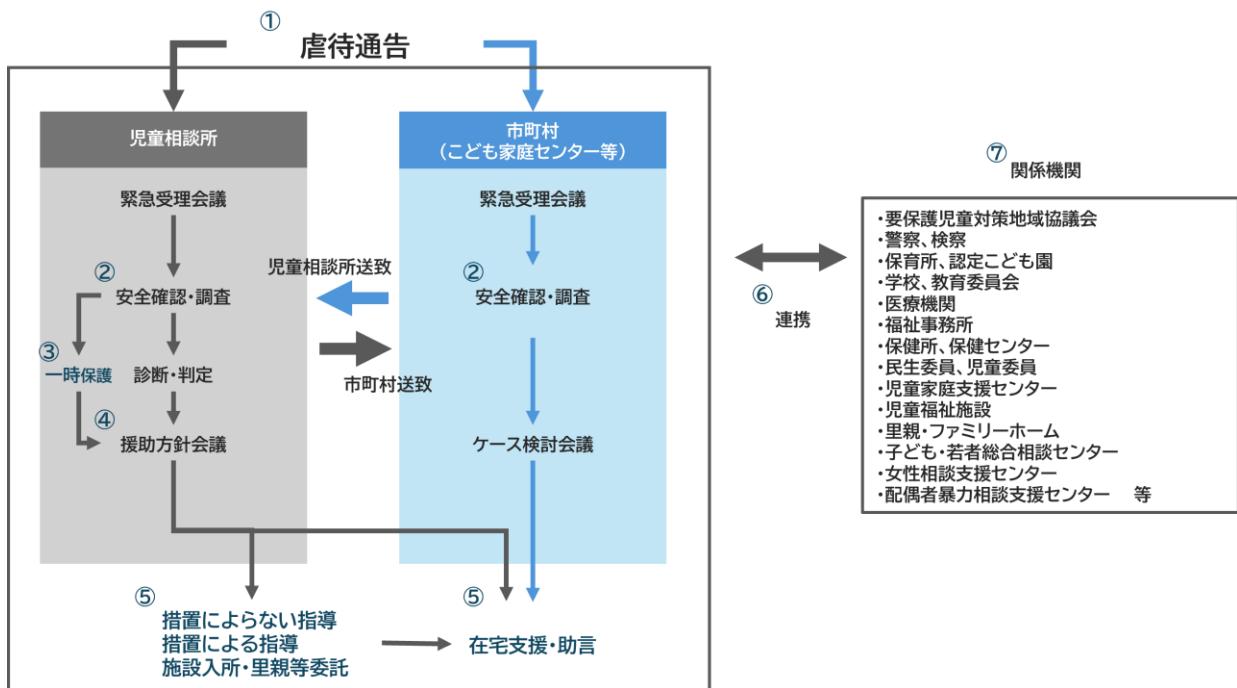
平成 12	◇児童虐待の防止等に関する法律の制定 (児童虐待防止法制定)	平成12年11月20日施行
	◇児童虐待の定義 ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待 ◇住民の通告義務 ◇立入調査 ◇児童虐待の早期発見 ◇警察官の援助について明記	
平成 16	◇児童虐待防止法の改正 ○児童福祉法の改正	平成16年10月1日 施行 平成17年1月1日 施行(●印を除く)
	◇児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待の放置をネグレクトと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義） ◇通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象） ◇面会又は通信の制限 ○市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し通告先に追加） ●要保護児童対策地域協議会の法定化（H17年4月施行） ○司法関与の強化 ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化（入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能）	
平成 19	◇児童虐待防止法の改正 ○児童福祉法の改正	平成20年4月1日 施行 平成20年4月1日 施行
	◇児童の安全確認義務 ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化 ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化 ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 ○要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化	
平成 20	○児童福祉法の改正	平成21年4月1日 施行(●印を除く)
	○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ○要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大 ●里親制度の改正等家庭的養護の拡充（H21年1月施行） ○被措置児童等に対する虐待の対応の明確化	
平成 23	□民法の改正 ○児童福祉法の改正	平成24年4月1日 施行(一部を除く)
	□親権の停止制度の新設 □○親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し ○施設長等の権限と親権との関係の明確化 □法人又は複数の未成年後見人の許容 ○里親等委託中等の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行	
平成 28	◇児童虐待防止法の改正 ○児童福祉法の改正	平成29年4月1日 施行(一部を除く)
	○△児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化 ○市町村・児童相談所の体制強化 ・子育て世代包括支援センターの法定化（母子保健法の改正） ・市町村における支援拠点の整備（努力義務） ・要保護児童対策地域協議会の機能強化（専門職の配置等） ・児童相談所設置自治体の拡大（特別区を追加） ・児童相談所への①児童心理司②医師又是保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士の配置又はこれに準ずる措置 ○都道府県（児童相談所）の業務に、里親支援、養子縁組の相談・支援 ○△満二十歳未満の者への措置等の対象拡大	
平成 29	○児童福祉法の改正 ◇児童虐待防止法の改正	平成30年4月2日 施行
	○虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 ○家庭裁判所による一時保護の審査の導入 △接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等	
令和 元	○児童福祉法の改正 ◇児童虐待防止法の改正	令和2年4月1日 施行(一部を除く)
	△体罰禁止の法定化 ○児童相談所の体制強化等・設置促進 ・介入的対応と保護者支援を行う職員の分離等 ・常時弁護士による助言・指導、医師・保健師の配置 ・児童相談所の業務評価（努力義務） ・保護者への指導（努力義務） ・児童相談所の管轄区域についての参酌基準 ○△関係機関間の連携強化 ・要保護児童対策地域協議会の求めに応ずる努力義務 ・婦人相談所職員等についての児童虐待の早期発見（努力義務） 等	
令和 4	○児童福祉法の改正の改正	令和6年4月1日 施行(一部を除く)
	○こども家庭センターの設置努力義務化 ○一時保護所の設備運営基準策定 ○意見表明等支援事業等の創設 ○こども家庭ソーシャルワーカーの新設（児童福祉司の任用要件への追加） ○一時保護時の司法審査導入 等	
令和 7	○児童福祉法の改正 ◇児童虐待防止法の改正の改正	公布から6月以内 施行 公布から1年6月以内 施行
	△一時保護中の児童に虐待を行った疑いのある保護者に対する面会通信制限の規定の整備 ○一時保護委託の登録制度の創設 等	

2. 関連通知等

(1) 児童虐待防止対策に関する通知等

名称	発出年月日	文書番号・発出元
児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について	平成9年6月20日	児発第434号 厚生省児童家庭局長通知
新たなルールのポイント	平成31年2月28日	内閣府男女共同参画局、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省子ども家庭局
児童虐待防止対策における対応の主な留意点について	平成31年2月28日	子発0228第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知
児童虐待防止対策におけるルールの徹底について	令和元年6月7日	子発0607第4号 厚生労働省子ども家庭局長通知

(2) 児童虐待防止対応に関する通知等



○児童虐待防止対応全般に関する通知等

名称	発出年月日	文書番号・発出元
児童相談所運営指針について	平成2年3月5日	児発第133号 厚生省児童家庭局長通知
「こども家庭センターガイドライン」について	令和6年3月30日	こ成母第142号・こ支虐第147号 こども家庭庁成育局長、支援局長通知
一時保護ガイドラインの全部改正について	令和6年3月30日	こ支虐第165号 こども家庭庁支援局長通知

① 虐待通告に関する通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
①-1	<u>「体罰等によらない子育てのため に」の周知・啓発について</u>	令和2年2月21日	子発 0221 第6号、障発 0221 第 1号 厚生労働省子ども家庭局 長、社会・援護局障害保健福祉部 長通知
①-2	<u>市町村及び児童相談所における虐待 相談対応について</u>	令和4年10月6日	子発 1006 第3号 厚生労働省子 ども家庭局長通知

② 安全確認・調査に関する通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
②-1	<u>居住者が特定できない事案における出 頭要求等について</u>	平成22年8月26日	雇児総発 0826 第1号 厚生労働 省雇用均等・児童家庭局総務課 長通知
②-2	<u>児童虐待の通告者及び通告内容等の情 報管理について</u>	平成22年11月19日	雇児総発 1119 第1号 厚生労働 省雇用均等・児童家庭局総務課 長通知
②-3	<u>「虐待通告のあった児童の安全確認の 手引き」について</u>	平成22年9月30日	雇児総発 0930 第2号 厚生労働 省雇用均等・児童家庭局総務課 長通知 ※別添として、「虐待相談・通 告受付票」、「子ども虐待評価チ ェックリスト」、「警察への援助 依頼様式」、「出頭要求告知書様 式」、「告発状様式」、「臨検・捜 索許可状請求書様式」あり
②-4	<u>「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及 び住民票の写し等の交付並びに戸籍の 附票の写しの交付における児童虐待の 被害者等の保護のための措置」につい て</u>	平成24年9月26日	雇児総発 0926 第1号 厚生労働 省雇用均等・児童家庭局総務課 長通知
②-5	<u>養育支援を特に必要とする家庭の把握 及び支援について</u>	平成24年11月30日	雇児総発 1130 第1号・雇児母 発 1130 第1号 厚生労働省雇用 均等・児童家庭局総務課長、母 子保健課長通知
②-6	<u>養育支援を特に必要とする家庭の把握 及び支援の徹底について</u>	平成25年6月11日	雇児総発 0611 第1号・雇児母 発 0611 第1号 厚生労働省雇用 均等・児童家庭局総務課長、母 子保健課長通知
②-7	<u>居住実態が把握できない児童への対応 について</u>	平成27年3月16日	総行住第33号・26初初企第53 号・雇児総発 0316 第1号 総務省自治行政局住民制度課 長、文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課長、厚生労 働省雇用均等・児童家庭局総務 課長通知
②-8	<u>児童虐待の防止等に係る児童等に關す る資料又は情報の提供について</u>	平成28年12月16日	雇児総発 1216 第1号 厚生労働 省雇用均等・児童家庭局総務課 長通知
②-9	<u>児童虐待に係る児童相談所と市町村の 共通リスクアセスメントツールについ て</u>	平成29年3月31日	雇児総発 0331 第10号 厚生労 働省雇用均等・児童家庭局総務 課長通知 ※別紙として「児童相談所と市 町村の共通リスクアセスメント ツール」あり

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
②-10	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）の施行に係る Q&A の再送付について	平成 30 年 7 月 6 日	厚生労働省子ども家庭局、家庭福祉課虐待防止対策室 事務連絡
②-11	<u>養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について</u>	平成 30 年 7 月 20 日	子家発 0720 第 5 号・子母発 0720 第 3 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知
②-12	<u>児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について</u>	令和 4 年 4 月 18 日	子家発 0418 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知
②-13	<u>児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の実施に当たっての記憶の汚染防止等の留意点について</u>	令和 5 年 12 月 12 日	こ支虐第 213 号 こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知

③ 一時保護に関する通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
③-1	<u>児童福祉施設等における児童の安全の確保について</u>	平成 13 年 6 月 15 日	雇児総発第 402 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知
③-2	<u>一時保護中の子どもの権利擁護について</u>	令和元年 7 月 29 日	子発 0729 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局長通知
③-3	<u>「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」について</u>	令和 6 年 12 月 26 日	こ支虐第 466 号 こども家庭庁支援局長通知
③-4	<u>児童相談所及び児童福祉施設等における一時保護中の保護者対応等について</u>	令和 7 年 6 月 6 日	こ支虐第 231 号・こ支家第 280 号 こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、家庭福祉課長通知
③-5	<u>児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行について（児童虐待の防止等に関する法律等関係）</u>	令和 7 年 8 月 29 日	こ支虐第 316 号 こども家庭庁支援局長通知

④ 保護者対応に関する通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
④-1	<u>児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について</u>	平成 20 年 3 月 14 日	雇児総発第 0314001 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 ※別添として「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」あり
④-2	<u>「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について</u>	平成 24 年 3 月 9 日	雇児総発 0309 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
④-3	<u>児童福祉法第 47 条第 5 項に基づき児童福祉施設の長等が緊急措置をとった場合の都道府県知事又は市町村長に対する報告について</u>	平成 24 年 3 月 27 日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、保育課長、母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知
④-4	<u>児童福祉法第 28 条に基づく審判前の勧告等について</u>	平成 30 年 7 月 20 日	子発 0720 第 9 号 厚生労働省子ども家庭局長通知

⑤ 施設入所・里親等委託、措置解除、在宅支援に関する通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
⑤-1	<u>児童自立生活援助事業の実施について</u>	平成 10 年 4 月 22 日	児発第 344 号 厚生省児童家庭局長通知
⑤-2	<u>被措置児童等虐待対応ガイドラインについて</u>	令和 7 年 9 月 25 日	こ支虐第 360 号・こ支家第 398 号・こ支障第 357 号 こども家庭庁支援局虐待防止課長・家庭福祉課長・障害児支援課長通知
⑤-3	<u>里親委託ガイドラインについて</u>	平成 23 年 3 月 30 日	雇児発 0330 第 9 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
⑤-4	<u>措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について</u>	平成 24 年 11 月 1 日	雇児総発 1101 第 3 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
⑤-5	<u>里親養育包括支援（フォスターング）事業の実施について</u>	平成 31 年 4 月 17 日	子発 0417 第 3 号 厚生労働省子ども家庭局長通知
⑤-6	<u>「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」について</u>	令和 5 年 12 月 26 日	こ支虐第 223 号 こども家庭庁支援局長通知
⑤-7	<u>「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について</u>	令和 5 年 12 月 26 日	こ支虐第 224 号 こども家庭庁支援局長通知
⑤-8	<u>子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について</u>	令和 6 年 3 月 12 日	こ成環第 75 号・こ支家第 108 号 こども家庭庁成育局成育環境課長・支援局家庭福祉課長通知
⑤-9	<u>社会的養護自立支援拠点事業等の実施について</u>	令和 6 年 3 月 30 日	こ支家第 183 号 こども家庭庁支援局長通知
⑤-10	<u>「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」について</u>	令和 6 年 3 月 30 日	こ支家第 186 号 こども家庭庁支援局長通知
⑤-11	<u>妊娠婦等生活援助事業の実施について</u>	令和 6 年 3 月 29 日	こ支家第 184 号 こども家庭庁支援局長通知
⑤-12	<u>「妊娠婦等生活援助事業ガイドライン」について</u>	令和 6 年 3 月 29 日	こ支家第 187 号 こども家庭庁支援局長通知
⑤-13	<u>児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号に定める児童相談所長又は都道府県知事が行う指導の委託について</u>	令和 6 年 8 月 28 日	こ支虐第 350 号 こども家庭庁支援局長通知

⑥ 関係機関との連携に関する通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
(要保護児童対策地域協議会)			
⑥-1	<u>要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について</u>	平成 17 年 2 月 25 日	雇児発第 0225001 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
(警察・検察)			
⑥-2	<u>児童虐待への対応における警察との連携の推進について</u>	平成 24 年 4 月 12 日	雇児総発 0412 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
⑥-3	<u>児童虐待への対応における検察との連携の推進について</u>	平成 26 年 6 月 26 日	雇児総発 0626 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
⑥-4	<u>子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について</u>	平成 27 年 10 月 28 日	雇児総発 1028 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
⑥-5	<u>児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について</u>	平成 28 年 4 月 1 日	雇児総発 0401 第 6 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
⑥-6	<u>児童虐待への対応における警察との連携の強化について</u>	平成 30 年 7 月 20 日	子家発 0720 第 2 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知
⑥-7	<u>児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について</u>	平成 30 年 7 月 24 日	子家発 0724 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知
⑥-8	<u>児童虐待への対応における警察との情報共有に係る留意事項について</u>	平成 30 年 8 月 30 日	子家発 0830 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知
⑥-9	<u>警察との実質的な情報共有による連携の強化について</u>	令和 5 年 3 月 17 日	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡
(保健・医療・福祉・教育機関)			
⑥-10	<u>児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について</u>	平成 24 年 11 月 30 日	雇児総発 1130 第 2 号・雇児母発 1130 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知
⑥-11	<u>要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について</u>	平成 28 年 12 月 16 日	雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知
⑥-12	<u>学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について</u>	平成 31 年 2 月 28 日	内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学総合教育政策局長・文部科学初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 ※別添として「出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）の様子や状況例」、「虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（要支援児童等）の様子や状況例」あり
⑥-13	<u>児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について</u>	平成 31 年 2 月 28 日	内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
⑥-14	<u>保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について</u>	令和 5 年 8 月 4 日	こ成保第 123 号・こ支虐待第 117 号 こども家庭庁成育局長、支援局長通知
⑥-15	<u>保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインについて</u>	令和 7 年 8 月 29 日	こ成保第 503 号・7 文科初第 1261 号 こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
(その他関係機関)			
⑥-16	配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について	平成 31 年 2 月 28 日	府共第 154 号・子発 0228 第 5 号 内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知
⑥-17	民間あっせん機関及び児童相談所の連携のための手引きについて	令和 2 年 7 月 3 日	子家発 0703 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知
⑥-18	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを受けて養子となった児童に関する記録の保有及び当該児童に対する情報提供の留意点について	令和 3 年 3 月 26 日	子家発 0326 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知

⑦ 関係機関における児童虐待防止対応に関する通知等

No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
⑦-1	学校/教育委員会等向け虐待対応の手引き	令和 2 年 6 月	文部科学省
⑦-2	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	令和 5 年 5 月	こども家庭庁
⑦-3	市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き	令和 6 年 7 月	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部、障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課

(3) その他関連通知等

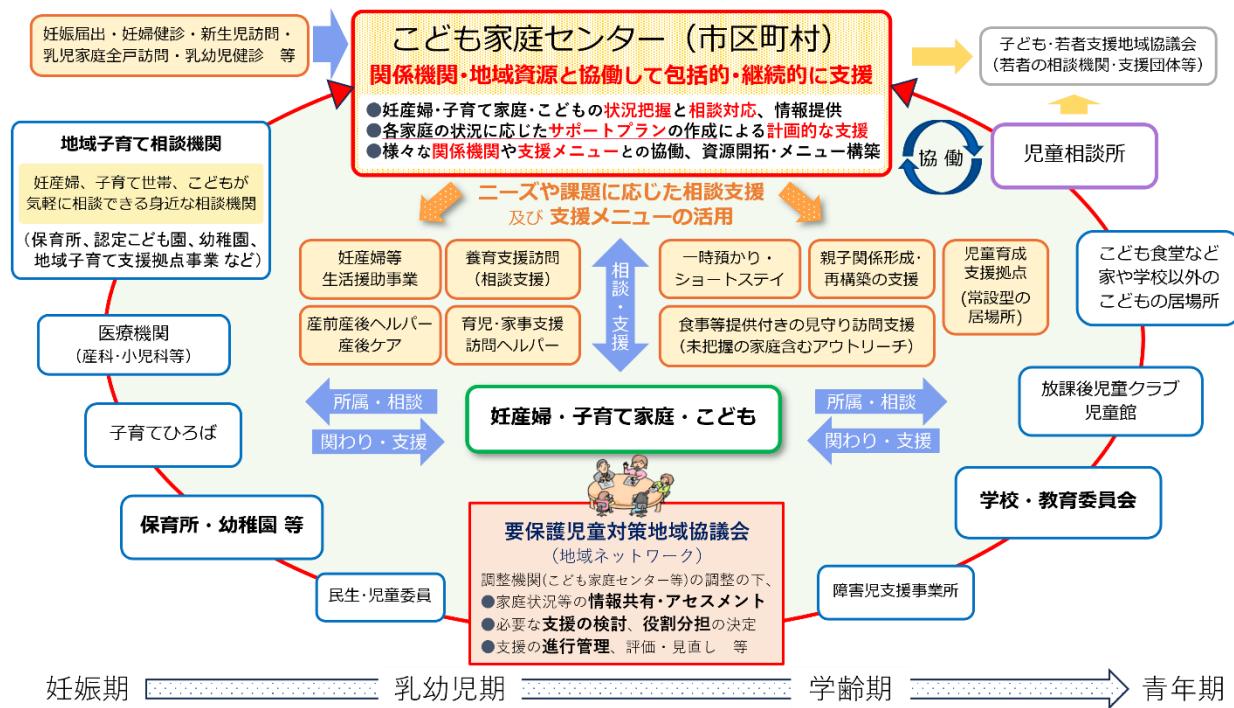
No.	名称	発出年月日	文書番号・発出元
⑧-1	医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について	平成 24 年 3 月 9 日	雇児総発 0309 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
⑧-2	虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について	令和 4 年 3 月 31 日	子家発 0331 第 5 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知
⑧-3	妊娠がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて	令和 4 年 9 月 30 日	法務省民一第 2000 号、医政発 0930 第 1 号、子発 0930 第 1 号 法務省民事局長、厚生労働省医政局長、子ども家庭局長通知
⑧-4	「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」について	令和 4 年 12 月 27 日	子発 1227 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局長通知
⑧-5	宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について	令和 5 年 3 月 31 日	子発 0331 第 10 号 厚生労働省子ども家庭局長通知
⑧-6	「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の全部改正について	令和 7 年 3 月 28 日	こ支虐第 126 号 こども家庭庁支援局虐待防止対策課通知
⑧-7	「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について	令和 7 年 3 月 27 日	こ支虐第 102 号 こども家庭庁支援局長通知

3. その他関連資料

(1) 児童相談所における虐待ケースへの対応の流れ

通告・相談 (受付)	受理	調査	各種診断	判定・援助方針 の決定	援助の実行 (対応)
<ul style="list-style-type: none"> ○受付票の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・全てのケースにつき作成 ・ケースの住所、状態等必要な情報の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○受理会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法等の検討 ・所長、各部門の長、担当者、受付相談員等により組織的に判断 ・ケースの緊急性の評価 ・調査等の方針決定、必要な指示 ○児童記録票の作成（きょうだいの場合個々に作成） 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・原則48時間以内の安全確認の実施（子ども本人を直接目視により確認） ○必要に応じた出頭要求、立入調査、臨検・捜索の実施 ○調査 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者・子どもとの面接、関係者との面接、観察、生活環境調査、照会、委嘱などによる 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども本人、虐待者、家庭環境等を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・社会診断 ・心理診断 ・医学診断 ・行動診断 ・その他の診断 	<ul style="list-style-type: none"> ○判定会議において各種診断を基にケースの総合的判定 ○援助方針会議において援助方針の決定（28条の申請を含む） ○援助指針の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・助言指導 ・継続指導 ・児童福祉司指導 ・児童委員指導 等 ○施設入所措置 ○里親委託 ○面会・通信の制限 ○接近禁止命令
			児童の一時保護 (必要な場面で実施)		
	市町村			(要保護児童対策地域協議会)との連携、役割分担による対応	

(2) こども家庭センターの役割



(3) こども家庭センターガイドラインにおける関連記述

① 第1章 こども家庭センター（全体）

（ア） こども家庭センターの創設の背景・目的

- ・「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター」と「市町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としている。
- ・また、家庭支援事業をはじめとする地域資源を有機的に組み合わせた具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されているものである。

（イ） こども家庭センターの役割

○こども家庭センターが担うべき主な役割は以下のとおり

- ・母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、②こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく提供する。
- ・妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。
- ・個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる。
- ・サポートプランに沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する。
- ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成し、地域資源のネットワークを形成していく中で、既存のサービスや団体とマッチングをさせていく。また、財政支援（家庭支援事業等の担い手に対する市町村の財政支援のこと）等と結びつけることなどにより地域資源を開拓し、関係機関間の連携を強めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。
- ・子どもの権利等についての普及啓発を地域に向けて行い、こども自身が自分らしく生きていく環境を整える。

○子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支えていくことは、児童福祉法上の「家庭養育優先原則」やこどもに安定的なケアを保障するパーマネンシー保障の理念に基づき、こどもたちが地域の中で幸せに暮らし続けることができる社会を創っていく上で非常に重要な意義を果たすものである。

(ウ) こども家庭センターの業務の概要

地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務	<ul style="list-style-type: none">・状況・実情の把握・母子保健・児童福祉に係る情報の提供・相談等への対応、必要な連絡調整・健診等の母子保健事業 ※こども家庭センターで実施するかは任意	／等
支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務	<ul style="list-style-type: none">・相談、通告の受付等・支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との関係構築・合同ケース会議の開催・サポートプラン（又は支援計画等）の策定、評価、更新等・サポートプラン（又は支援計画等）に基づく支援	／等
地域における体制づくり	<ul style="list-style-type: none">・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握・新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓・関係機関間の連携の強化	／等
併せて行うことが望ましい業務	<ul style="list-style-type: none">・要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務・地域子育て相談機関の整備に係る業務・家庭支援事業の利用勧奨・措置に係る業務・在宅指導措置の受託に係る業務	／等

② 第3章 こども家庭センター（児童福祉機能）

(ア) こども家庭支援における児童福祉機能の具体的な業務

- ・こどもの権利擁護の最前線として、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。また、その支援に当たっては、こどもの自立を保障する観点から、妊娠期（胎児期）からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援について、母子保健機能と連携して一体的な支援を行う。
- ・令和4年児童福祉法等改正法で創設された「児童育成支援拠点事業」やこどもが自ら希望して利用が可能となった「子育て短期支援事業」、こども食堂や宅食事業等、こどもが自らの意思で利用することが考えられる事業等について、学校を通じた事業実施日・提供の場等の広報を行うこと。
- ・地域子育て相談機関や、こどもと日々の接点を有する学校・保育所等に対して、こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）等の情報の重要性を十分に共有し、「子どもの様子」や「保護者、家族の様子」に係る見守りの注意ポイント（「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」（令和5年8月4日付けこ支虧177号・こ成保123号 こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知））を具体的に周知し、こども及び家庭の異変を察知した際に、躊躇なくセンターに情報が寄せられるようにすること。

(イ) 支援及び指導

- ・サポートプラン（及び支援方針）に基づき、こどもへの支援、保護者への支援、家族への支援、周囲を含めた社会への支援を行う。在宅による援助を必要とする家庭は、

孤立的で支援が届きにくい場合が含まれる。孤立的な状態が継続することで、事態の悪化や膠着を招く可能性もあることを留意し、継続的な支援を心がける必要がある。また状況に応じて、保護者の行動変容のきっかけとなるよう、積極的な働きかけを行う。その際、必要に応じて家庭支援事業による支援の必要性や利用勧奨・措置についても検討すること。

(ウ) 特定妊婦への具体的な支援

- ・センターにおいては、市町村のリソース（子育て世帯訪問支援事業、母子生活支援事業等）に加え、家庭に親に頼ることができない妊産婦については、令和4年児童福祉法等改正法において都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村の事業として創設された「妊産婦等生活援助事業」の活用を検討しながら、継続的に支援する。

(エ) 要保護児童対策地域協議会の活用

- ・要保護児童対策地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に發揮できるよう、あらゆる場面で調整力を發揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、要支援児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、家庭支援事業等を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う調整機関を担うことが求められる。

(オ) 地域資源の開拓

- ・地域全体のニーズ及び既存の地域資源の把握を十分に行うことが必要である。さらに、ニーズに対して不足している資源については、新たな担い手となり得る者について、市町村内や近隣市町村に事業拠点のある社会福祉法人やNPO法人等を探索し、地域子ども・子育て支援交付金等の活用できる国庫補助事業等を検討しながら、市町村内における新たな支援の実施について打診し、担い手の発掘・養成を行っていく必要がある。

(カ) 施設退所後の支援（アフターケア）

- ・虐待を経験しながら成長してきた若者の場合、18歳到達後も、進学・就職等の自立や、トラウマ等による精神的不調に、長期に渡り悩むことが多いことから、こうした者に対しては、令和4年児童福祉法等改正法において都道府県、指定都市、児童相談所設置市の事業として創設された「社会的養護自立支援拠点事業」等に適切につなげていく。

(4) 一時保護ガイドラインにおける関連記述

① I章 ガイドラインの目的

- ・一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境等の状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- ・しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化等の問題が指摘されている。
- ・平成28年児童福祉法等改正法により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、令和4年児童福祉法等改正法において、一時保護される子どもの状況に応じた個別ケアや子どもの権利擁護等を推進するため、都道府県等は一時保護施設の設置及び運営について、条例で基準を定めることとされた。
- ・子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

② II章 一時保護の目的と性格

(ア) 一時保護の目的

- ・児童福祉法に基づく一時保護の目的（子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため）及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

(イ) 一時保護の在り方

- ・一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- ・一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- ・一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。
- ・一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

①緊急保護

- ・虐待等によりこどもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、こどもの安全を確保するために行う。
- ・こどもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、こどもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内等定期的に検討する。

②アセスメント保護

- ・こどもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行う。アセスメントは、こどもの状況等に適した環境で行う。

(ウ) こどもの権利擁護

- ・一時保護の決定や解除に当たっての意見聴取等措置に関する事項、外出・通信・面会・行動等の児童の権利は正当な理由なく制限してはならず、やむを得ず制限する場合は児童の理解を得るよう努めなければならないこと、被措置児童等虐待の防止等について記載。

③ V章 一時保護生活におけるこどもへのケア・アセスメント

- ・一時保護においてこどもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における各段階における対応、性被害を受けたこども等特別な配慮が必要なこどもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関する事項、留意事項等について記載。一時保護中のこどもと保護者・家族の面会・通信については、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちを踏まえながら、保護者や家族とのつながりを断ち切ることがないよう、親子関係の修復や再構築の観点も踏まえて対応することを記載。

(5) 通告・相談者別の相談対応

※こども家庭センターガイドライン巻末資料

(1) こどもか本人からの相談

- ① 市町村、児童商談所が必ず安全を守ることを伝えた上で、子どもの状況を把握する。
 - ア 協力してもらえる人はいるか。
 - イ 虐待の内容と程度。
 - ウ 子どもが一人で行動できる力の程度や範囲。
 - エ 連絡方法の確認や会って話を聞く約束をする等、子どもの継続的な関わりが持てるようはたらきかける。
- ② 市町村、児童相談所の支援の内容、方法を具体的に説明する。
- ③ 子どもの関わりのある学校等の関係機関と協力して解決していくことを説明して子どもの了解を得る。

(2) 虐待を行っている保護者からの相談

- ① 避難や批判をせず、訴えを傾聴する。共に問題を考える姿勢を示し、必要な場合には解決への方法や見通しについて、具体的な助言や指示をする。
- ② 虐待の内容と程度。
- ③ 被虐待児に対する気持ち。
- ④ 家族関係や生活の状況。
- ⑤ 支援者（親族・関係機関）の有無。
- ⑥ どんな支援を求めているのか。
- ⑦ 市町村、児童相談所の支援の内容、方法を具体的に説明し、来所できなければ訪問することを伝える。

(3) 家族、親族からの相談・通告

- ① 家族、親族としての立場や心配を受け止めながら話を傾聴し、虐待を行っている保護者や被虐待児との関係等についての情報を聴取する。
- ② 家族については、虐待状況の中に置かれている当事者として受け止め、共に家族の問題を考える姿勢で向かい合う。解決への方法や見通しについて具体的な助言や指示が必要な場合もある。
- ③ 親族の通告には、虐待を行っている保護者への恐れからの躊躇や、家族間の軋轢による中傷等が含まれることもあるので、通告の真意を十分理解して状況を把握する必要がある。具体的な助言や指示等は慎重に行わなければならない。

4. 参考文献等

参考文献

- 小林美智子（1994）「児童虐待とその対応について」大阪母子保健研究会編「子どもなんて大きらい-被虐待児への援助（報告書 Part4）」せせらぎ出版
- 佐藤拓代（2008）「虐待予防と親支援—保健所からのレポート」（津崎哲郎、橋本和明編「児童虐待はいまー連携システムの構築に向けて」ミネルヴァ書房）
- 野沢慎司他編著（2006）「Q & A ステップファミリーの基礎知識」明石書店
- 大阪市こども青少年子育て支援部こども家庭課（2012）「これから的人生にホップ・ステップ・ジャンプ～ステップファミリーの幸せのために～【おとな編】」
- 大阪市こども青少年子育て支援部こども家庭課（2012）「泣いて 笑って 怒って～ステップファミリーの幸せのために～【こども編】」
- 安部計彦（2012）「市区町村が対応するネグレクト事例の実態」子どもと福祉5 明石書店
- 安部計彦（2012）「ネグレクト事例における引きこもりと援助拒否の背景と子どもへの影響」西南学院大学人間科学論集7(2)
- 「犯罪被害者の方々へ 被害者保護と支援のための制度について」（令和7年3月 檢察庁）
- 令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況（令和7年3月 警察庁生活安全局人身安全・少年課）
- 令和6年度犯罪白書（法務省）
- 犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援（第33期青少年問題協議会答申）（東京都青少年問題協議会）
- 日本小児科学会 子どもの生活環境改善委員会「子ども虐待診療の手引き 第3版」（2022.3.19改訂）

調査報告書等

- 「全国児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」報告書（平成21年7月 全国児童相談所長会）
- 厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 障害児虐待等についての実態把握と虐待予防に関する家族支援の在り方、障害児通所 事業所・障害児入所施設における事故検証について（一般社団法人日本子ども虐待防止学会）
- 転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ（令和4年12月20日 全国児童相談所長会）
- 平成16年度厚生労働科学研究費補助金「被虐待児と家族への医療における在宅ケアに関する研究」（研究者代表者 杉山登志郎）「被虐待児への医学的総合治療システムのあり方に関する研究」（奥山 真紀子）
- 平成19年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「DV被害者の支援に関するガイドライン作成に関する研究」（研究代表者：石井朝子）
- 平成22年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・ケアに関する研究」児童相談所における性的相談対応ガイドライン 2011年度版（研究代表者 柳澤正義）
- 平成25年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究」児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック（研究代表者 加藤則子）
- 平成29年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究」都道府県・指定都市・特別区・児童相談所設置自治体 子ども虐待重大事例検証の手引き（研究代表者：奥山真紀子）
- 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」（親子関係再構築支援ワーキンググループ）

- 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「D V対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン（全体編）D V・児童虐待併存事案のスクリーニング方法と連携機関へのつなぎ方」「D V・児童虐待対応のためのガイドライン」（株式会社リベルタス・コンサルティング）
- 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）
- 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（株式会社日本総合研究所）
- 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保護者と協働して児童の最善の利益を確保するために～困難場面における保護者対応ガイド～」（PwCコンサルティング合同会社）
- 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」（国立成育医療研究センター）
- 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「警察からのいわゆる「面前D V」に係る通告の収集・分析に関する調査研究」（有限責任監査法人トーマツ）
- 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「ヤングケアラー支援の効果的取組に関する調査研究（有限責任監査法人トーマツ）
- 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「ヤングケアラー支援ガイドライン（仮称）の策定に向けた調査研究」（有限責任監査法人トーマツ）
- 令和6年度調査研究「予期せぬ妊娠等による支援が必要な妊産婦の効果的な支援プロセス等に関する調査研究報告書」（有限責任監査法人トーマツ）

ウェブサイト

- 内閣府男女共同参画局ウェブサイト
- 厚生労働省依存症対策ウェブサイト
- 依存症対策全国センターウェブサイト
- 子どもの虹情報研修センターウェブサイト